

利用者評価に基づく都市公園の利便性向上のための
バリアフリー整備の効果と整備の方向性に関する研究

2014年1月

千葉大学大学院園芸学研究科

環境園芸学専攻 緑地環境学コース

李 志雄

(千葉大学審査学位論文)

利用者評価に基づく都市公園の利便性向上のための
のバリアフリー整備の効果と整備の方向性に関する研究

2014年1月

千葉大学大学院園芸学研究科

環境園芸学専攻 緑地環境学コース

李 志雄

目次

1章. 研究の背景、目的、方法及び論文の構成

第1節 研究の背景.....	1
第2節 研究の目的.....	6
2-1 既往の関連研究	
2-2 本研究の位置付け	
2-3 研究の目的	
第3節 研究の方法及び論文の構成.....	8
3-1 研究の方法と論文の構成	

参考文献

第2章. 日本のバリアフリー関連政策にみる都市公園の位置づけ

第1節 はじめに.....	1 5
第2節 バリアフリーに関連する政策.....	1 5
2-1 福祉のまちづくり	
2-2 ハートビル法	
2-3 交通バリアフリー法	
2-4 バリアフリー新法	
2-5 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	
第3節 海外のBF関係制度.....	3 6
第4節 まとめ.....	3 7

参考文献

3章. バリアフリー化された都市公園施設に対する利用者の評価

第1節 本章の目的と方法.....	4 0
1-1 本章の目的	
1-2 研究方法	
1-2-1 対象地概要	
1-2-2 調査方法	

第2節 都市公園における遊具安全確保に関する指針の概要	4.4
第3節 結果	4.4
3-1 利用者属性	
3-2 公園施設の各評価項目及び施設満足度	
3-3 項目と公園施設満足度の相関関係	
3-4 公園施設に対する不満要因	
第4節 本章の結論	5.6

参考文献

4章. 都市公園利用におけるバリアフリー

第1節 本章の目的と方法	5.9
1-1 本章の目的	
1-2 研究方法	
第2節 調査対象公園の整備状況	6.2
2-1 施設に関するガイドラインの基準と整備状況との比較	
2-2 遊具安全指針の基準と整備状況との比較	
第3節 各々の公園のBF化された施設に関する利用者の評価	6.5
3-1 公園利用者の属性	
3-1-1 利用者のハンディキャップ	
3-1-2 利用者の性別と年齢	
3-1-3 公園利用者の来園距離	
3-1-4 公園利用の目的	
3-1-5 利用者の同伴者	
3-1-6 利用する公園の選定基準	
3-2 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価と相関関係	
3-2-1 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価	
3-2-2 利便性及び満足度と項目との相関関係	
3-3 各公園の公園施設別の利用者の評価の差	
3-4 各公園の全体満足度と公園施設評価との相関関係	
3-4-1 各公園の全体満足度	

3-4-2 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係

3-5 利用者の公園施設への要望事項

第4節 本章の結論.....93

参考文献

5章. 障害者の都市公園利用を促すためのバリアフリー

第1節 本章の目的と方法.....97

1-1 本章の目的

1-2 研究方法

第2節 障害者施設概要.....101

2-1 障害者施設の種類及び規模

第3節 障害者施設の公園利用状況.....101

3-1 障害者施設の公園利用有無

3-2 公園利用目的及び利用公園の選定基準

3-2-1 公園利用目的

3-2-2 利用する公園の選定基準

3-3 利用する公園までの移動時間及び手段

3-3-1 利用する公園までの移動時間

3-3-2 利用する公園までの移動手段

3-4 公園利用の形態と利用する施設

3-4-1 公園利用の際の活動の内容

3-4-2 利用する施設

3-5 公園利用の妨げになる要因及びバリアとその改善案

3-5-1 公園利用の妨げになる要因と改善案

3-5-2 公園利用の際のバリアと改善案

第4節 公園利用のための情報.....112

4-1 公園利用のために必要な情報

4-2 効率的な情報入手のための手段

第5節 本章の結論.....114

参考文献

第6章 まとめと総合考察

第1節 各章のまとめ.....1.1.7

第2節 総合考察及びガイドラインへの提案.....1.2.2

1章. 研究の背景、目的、方法及び論文の構成

第1節 研究の背景

第2節 研究の目的

2-1 既往の関連研究

2-2 本研究の位置付け

2-3 研究の目的

第3節 研究の方法及び論文の構成

3-1 研究の方法と論文の構成

参考文献

1 章. 研究の背景、目的、方法及び論文の構成

第1節 研究の背景

生活環境と生存条件の改善、医療技術の進歩によって長寿化が進んでいる¹⁾。特に日本は平均寿命世界第1位の国であり、年々、高齢者人口が増えつつあることに加え、少子化も同時に進行し、超高齢化社会と呼ばれている。高齢化率は1950年に10%を超え(10.3)、2010年には23.0%となっている。また、身体障害者の数も年を経るたびに増えつつある²⁾。

障害者及び高齢者の増加に伴い、これらの人々に対する認識も変化してきた。その変化のひとつは障害者を助ける対象ではなく、共に生きていく社会の1人として認めるようになったことである。1970年代から欧米のノーマライゼーションの影響を受け、各自治体における福祉のまちづくり運動が始まり、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称ハートビル法、1994)」、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称交通バリアフリー法、2000)」を経て、現在の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー新法、以後新法、2006)」の制定に至った³⁾。こうした動きは国内だけに留まらず、2006年12月13日の第61回国連総会において選択議定書とともに採択された国連障害者の権利条約が2007年3月30日にニューヨーク国連本部において署名のために開放され、日本政府は9月28日(日本時間29日)に条約に署名した⁴⁾。

ハートビル法や交通バリアフリー法、新法はバリアフリー(以後BF)という概念の基で策定された。BFとは一般に以下のようなことを意味する。高齢者や障害者は日常生活における空間利用や勤労活動、政府サービス利用等の社会活動への参加及び移動能力が一般人と比べて著しく落ちる。高齢者や障害者には現実的に日常生活や社会活動において社会的障壁(バリア barrier)があらゆるところに存在し、このような社会的バリアをとり除くことにより、高齢者や障害者も健常者と同等に空間利用ができるようになり、生活の質を高める

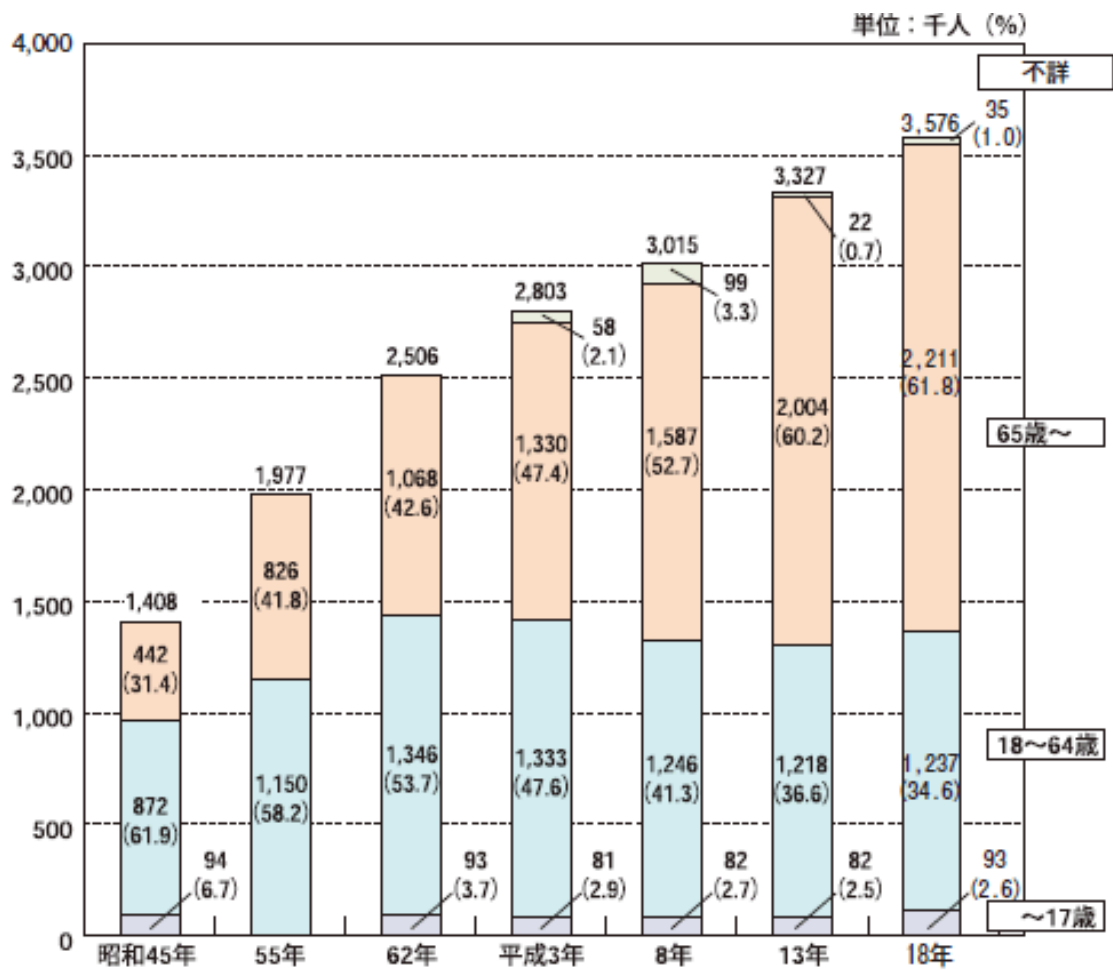
ことができるという、環境の形成に対する認識が醸成された。またこのような認識を土台として、施設や制度のバリアをとり除いていくことが必要である。以上のような考え方に基づき、日本では関連政策が策定され、BF を展開しながら高齢者や障害者の自立した社会参加を支援していく土台が築かれつつある。

ハートビル法は公的建物のバリアフリー化整備という点的イメージが強く、その点をつなげるため、交通バリアフリー法が策定されたが、その点と線を含め、社会全体（面）にかけてバリアフリー整備をするため、両法を統合・拡大して新法が制定された。

新法の対象には既存のハートビル法や交通バリアフリー法の対象であった建物や交通機関以外の分野も含まれるようになった。都市公園もそのひとつである。新法により、都市公園における BF 化整備が義務つけられるようになった。その内容として、新法の策定以後に新設・改造される公園は BF 化整備が義務になり、また既存公園にも BF 化整備に励む義務が生じた。中央政府は都市公園における BF 化を義務化することに止まらず、国土交通省が公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、2008 年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（以降、ガイドライン）を策定した。また、財政難の自治体を支援するため、都市公園バリアフリー化緊急支援事業を 2008 年から 2012 年にかけて、5 年間実施した。それに加え、275 の市町村が BF 基本構想を作成する（2012 年 9 月 30 日現在）等、日本は中央政府のみならず、自治体も BF 事業を進めている。このように日本では社会全般にわたって BF が重要なキーワードになっており、都市公園の整備にも重要な役割を果たしていると考えられる。

表 1-1. 高齢化率の推移（高齢社会白書平成 25 年版参照）

年	総数（万人）	老年人口（万人）	高齢化率（%）
1950	8320	411	4.9
1955	8928	475	5.3
1960	9342	535	5.7
1965	9827	618	6.3
1970	10372	733	7.1
1975	11194	887	7.9
1980	11706	1065	9.1
1985	12105	1247	10.3
1990	12361	1493	12.1
1995	12557	1828	14.6
2000	12693	2204	17.4
2005	12777	2576	20.2
2010	12806	2925	23



注：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。
 資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」

図 1-1. 障害者人口（障害者白書 平成23年版より）

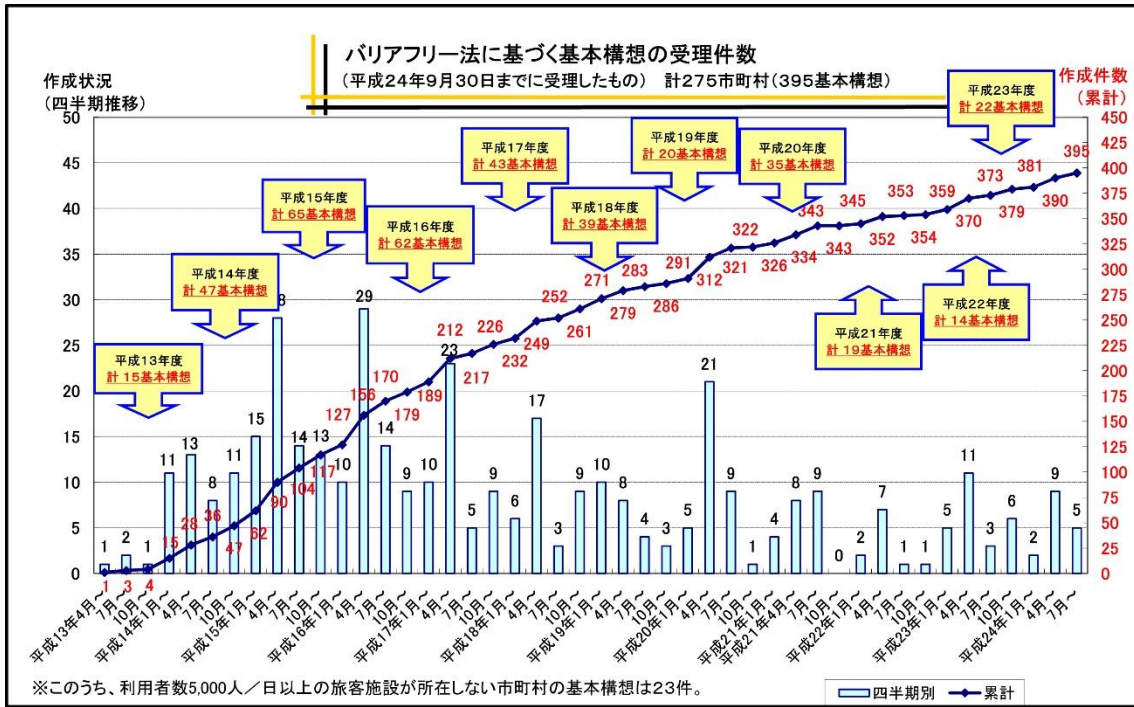


図 1-2. バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数 (国土交通省 HP より)

第2節 研究の目的

2-1 既往の関連研究

都市公園におけるBFに関連する研究をレビューするにあたり、関連する研究として、BFの主な対象である障害者及び高齢者の公園利用に関する研究、都市公園におけるBF化整備の基準や整備状況、BFと密接な関係を持つユニバーサルデザイン（以降、UD）に関する研究である。

障害者と高齢者の特徴を把握し、公園利用のパターンや必要な条件、要望を明らかにする研究^{5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13)}は多くの蓄積がある。都市公園におけるBF化整備の基準は障害者や高齢者の公園利用に関する研究を基に国が政策として定め、BF化を進めており¹⁴⁾、都市公園におけるBF化整備のために必要な与件に関する研究がなされている^{15) 16) 17) 18) 19) 20)}。

新法の整備対象となる特定公園施設を定める経緯は有職者、障害者団体、地方公共団体等様々な関係者からの意見を踏まえ、パブリックコメントを経て定めた等²¹⁾、日本では多様な研究やあらゆる分野の関係者の議論を踏まえ、政策に基づきBF化を進めており、現在バリアフリー新法の策定・実行まで至っている。

BFと密接な関係を持つUDは1980年代後半からアメリカのロン・メイスが提唱した。BFとUDの違いは以下のようなものである。

障害をもった人々を対象にして「バリアをなくす」だけでなく、誰にでも（ユニバーサル）バリアが少なく使いやすいデザインという意味であるが、BFは障害を「特別視する対応」であるのに対して、UDは「すべての人を対象」とする²²⁾。しかし新法はユニバーサルデザインの影響を受け、ガイドラインの対象を来園するすべての人とした。

また、BF は障害を強調するが UD は隠蔽する²³⁾、UD はすべての人にさりげなく²⁴⁾・多様性を持たせる²⁵⁾ という特徴をもっているため、BF のように基準 (スタンダード) を立てるのが困難であるという違いがあるといえる。

以上のような既往研究のながれを全般的にみると、日本では蓄積された障害者や高齢者の公園利用に関する研究とあらゆる分野の意見を取りまとめ、政策をつくり、都市公園における BF 化整備を UD の影響を受けながら進めているといえるが、都市公園の BF 化整備後にその効果や問題点を検証し、その結果をガイドラインや実際の整備にフィードバックするための研究はあまりされていない。

2-2 本研究の位置付け

以上を踏まえると、既往研究は主に新法の制定前の高齢者や障害者を中心とした公園利用に関する研究であり、BF 化整備であると定義づける基準があいまいである。また、BF 化された公園のすべての利用者を対象として意識調査を行い、BF 化整備の効果を検証する研究はあまりされていないのに対して、本研究では、新法のガイドラインの基準を満たしている公園施設を BF 化整備として定義づけ、高齢者や障害者のみならず、公園を利用するすべての利用者を対象として BF 化整備効果の検証を行った。さらに障害者施設での意識調査を通じて BF の主な対象である障害者の公園利用に関する意見を把握した。その結果に基づき、国の政策であるガイドラインによる BF 化整備の効果や問題点を把握し、より利用者の利便性を向上させる改善案について考察した。

2-3 研究の目的

高齢者や障害者の自立した公園利用を支援するうえで、現在進められている都市公園における BF 化整備を引き続き進めることは重要であるが、それに加えて、整備された施設に対

する公園管理者、公園利用者の評価の結果を政策にフィードバックさせ、整備効果や問題点、改善案を模索することも必要である。特に公園利用の主体となる公園利用者による評価の結果を政策にフィードバックさせることが非常に重要であり、整備効果を計るバロメーターになるといえる。本研究では公園利用者の観点から都市公園におけるBF化整備を評価し、その効果や問題点を明らかにすることにより、都市公園におけるBF化整備のあり方や改善案について提案することを目的とした。

第3節 研究の方法及び論文の構成

3-1 研究の方法と論文の構成

第1章から第2章は、本研究の背景と目的、BFに関連する政策について概説し、都市公園におけるBFの流れや現状を既往研究や国の政策に関する資料等を用いて考察し、本研究全体の背景と方向性を示す。

第3章は、本研究では都市公園におけるBF化整備をガイドラインの基準に満たすことと定義づけたため、この基準を満たし、またガイドラインの対象ではないが、最も利用度が高い遊具が「都市公園における遊具安全確保に関する指針（以後指針）」をもとに整備されている都市公園を選定し、公園利用者の意識調査を通じて、ハンディキャップを持っている利用者と持っていない利用者の施設及び整備項目に対する評価や満足度との相関関係、不満要因を把握し、整備効果や問題点、不満要因を明らかにする。

第4章は、対象公園の施設の実測を行い、ガイドラインと指針の基準を比べてBF化整備の実態を把握する。また、公園利用者の意識調査を通じて対象公園の施設整備の実態に対する評価の内容を比較し、ガイドラインによる施設整備以外の利便性向上要因及び公園利用の際のバリアを明らかにする。さらに、公園施設と評価項目、また施設と公園全体の利用満足度との相関関係を分析し、施設の利便性向上につながる評価項目とBF要因が全体満足度

に及ぼす影響を把握する。施設に対する要望を把握し、ガイドラインに追加すべき基準を明らかにする。

第5章は、3章と4章の調査の際、対象公園の障害者利用度が低く、また回答率も低かった。そのため障害者の意識を把握することとした。そこで、障害者が最も集まる場所であり、生活している場所である障害者施設で、施設を総括管理する職員と障害者を直接お世話している職員を対象とした意識調査を実施し、障害者の公園利用状況、利用の際のバリア、利用する／しない理由、必要とする情報等を明らかにする。

第6章は各章のまとめと総括を行う。

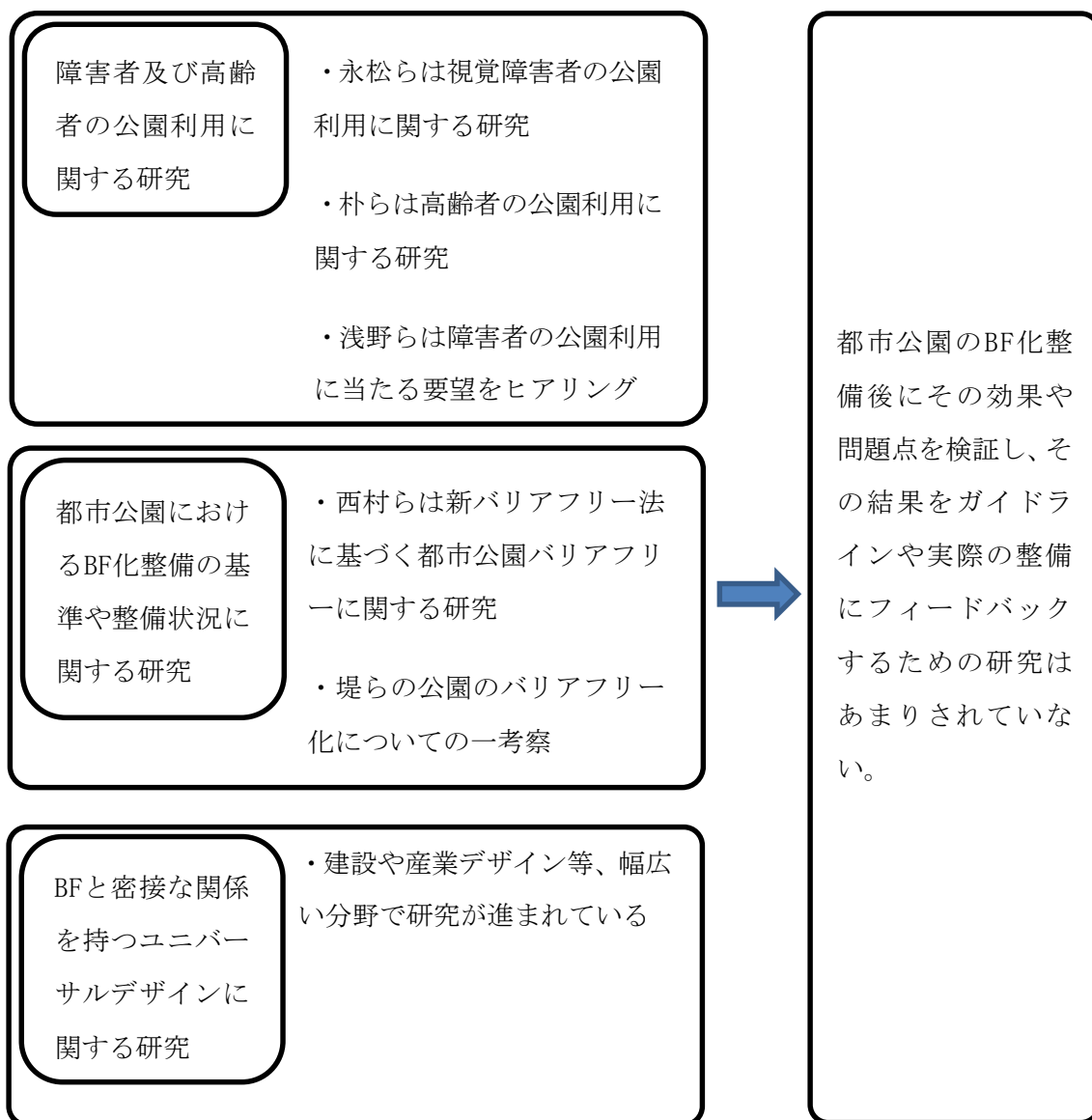


図 3-1. 論文の位置づけ

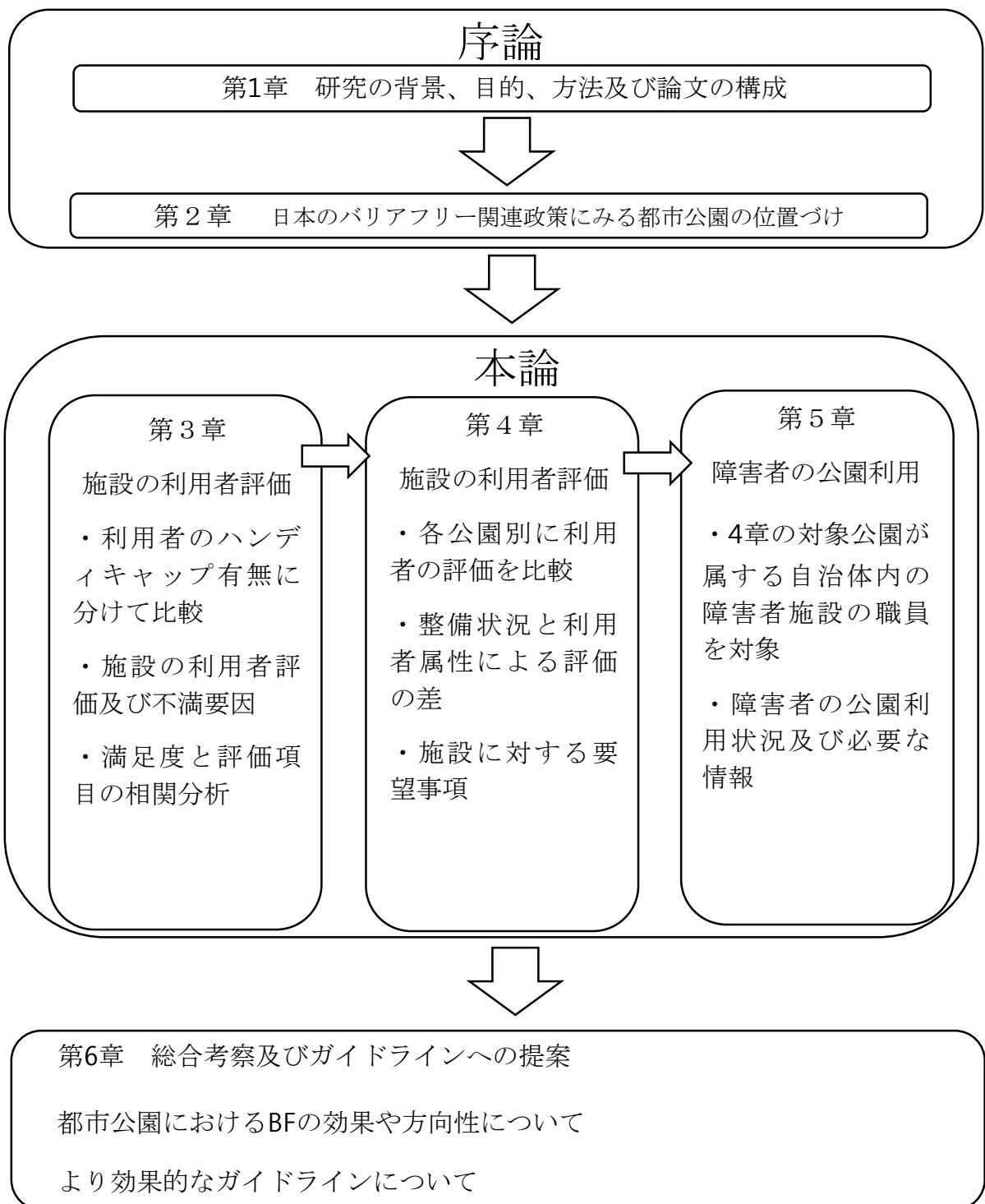


図 3-2. 論文の構成

参考文献

- 1) 朴永吉、高齢者の公園利用の空間的規定要因に関する研究、2000、学位論文
- 2) 内閣府の障害者百書の平成23年版、
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
- 3) 鈴木 賢一、バリアフリーからユニバーサルデザインへ--交通バリアフリー法の見直し、2006、Issue brief (526)、1-9、巻頭1p、巻末1p、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 4) 国連障害者の権利条約、障害保健福祉研究情報システムHP。
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Convention.html>
- 5) 美濃 伸之、永留 真雄、森田 智子、国営滝野すずらん丘陵公園における様々な移動制限を有するユーザの公園利用実態、2010、ランドスケープ研究 Vol. 73、No. 5
P 477-480
- 6) 永松 義博、岩渕 由生子、長澤 栄子、視覚障害者の公園利用実態と公園施設への要望、2001、Bulletin of the Faculty of Horticulture、Minamikyushu University、Natural science (31)、27-38.
- 7) 永松 義博、視覚障害者の公園利用に関する研究、1990、都市計画、近畿支部、建築雑誌、建築年報、120.
- 8) 浅野 房世、亀山 始、三宅祥介、1996、人にやさしい公園づくり：バリアフリーからユニバーサルデザインへ、鹿島出版会、10-22P
- 9) (財) 都市緑化技術開発機構公園緑地バリアフリー共同研究 会編、公園のユニバーサルデザインマニュアル：人と自然にやさしい公園をめざして、2000、鹿島出版会、40-45P
- 10) 竹田 喜美子、張 皓、長谷川 静子、高齢者の健康とコミュニケーションのための公園に関する一考察 健康遊具のある横浜市入船公園の事例、2012、學苑 861、15-28.

- 1 1) 朴 永吉、田代順孝、木下 剛、高齢者の公園利用と来園距離との関係に関する研究、1998、ランドスケープ研究、VOL. 61 No. 5 781～784
- 1 2) 朴 永吉、田代順孝、木下 剛、高齢者の公園利用とその空間的条件に関する研究、1991、第13回環境情報科学論文集、No. 13、37～42
- 1 3) 朴 永吉、田代順孝、木下 剛、都市公園の規模比較から見た高齢者の公園利用に関する研究、1999、千葉大学園芸学部学術報告 第53号 29～37.
- 1 4) 西村五次郎、芦澤拓実、新バリアフリー法に基づく都市公園バリアフリー化に関する課題、2005、Parks and Open Space Research Institute report、39-49
- 1 5) 堤 昌文、沈 磊泳、公園のバリアフリー化についての一考察、2011、Memoirs of Nishinippon Institute of Technology 41、 67-73.
- 1 6) 美濃 伸之、障害当事者の写真判読による公園バリアフリー情報の取得とそれを利用したバリアフリー情報提供手法の開発、2010、公園管理研究：公園管理運営研究所報告 5(-) (-)、 62-67.
- 1 7) 高齢者の方も、障害のある方も、誰でも共に集い憩える公園―熊本県水俣広域公園（都市公園におけるバリアフリーの対応と展開）、2007、熊本県土木部都市計画課、Parks and open spaces 67(6)、 47-49、図巻頭1p.
- 1 8) 札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課、みんなでつくった、バリアフリーパーク―札幌市藤野むくどり公園（都市公園におけるバリアフリーの対応と展開）、2007、Parks and open spaces 67(6)、 29-32、図巻頭1p.
- 1 9) 岡本 朗、志摩 邦雄、小柳 武和、偕楽園公園における車いす利用者から見たバリアの実態(セッション2a「情報・バリアフリーマップ」、研究発表2)、2005、福祉のまちづくり研究 6(2)、 9.
- 2 0) 西村 正次郎、芦澤 拓実、新バリアフリー法での都市公園バリアフリー化基準の検討、2005、Parks and Open Space Research Institute report 2005年度、 39-49.
- 2 1) 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく都市公園のバリアフリー化の推進について、2007、公園緑

地 VOL. 67第6号 (通巻346号). 6~17p

- 2 2) 村山 隆司、RAとユニバーサルデザイン、2007、The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine、Vol. 44、No. 7
- 2 3) 川内 美彦、ユニバーサルデザイン：バリアフリーへの問いかけ、2001、学術出版社.
- 2 4) 浅野 房世、バリアフリー、ユニバーサルデザインからユニバーサルシステムへ、2007、公園緑地 VOL. 67第6号通巻346号). 18~21p
- 2 5) 浅野 房世、亀山 始、三宅祥介、人にやさしい公園づくり：バリアフリーからユニバーサルデザインへ、1996、鹿島出版会、118P

第2章 日本のバリアフリー関連政策にみる都市公園の位置づけ

第1節 はじめに

第2節 バリアフリーに関連する政策

2-1 福祉のまちづくり

2-2 ハートビル法

2-3 交通バリアフリー法

2-4 バリアフリー新法

2-5 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

第3節 海外のBF関係制度

第4節 まとめ

参考文献

第2章 日本のバリアフリー関連政策にみる都市公園の位置づけ

第1節 はじめに

日本では、高齢化社会の進展や障害者の増加等により、障害者や高齢者の自立した社会参加を支援するためのBFへの取り組みが進められている。国は政策を策定・実行する等、BFに積極的に取り組んでいる。都市公園においてもBF化整備は新法の下で義務付けられるようになっており、都市公園におけるBF化整備は法的な拘束力を持つ取り組みとなっている。本章ではBF化整備の法的裏付けとなっている新法の制定までの経緯を概観し、新法における都市公園のバリアフリーの位置づけとその特徴について明らかにした。特に、都市公園において特定12施設がBF化整備の対象となった経緯や理由について検証し、第3～5章の分析および第6章の総合考察を行う上での前提条件について整理した。

第2節 バリアフリーに関連する政策

2-1 福祉のまちづくり

福祉のまちづくり運動は1970年前後からノーマライゼーション思想に大きく影響を受けて始まった¹⁾。ノーマライゼーションは1950年代にデンマークの知的障害者施設から始まり²⁾、その意味は「障害のある人々が、健常者と同様に希望する活動を行うことができるように、環境を整えるという考え方」である³⁾。日本の基礎自治体レベルで行われた最初の活動事例は「町田市福祉環境整備要綱」である⁴⁾。その後、福祉まちづくり条例は全国に広がり、広域自治体である、県レベルでも制定されたが、殆どが障害者の対策という限定を伴っている。

中央政府の中で、福祉のまちづくりに比較的早く取り組んだのは厚生省である。この福祉のまちづくりは1973年の「身体障害者モデル都市」環境事業から始まった⁴⁾。まちづくり市民運動も盛んになり、車いす使用者による「生活圏拡大運動」等が展開され、障害者を「施設」から「地域」へ、施策の視点も「更正」から「共生」に進歩した⁵⁾。東京都における福祉のまちづくり整備指針(1987)の制定の際、福祉のまちづくりを「ハードとソフトの実践過程だ」と定義つけた。つまり、障害を持つ人が生活できる社会基盤の整備を建物や道路、交通施設等のハード領域のみならず、人の補助、コミュニケーションの手段等のソフト的対策の実践を通して

形を築いていくプロセスとして位置づけた。それに加え、指針のみの整備ではまちづくりを展開するのは困難と判断し、福祉まちづくりのモデル地区造成事業を1990年代から何十ヶ所の地区計画を実施した。これはその後、建設省(現国土交通省)の住宅局の福祉まちづくり事業(1991年)と人に優しいまちづくり事業(1994年)に繋がったと考えられる⁴⁾。

高齢者人口の増加は、老人介護とそれに伴う経済的貧困、また、一人暮らしの高齢者が寝たきりになる等の高齢者の健康状態や生活の質に関することが社会問題となり、高齢者の生活の質を向上させるために、ホームヘルパーサービス、老人保健福祉計画等の行政の取り組みや関連する研究が行われた⁶⁾。福祉のまちづくりは高齢者や障害者の移動及び施設利用に関することのみならず、生活の質を上げるために、行政サービス提供、また自治体別に多様な事業が行われている⁷⁾。バリアフリー新法が制定されてから既存の福祉のまちづくり条例を改正する自治体が増えている⁸⁾。福祉のまちづくりは時代と共に変化し、福祉の質を上げるための指針として使われている。しかし、条例であるため、法的根拠は弱く、自治体間で進捗状況に差があるという限定を持っているといえる。

2-2 ハートビル法

大規模な公共的建築物の整備が進むのに伴い、建物における高齢者及び障害者等の利便性を向上させることに関心が払われるようになった。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称：ハートビル法)」が1994年に制定された。心を持つハートフル(heartful、《心からの、心のこもった、の意》優しさがあふれているさま。愛に満ちているさまの意味、goo辞書)な建物をつくるための法律という意味を込め、ハートビル法と通称されている。この法律の目的は高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、不特定かつ多数が利用する建築物において、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるような整備を促進し、良質な建築物のストックの形成を図ることである。対象として学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場等公共の性格を持つ建物である⁹⁾。ハートビル法は、主に民間施設が対象にあり、民間施設に公共性を持たせるための法制度であって、基礎的基準に基づく建築主の自主的な努力を促し、建物のBF化を進めている^{10) 11)}。公共的建築物の内部のアクセス性を向上させ、高齢者や身体障害者とその建物を利用する際のバリアを取り除くために車椅子のための通路の幅、階段の手すりの基準、障害者対応のトイレ等の施設整備が行われた。この法律は、制定されてから10年経った2003年

に10年間の経験をふまえて改正された。

2-3 交通バリアフリー法

ハートフル(heartful)な建物を整備してもその建物までの移動が円滑ではなければ利用するのに困難である。このように、建物に繋がる道路及び交通の重要性が取り上げられ、公共交通機関と駅等の旅客施設を中心とした地区のBF化を総合的に推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が2000年に制定された¹⁾。この法律の制定を受け、道路のBFのみならず、バスや旅客船等の運行手段、駅や旅客ターミナル等のBF化の整備が行われた。都心部には高齢者や車椅子利用者のためにノンステップバスや車椅子利用者が駅の階段を上るためのリフト、定期旅客船の車椅子スペース確保、トイレ等のBF化が進められた。それにより、移動に困難を感じる高齢者及び障害者が円滑な移動ができるようになり、移動権が保障されるようになった。

2-4 バリアフリー新法

公共の性格を持つのは建物のみならず、公園緑地、公共駐車場等があり、これらの施設に関するBF化は法的に義務付けられなかった。都市公園を福祉のまちづくりの対象としている自治体があるが、それは条例に基づくもので、また条例を持たない自治体も存在し、自治体別にBF化の状況が異なった。そのため、ハートビル法、交通バリアフリー法の対象外となる施設物を法的に義務付け、全国的にBF化を進める必要が生じた。交通バリアフリー法施行から5年後の2006年、それは同法見直しの年となった。より総合的・一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることが必要となっていたことによる。全国レベルで社会全般的なBF化を進める必要性を考慮し、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡大した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー新法、以下、新法)」が制定された(12)。この法の制定により、既存のハートビル法と交通バリアフリー法は廃止となり、一つの法律の下で社会全般的なBF化が進められるようになった。新法は対象が交通機関、道路、公園等、公共建築物等まで、身体障害者からすべての障害者へ、細かい基準化の対象を一部広げたこと(福祉タクシー車両等)が大きな特徴である¹³⁾。この制度化により、初めて法的拘束力を

持った、都市公園のBF化整備が実施されるようになった。また国土交通省令で「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（以下、ガイドライン）」が制定された。「ガイドライン」とは新法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示したもので、公園管理者のBFに対する理解を深め、利用者の多様なニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、公園施設の整備を行う際の考え方を示すものである^{1 2)}。ガイドラインの対象施設は、「都市公園に設置される公園施設のうち、新法の施行令に規定される12施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示場、標識）」である。ガイドラインでは、BFの主な対象者は高齢者、障害者、妊産婦、けが人等であるが、これらの対象者のみならず、本来、来園するすべての人々が利用しやすい公園が望ましいという、いわゆるUDの考え方に配慮して整備することが望ましいと明記されている。また、ガイドラインは都市公園におけるBF化を補助するため、特定12施設の整備のための思考・方針・基準を定めている。ガイドラインには特定公園施設の整備基準を標準的な整備内容と望ましい整備内容と分けて示している。公園施設のBF化整備が法定化されたものの、その整備を行うためには財政という面が重要となる。地方分権が進む一方で、財政的基盤が弱い自治体にとってBF化整備は非常に難問でもある。そのため、ガイドラインと共に都市公園BF化緊急支援事業を通して財政的に困難な自治体の都市公園のBF化整備を支援している。

2-5 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

新法の対象に都市公園が含まれた経緯及びガイドラインの特定12施設の基準の経緯等をより詳しく把握するため、国土交通省の公園緑地・景観課に2012年12月26日に、都市公園が新法の対象となった経緯、ガイドラインの基準がUDの影響を受けた経緯、対象となる特定12施設の選定基までの経緯やその理由、ガイドラインの見直し、ガイドラインが参考にした海外事例等の質問紙を設け、ヒアリング調査を行ない（券末資料編の国土交通省へのヒアリング参照）、ガイドライン制度までの経緯を以下のようにまとめる。

交通バリアフリー法等の見直しを実施する2005年を迎え、国土交通省内で、既往の法が旅客施設及び車両等並びに建築物に限られていると議論され、新たに、高齢者、身体障害者等の日常生活及び社会生活において通常利用されると考えられる道路、野外駐車場、公園についても、新設または改良時にBF化のための基準に適合することを講じることとなった。一方、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というUDの考え方に基づき、今後の社会資本整備、交通分野に

おける取り組み方針として「ユニバーサルデザイン政策大綱」が2005年7月に公表された。ハートビル法と交通バリアフリー法が各々の施設の整備や建築物と公共交通機関相互の連携等のハード面のみ対応しており、「公平」、「選択可能(柔軟)」、「参加」等のUDの考え方を踏まえて見直した場合、その対応は十分ではないことが課題とされ、人的介助等のソフト面も施策の検討が必要であるとされた。これらを踏まえ、公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・連続的なBF化を促進し、BF施策を総合的に推進するため、ハートビル法と交通バリアフリーを統合・拡充した新法を2006年6月に制定し、12月から実行しており、同法やBF化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針(最終改正は2011年、国家考案委員会、総務省、国土交通省告示第1号)」に基づき、公共施設等のBF環境の整備を推進している。これらの流れに基づいて「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が2005年に策定され、それに基づいて公共施設等のBF環境の整備を推進している。

都市公園のBF化を進めるため、一律の基準による適合義務化が必要である公園施設として、日常時の公園利用における移動、安全の確保、災害時の避難場所等としての円滑な移動など、高齢者や障害者等の移動・利用上の利便性及び安全性を確保するために不可欠な公園施設という観点から都市公園法に定められている公園施設中、12施設を選定した(図2-1)。特定公園施設として選定することが困難な施設は以下である。

1) 公園施設の目的や特性から、公園利用者の利用に直接関わらない公園施設であり、特定公園施設としてなじまないもの

- ・利用者の利用に直接関わらない公園施設

車庫／材料置き場／ごみ処理場／水道／井戸等

- ・観賞を目的とする施設であって、その観賞の対象となる公園施設

植栽／生垣／噴水／池／滝等

2) 建築基準法に定められる建築物であって、建築物移動等円滑化基準によりBF化が定められる施設

(屋内)水泳プール／(屋内施設の場合の)温水利用型健康運動施設／図書館／宿泊施設等

3) 動植物園等、総合的・複合的な公園施設で、エリア内を構成する園路等の各公園施設のBF化により対応すべき公園施設

ピクニック場／キャンプ場／植物園／動物園／自然生態園等

4) 公園施設の利用特性から、施設形態や利用形態が多様な施設であり、多様な手法・運用により移動等円滑化を行うべき公園施設

花壇／ぶらんこ等の遊具施設／テニスコート等の運動施設／展望台等

以上の基準に基づいて都市公園におけるBF化を進めるため整備対象を定めたが、公園内の施設基準にとどまり、改訂版には公園利用のための情報に関する方針が定められているものの、公園の位置等、公園外の諸条件については考慮されていない。

ガイドラインは特定12施設の基準を「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に基づいて定めた。2006年に専門家を中心とし、「都市公園におけるBF化の今後のあり方に関する検討会」を2回行い、整備対象施設や基準方針をある程度定めた。同年、高齢者・障害者団体、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が参加した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律に基づく特定公園施設の規定及び都市公園移動等円滑化基準の策定に関する懇談会」を2回行い、特定12施設の基準を定めた。その基準は既存法律等における基準や2005年度に実施したBF現状調査結果を参考に設定し、参考とした法令や資料は以下のとおりである。

- ・交通バリアフリー法
- ・ハートビル法
- ・都市公園技術標準解説書 身障者を考慮した公園施設編(1983年、建設省都市局公園緑地課監修 (社)日本公園緑地協会 編集・発行)
- ・みんなのための公園づくり：ユニバーサルデザイン手法による設計指針(1999年、建設省都市局公園緑地課 監修 (社)日本公園緑地協会 編集・発行)

基準を定める際、直接参考にした海外の法令や資料はなく、参考にした国内の資料が海外の事例の影響を受けた可能性はあると考えられる。ガイドラインには施設の整備基準を大きく、一定の基準が設けられる「標準的な整備内容」とそれができなく多様に整備することが必要とされる「望ましい整備内容」と分け、記述されている。

2012年は新法の施行から5年が経過した年であり、ガイドラインの見直しや移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正も踏まえ、ガイドラインの改訂案を検討するため、障害者団体

と精神障害・知的障害・発達障害に関する専門家へのヒアリングを実施し、2012年4月にガイドラインの改訂版を作成した。ガイドラインはUDの影響を受け、その対象者をすべての人としているが、整備基準を定める際や改訂のためのヒアリングも障害者のみを対象にしている等、一般の公園利用者の意見はあまり反映されていないと考えられる。

改訂では、従前の調査においてベンチ・野外卓はガイドラインの対象とすべきという公園管理者の意見が多いこと、条例で対象としている地方公共団体が多いこと、公園利用者からベンチが少ないという意見が多く高齢者や障害者等に配慮した設置が求められていること等から、ベンチ・野外卓に関する配慮事項、解説を追加している。一方、公園利用者から多く利用されている遊具は施設形態や利用形態が多様な施設と分類され、特定施設に含まれず、対象にすべきという意見も少なく、今後にも対象に入れる予定はない。今後も、5年単位を目途に、BFの進捗状況や社会的ニーズの変化等を踏まえて見直しを検討予定している。

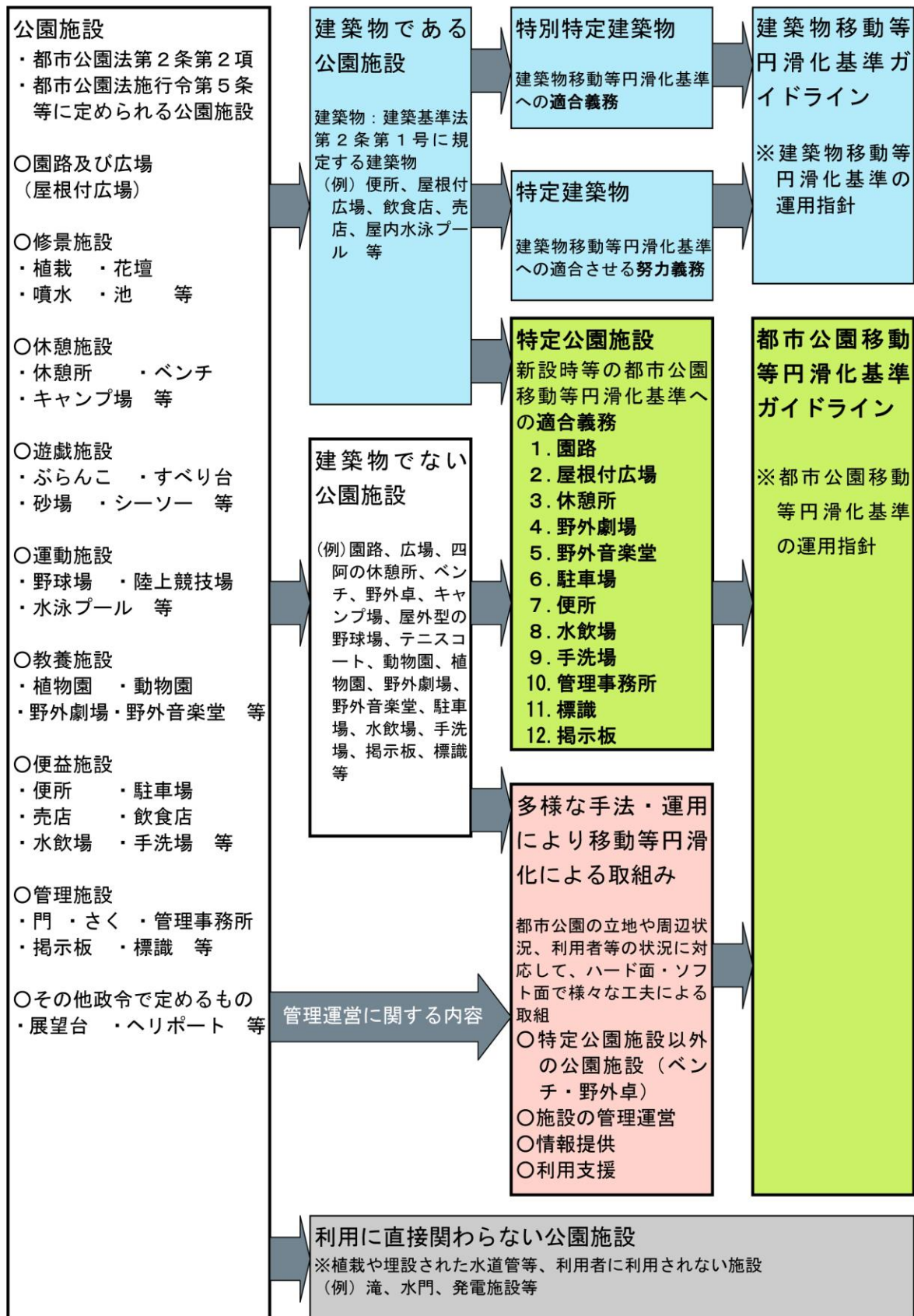


図 2-1. 特定公園施設及びガイドラインの対象の考え方。ガイドライン改訂版より

表 2-1. ガイドラインにおける園路及び広場の基準とその考え方 (○印 : 標準的な整備内容、◇印 : 望ましい整備内容)

施設	項目	基準
出入口	有効幅	<p>《車止めを設けない場合》</p> <p>○都市公園の出入口の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅を確保する。</p> <p>《車止めを設ける場合》</p> <p>○車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。</p> <p>○公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする。</p>
	水平面	<p>○出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ150cm以上の水平面を設置する。</p> <p>○水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。</p> <p>○横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。</p> <p>◇車止めを設ける場合は、その前後に長さ150cm以上の水平面を設置することが望ましい。</p>
	段	<p>○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。</p> <p>◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由※によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。</p> <p>※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言う。</p>
<p>移動等円滑化園路の出入口（すなわち、都市公園の出入口）は、車いす使用者が通過しやすいよう、十分な幅を確保するとともに、公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、高齢者、障害者等の通過に配慮し、段差解消や水平面の設置により、安全性の確保に努める必要がある。</p>		
通路	有効幅	<p>○通路の有効幅は、車いす使用者同士が行き違いやすいよう、180cm以上とする。</p> <p>○有効幅を180cm以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該通路の50m以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、有効幅を120cm以上とすることができる。ただし、車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。</p> <p>○車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保する。</p>
	段	<p>○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。</p> <p>◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場</p>

		合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。
	勾配	○縦断勾配は、高齢者及び車いす使用者等が円滑に利用できるよう5%以下とする。 ○地形の状況等の問題により、5%以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある短い区間に限り、8%以下とすることができる。 ○横断勾配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下とする。 ○勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。
	表面等	○通路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。 ○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。
	空中突出物	○原則として路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。
	移動等円滑化園路の通路は、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう連続性の確保に努める必要がある。また、園路の勾配は、高齢者、障害者等（特に高齢者や車いす使用者等）に配慮して可能な限り小さくする必要があるが、地形の状況等により縦断勾配を設ける場合は5%以下とする。ただし、地形の問題等によりすりつけが困難な場合等があるので、高齢者、障害者等の円滑な移動及び利用が確保される場合は、部分的に8%の縦断勾配まで許容する。	
階段	手すり	○手すりは階段の両側に連続して設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。 ○1段の手すりとする場合、高さを75～85cm程度とする。 ○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とする。 ○手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
	点字	○手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。
	回り段	○踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。
	表面等	○階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。 ○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。
	段鼻	○段鼻は、突き出しがないこと等、つまづかないような構造とする。 ○段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくする。
	立ち上がり部	○階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないため、この限りでない。

	等	<p>○階段の登り口、降り口、踊り場には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起する。</p> <p>◇階段の幅員は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望ましい。</p> <p>◇階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ120cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ2.5m 以下ごとに設置することが望ましい。</p>
		階段は、移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により高齢者及び視覚障害者等の円滑な利用に配慮する必要がある。なお、移動等円滑化園路に階段を設ける場合は、傾斜路を併設する必要がある。
傾斜路	有効幅	<p>○傾斜路の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm 以上とする。</p> <p>◇車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm 以上とすることが望ましい。</p> <p>◇傾斜路を階段と併設する場合は、傾斜路の有効幅を90cm 以上とすることができ、120cm 以上確保することが望ましい。</p>
	勾配	<p>○傾斜路の縦断勾配は、車いす使用者等が通行できるよう、8%以下とする。</p> <p>○横断勾配があると車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。排水等により特別な理由がある場合のみ2%以下まで許容する。</p>
	表面等	<p>○傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</p>
	水平部分	<p>○傾斜路には、高さ75cm 以内ごとに長さ150cm 以上の水平部分を設ける。</p> <p>◇傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm 程度の水平面を設けることが望ましい。</p>
	手すり	<p>○手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。</p> <p>○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</p> <p>○1段の手すりとする場合、高さを75～85cm 程度とする。</p> <p>○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm 程度、下段で65cm 程度とする。</p> <p>○手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</p>
	立ち上がり部	<p>○傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないの、この限りでない。</p>
転落防止		<p>○出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用点状ブロックやさく等を設置し安全性を確保する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。</p>

	<p>◇転落の防止だけでなく、視覚障害者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けることが望ましい。</p> <p>◇利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。</p>
	<p>移動等円滑化園路においては、高齢者、障害者等が安全に移動できるよう、転落のおそれのある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。</p>
特定公園施設等への接続の義務	<p>○移動等円滑化園路は、少なくとも1以上の主要な公園施設に接続させる。</p> <p>○移動等円滑化基準に適合する特定公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる。</p> <p>○掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。</p> <p>◇都市公園内の特定建築物及び特別特定建築物についても接続させることが望ましい。</p> <p>◇移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りができるよう150 cm×150 cm以上の水平面を確保することが望ましい。</p>
	<p>移動等円滑化園路は、主要な公園施設だけでなく、都市公園移動等円滑化基準を満たす各特定公園施設（掲示板及び標識を除く。）に対して、少なくとも1施設を接続させる必要がある。</p>

表 2-2. ガイドラインにおける屋根付広場の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
出入口	有効幅	<p>○出入口の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。</p> <p>○やむを得ない場合でも、車いす使用者が通行できるよう、80cm以上の有効幅を確保する。</p>
	段	<p>○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。</p> <p>◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。</p>
	広さ	<p>○広場は、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。</p> <p>○屋根付広場には、車いす使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。</p>
<p>屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。</p>		

表 2-3. ガイドラインにおける休憩所・管理事務所の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
出入口	有効幅	○車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。 ○やむを得ない場合でも、車いす使用者が通行できるよう、80cm以上の有効幅を確保する。 ○出入口に戸を設ける場合は、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80cm以上とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
	段	○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。 ◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。
カウンター	構造	○筆記や対話などに考慮し、車いす使用者等が使用しやすい構造とする。 ○車いす使用者が利用できるよう、高さ70～80cm、カウンター下部にひざが入る、高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。 ◇常時職員が対応できる場合でも、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造とすることが望ましい。
	広さ	○施設内部の高齢者、障害者等が休憩、カウンターを利用する場所などは、車いす使用者の回転等を考慮し150cm×150cm以上の広さを確保する。 ○休憩所の舗装は、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。
便所		○休憩所、管理事務所内に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合した多機能便房を設ける。
管理運営における配慮事項		◇案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。 ◇高齢者、障害者等の利用に配慮したパンフレット類の配布、車いすの貸出しを行うことが望ましい。
<p>公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。また、公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車いす使用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。なお、休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園施設の休憩所として位置づけられるものは特定公園施設に該当する。例えば、藤棚（パーゴラ）は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的とした休憩所として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、特定公園施設として移動等円滑化基準に適合させる必要がある。</p>		

表 2-4. ガイドラインにおける野外劇場・野外音楽堂の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
出入口	有効幅	120 cm以上確保する。地形の状況などで120 cm以上確保することが困難な場合は、有効幅を80cm 以上とすることができる。
	段	○車いす使用者にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため、出入口には段を設けない。 ○段が生じる場合、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、園路の傾斜路の基準を満たすこと。
通路	有効幅	○車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm 以上とする。 ◇地形の状況などで120cm 以上とできない部分がある場合、通路の末端付近などの広さを車いすの転回に支障がないものとした上で、80cm 以上とすることができるが、90cm 以上とすることが望ましい。 ◇通路の交差点や端部に車いす使用者が回転できる広さとして150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。
	段	○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。 ◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。
	勾配	○縦断勾配は、高齢者、障害者等（特に車いす使用者等）が円滑に利用できるよう、5%以下とする。 ○地形の状況等特別の理由があって、5%以下の勾配が困難な箇所のみ、8%以下とすることができる。 ○横断勾配があると車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。部分的な処理や舗装の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下まで許容する。 ◇縦断勾配を設けて通路を設置する場合、園路の傾斜路に準じて高さ75cm ごとに長さ150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。
	表面	○通路の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。
	さく等	○通路から転落の危険がある場合は、危険防止のためのさく、視覚障害者誘導用点状ブロック等を設ける。
車いす使用者用観覧スペースの設置数		○当該野外劇場の計画収容者数が200人以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置する。 ◇車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者が観覧する場所を選択できるよう、複数の箇所に設置することが望ましい。 ◇車いす使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。
便所		○野外劇場・野外音楽堂内に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合した多機能便房を設ける。
車いす使用	広さ	○車いす使用者用観覧スペースは、1台あたり幅90 cm以上、奥行き120 cm以上の平坦な広さを確保する。

用者用観覧スペースの構造		◇車いす使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保することが望ましい。
	段	○観覧スペースの表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。 ○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。 ◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。
	さく等	○車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。
	管理運営において留意すべき事項	◇高齢者、障害者等のステージ利用にも配慮することが望ましい。
<p>野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車いす使用者用観覧スペースを設ける。また、一定規模以上の建築物で特定建築物となる野外劇場・野外音楽堂については、都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準の両方の基準を満たす必要がある。</p>		

表 2-5. ガイドラインにおける駐車場の基準とその考え方 (○印 : 標準的な整備内容、◇印 : 望ましい整備内容)

施設	項目	基準
車いす使用者用駐車施設	設置数	○当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を越える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置する。
	位置	◇車いす使用者用駐車施設は、移動等円滑化園路に最も近い位置に設けることが望ましい。
	有効幅	◇車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅120cm以上の通路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望ましい。
車いす使用者用駐車施設の構造	幅	○350cm以上とする。
	段	○駐車施設と通路の間には、段を設けない。
	表面	○駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

車いす使用者用駐車施設の表示		<p>○車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床面に国際シンボルマークで表示する。</p> <p>◇車いす使用者用駐車施設には、車いすが方向転換できるスペースを幅350cmの内の幅140cm程度を確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。</p> <p>◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。</p>
<p>自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」を設ける必要がある。ただし、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれもサイドカー付きのものを除く）の駐車のための専用駐車場を設ける場合は、この限りでない。また、駐車場に自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合は、当該施設数は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含まない。ただし、サイドカー付きの自動二輪車はその駐車スペースが250cm相当のため、この場合は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含む。</p>		

表 2-6. ガイドラインにおける便所の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
便所全般	床面	<p>○便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。</p>
	男子用小便器	<p>○男子用小便器を設ける場合は、高齢者、障害者等にも使いやすいように、1以上の床置き式小便器又は低リップ壁掛式小便器（リップの高さが35cm以下のものをいう。）その他これに類する小便器を設ける。</p>
	手すり	<p>○上記基準を満たした男子用小便器の1以上には、高齢者、障害者等の利用に配慮した手すりを設置する。</p> <p>◇手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。</p>
<p>便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障害者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備やベビーベッドの設置など公園便所の多機能化を図ることとする。なお、本ガイドラインにおいては、第9条第2項に適合する便所を「多機能便所」とする。「多機能」とは、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、高齢者、障害者等が利用する機能を付加することをいう。また、第10条に該当する便所を「多機能便所」とする。</p>		
多機能便所の設置		<p>○公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便所を設ける。</p> <p>◇公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便所を設置することが望ましい。</p> <p>◇多機能便所は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置すること</p>

		<p>が望ましい。</p> <p>◇多機能便房を設けた上で、男子用便所、女子用便所のそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが、なお望ましい。</p> <p>◇多機能便房を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。</p>
		<p>公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に配置し、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。なお、街区公園等の小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置により、多機能便房の設置基準を満たすものと見なすこととする。</p>
多機能便房を設置した便所	出入口	<p>○出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるよう、80cm以上とする。</p> <p>○便所の出入口には、車いす使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。</p> <p>○便所の出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を分かりやすく表示する。</p> <p>○便所の出入口に戸を設ける場合、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80cm以上とし、引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。</p>
	広さ	<p>◇便所内の多機能便房の手前に、車いす使用者が転回できる150cm×150cm以上の広さを設けることが望ましい。</p>
		<p>多機能便房が設置された便所は、車いす使用者等が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の幅や車いすの転回に必要な広さを確保する必要がある。</p>
多機能便房	段	<p>○便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
	標識	<p>○多機能便房の出入口には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を表示する。</p>
	腰掛便座及び手すり	<p>○多機能便房には、車いす使用者や足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛式（洋式）便座及び手すりを設置する。</p> <p>○JISに準拠したものを使用する。</p> <p>○便座の高さは40～45cmとする。</p>
	水洗器具等	<p>○高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。</p> <p>○車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</p> <p>○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</p> <p>○便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。</p> <p>○視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S 0026にあわせたものとする。</p> <p>◇乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便房内におむつ交換シート等を設置す</p>

		ることが望ましい。
	出入口の有効幅	○便房の出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるように80 cm以上とする。
	戸	○多機能便所の戸は、車いす使用者が通過できるように、有効幅80 cm以上とし、引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
	広さ	○多機能便房内の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。 ◇便房の大きさは内法200 cm×200 cm以上とすることが望ましい。ただし、街区公園等の小規模な都市公園に限り設置される簡易型多機能便房にあってはこの限りでない。
	多機能便房は、段、標識、腰掛便座及び手すり、水洗器具、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。	
簡易型多機能便房		○正面から入る場合は奥行き190 cm以上×幅90 cm以上の広さと有効幅80 cm以上の出入口の確保、側面から入る場合は奥行き220 cm以上×幅90 cm以上の広さと有効幅90 cm以上の出入口を確保すること。 ○腰掛便座を設置し、周辺に手すりを設置する。 ◇戸の握り手は戸の内側の左右両側に設置することがなお望ましい。
		多機能便房を設置すること原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。
多機能便所		多機能便所は、前述の「多機能便房を設置した便所の基準」のうち、①出入口（標識（国際シンボルマーク）の項目は除く）及び②広さの基準を、「多機能便房の基準」のうち、②標識、③腰掛便座及び手すり及び④水洗器具等の基準を満たさなくてはならない。

表 2-7. ガイドラインにおける水飲場・手洗場の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
構造		○水飲場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。 ○飲み口までの高さは、70～80cm程度とし、高齢者、障害者等（特に車いす使用者）が利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。 ○水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。 ◇給水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとするのが望ましい。

	水飲場・手洗場を設ける場合は、車いす使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮する必要がある。なお、建築物に付帯する水飲場・手洗場も含むものとする。
--	--

表 2-8. ガイドラインにおける掲示板・標識の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	項目	基準
掲示板	構造	○掲示板を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。 ◇主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
	表示	◇表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすることが望ましい。
	管理運営における配慮事項	◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。 ◇視覚障害者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。
	掲示板は、主としてイベントの告知等の一時的な情報提供を行うものであり、標識（案内板や誘導サイン等）と提供する情報が異なることから、標識と併せて高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。	
標識	構造	○標識を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。 ○標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200 cm以上の高さに設置する。 ◇標識には必要に応じて点字表示、触知図、音声案内装置等を設けることが望ましい。 ◇標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
	表示	○表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。 ◇平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。 ◇車いす使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。 ◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。
	標識には、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う標示板等があり、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造、表示とする必要がある。	
特定公園		○車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。

施設の配置を表示した標識	<p>○基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。</p> <p>○標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○公園全体の案内図には、車いす使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。</p> <p>◇車いす使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150cm×150cm以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。</p>
	<p>公園全体の公園施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、1以上について、出入口の付近に設置し、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮する必要がある。</p>

表 2-9. ガイドラインにおけるベンチ、野外卓の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

施設	基準
ベンチ	<p>◇ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは40～45cmとすることが望ましい。また、移動等円滑化園路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障害者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望ましい。</p> <p>◇背もたれや手すり等を設けることが望ましい。</p>
野外卓	<p>◇野外卓は、高さ65cm以上、奥行き45cm以上を確保することが望ましい。</p>
<p>◇移動等円滑化園路には、ベンチ、野外卓を、園内の移動を妨げない位置に適切な間隔で設けることが望ましい。</p> <p>◇ベンチ、野外卓の周辺には、車いすが近づき、隣接して滞在出来るよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましい。</p>	

表 2-10. ガイドラインにおける情報提供の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

	基準
公園に関する事前の情報	<p>◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便所の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇工事等を実施する場合には、工事の実施個所や期間や、代替の利用手段について情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇公園内の安全で円滑な利用のため、公園内のピクトグラムの表示内容と意味、利用支援の内容について、情報提供を行うことが望ましい。</p>

提供	<p>◇公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望ましい。</p>
情報提供の方法	<p>◇施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望ましい。</p> <p>◇ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障害者や文字の認識が難しい障害者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望ましい。</p> <p>◇ホームページ以外にも、ガイドブックなどを関連団体の主要施設、主要公共施設、福祉関連施設等での配布、閲覧を行うことが望ましい。</p> <p>◇高齢者、障害者等に効果的、効率的に情報が届くよう、都道府県、周辺自治体、関連部局や、障害者団体、支援団体等との連携や、行政施設、福祉施設などでの情報提供を行うことが望ましい。</p>
管理運営における配慮事項	<p>○標識を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</p> <p>○標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200 cm以上の高さに設置する。</p> <p>◇標識には必要に応じて点字表示、触知図、音声案内装置等を設けることが望ましい。</p> <p>◇標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。 ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇公園内の車いすで利用しやすい園路、多機能便房などの位置等についての情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。</p>
情報提供の方法	<p>○表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。</p> <p>◇平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。</p> <p>◇車いす使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。</p> <p>◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。 ◇案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇視覚障害者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇視覚障害者のための点字、触知図による情報提供や、弱視、色覚障害のための文字の大きさ、色などの配慮、ひらがなやルビ、ピクトグラムなどの利用等による表示を行うことが望ましい。</p> <p>◇聴覚障害者向けに筆談用の用紙や機器を準備することが望ましい。また、筆談用の用紙や機器の設備がある場合は、その旨を表示し、見やすく、手の届く位置に設置することが望ましい。</p> <p>◇聴覚障害者に緊急時などの情報を提供するために、電光掲示板や掲示板などを利用した文字情報による情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>◇言葉による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103等の</p>

	ピクトグラムを利用したコミュニケーションボードを準備することが望ましい。
--	--------------------------------------

表 2-11. ガイドラインにおける利用支援の基準とその考え方（○印：標準的な整備内容、◇印：望ましい整備内容）

		基準
利用プログラム		◇公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望ましい。（例えば、公園の案内、自然や生き物とのふれあい体験やスポーツ体験等） ◇利用プログラムの検討にあたり、レクリエーション等の専門家と協力することや、公園管理者、障害者、地域住民、学識経験者等による協議会を設置することが望ましい。 ◇継続的な実施のため、協議会の運営のほか、大学、NPO団体、関連福祉団体、ボランティアなどと協力することが望ましい。
利用サポート	支援機器の提供	◇高齢者や障害者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望ましい。
	人的な利用支援	◇高齢者、障害者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望ましい。 ◇人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障害者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望ましい。 ◇ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望ましい。

第3節 海外のBF関係制度

大谷らの指摘によると、BF化の義務化または促進に関する法律は大きく2つに分けられ、一つはBF化を障害者の権利として位置づける反障害差別法、また、建築物及び公共交通機関そのものにBF化を規定する個別法であり、前者の法律には、アメリカの「障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act (ADA))」、イギリスの「障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act (DDA))」があり、後者の法律のうち、建築物に対しては、イギリスの「建築規則 (Building Regulations) パートM」、スウェーデンの「建築法 (Building Act)」がある。公共交通に関しては、イギリスの「交通法 (Transport Act)」、スウェーデンの「交通機関の障害

者施設に関する法律」がある。前者は建築物及び公共交通等でのBF化を障害者の権利と位置づけ、BF化されていない状態を差別とし、障害者個人または所官庁の長が事務主または所有者を告訴できる訴訟法という形であり、後者は建築物や公共交通にBF化の規定が定められているとまとめられる¹⁴⁾。日本のBF関連法令は施設の整備基準を定め、その基準に従って整備することを義務付けており、上記の法令の分け方を用いるとスウェーデンの「建築法(Building Act)」等のように個別法といえる。また、大谷らは、アメリカやイギリス1960年代70年代より国レベルで法制度の整備を進めており、1994年にハートビル法を制定した日本に比べ、20年程早いと指摘しているが、日本はノーマライゼーションの影響を受け、1970年代から福祉のまちづくり運動が始まった以来、社会全般にかけ、BF整備を進めている。ノーマライゼーションやUDの思想を導入する等、欧米から影響を受けながらも、新法を海外の事例を参考にせず、日本国内のBF関連研究や法令、障害者団体や障害者の専門家の意見を聞きながら策定する等、日本のBFは非常に高いレベルまで達しているといえる。アメリカはADAの下にADAAG (ADA Accessibility Guideline, 2010年改訂) を制定し、アクセス性の指針として、医療施設や交通施設、刑務所まで、幅広い範囲で障害者向けの基準を設けている。法令を基にガイドラインを制定し、整備基準を提示していること、また、車椅子利用者のための通路の幅等の基準や階段の手すりの高さ等の基準等々、日本と非常に類似しているといえよう。

都市公園を対象とした海外の法令はあまりなく、主に障害者を対象として策定・実行されていると考えられる。

第4節 まとめ

以上より、日本におけるBF政策は欧米の影響の下、最初は自治体の政策から始まったものが国全体の政策へ、また、身体障害者や高齢者を対象としたものからすべての人へ、公的建物(点)とそれらをつなぐ交通手段(線)から社会全般へとその対象を拡大して進められてきたといえる。都市公園においてもBF整備が義務付けられるようになり、全国的にBF化整備を広げるために財政支援を実施する等、国が積極的にBFに取り組んでおり、都市公園におけるBF化整備はガイドラインの基準に従って進められているといえる。しかし、ガイドラインの対象が来園するすべての人となっているにもかかわらず、ガイドラインの整備基準や方針が主に高齢者や車椅子等の身体障害者を対象としており、すべての人に対応できる基準とはなっていない。

制定から一回の改訂を行い、ベンチ・野外卓が対象に追加され、施設の基準のハード面に加え、公園利用情報や利用支援等のソフト面も記述される等、改善の途上にある。しかし、利用者の利用頻度が高い施設である遊具等がガイドラインの特定公園施設に含まれていない。また、改訂にあたっては、障害者団体や障害者専門家にヒアリングを行う等、主に障害者のためのバリアフリーに取り組んでおり、基準の内容も公園内のバリアを取り除くための施設整備の基準のみが記述され、公園の位置や周辺環境等といった外部要因や施設の配置、施設維持管理に関する基準は示されていない。

参考文献

- 1) 鈴木 賢一、バリアフリーからユニバーサルデザインへ--交通バリアフリー法の見直し、2006、Issue brief (526)、1-9、巻頭1p、巻末1p.
- 2) 曾和 信一、障がい児保育を支える理念についての一考察、2013、Annual reports of Shijonawate Gakuen Junior College 46、6-13
- 3) 鈴木、七美、デンマークにおける「障害のない社会」構想とノーマライゼーション --余暇活動としてのフォルケホイスコーレの展開一、2012、国立民族学博物館調査報告、巻：10277~98P
- 4) 秋山 哲男、ユニバーサルデザインと交通バリアフリー法の課題、2005、土木計画学研究・講演集、Vol: 31巻：106頁.
- 5) 高遠 達也、計画・調査 都立公園に関する「福祉のまちづくり」の現状-バリアフリーからユニバーサルデザインへ、2006、都市公園 (173)、65-70.
- 6) 高尾 公矢、福祉のまちづくりの現状と課題-秋田県鷹巣町の事例を中心として-、1994、研究紀要、第一分冊、人文学部 5、51-57.
- 7) 平川 毅彦、別府市における「福祉のまちづくり」--その源流と課題、Memoirs of the Faculty of Human Development, University of Toyama 1(2), 19-26, 2007-02-00
- 8) 山崎 晋、高橋 儀平、寺島 薫、バリアフリー新法制定以降の福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例の全国改正動向：自治体におけるバリアフリー関係条例に関する研究、2009、Summaries of technical papers of Annual Meeting Architectural Institute of Japan. E-1, Architectural planning and design I, Building types and community facilities, planning and design method building construction system human factor studies planning and design theory、1045-1046
- 9) ハートビル法の概要、東京都都市整備局HP、
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/kn4-01.htm>
- 10) 西村正二郎、芦澤拓、新バリアフリー新法に基づく都市公園バリアフリー化に関する課題、2005、平成17年度公園緑地研究所調査研究報告、39-49.
- 11) 大坂谷 吉行、川端 智浩、ハートビル法認定建築物の分析とバリアフリーの商店街づくり、1997、Journal of architecture and building science (5)、242-247.
- 12) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン、2008、国土交通省.
- 13) 鎌田 実、バリアフリー新法とそのガイドライン、2007、The Transportation and Logistics Conference、(16)、51-52.
- 14) 大谷 悟、岡井 有佳、海外のバリアフリーに係る法制度--アメリカ、イギリス、スウェーデンの事例 (特集 土木におけるバリアフリー)、2001、土木技術 56(4)、31-34, 9,

3章. バリアフリー化された都市公園施設に対する利用者の評価

第1節 本章の目的と方法

1-1 本章の目的

1-2 研究方法

1-2-1 対象地概要

1-2-2 調査方法

第2節 都市公園における遊具安全確保に関する指針の概要

第3節 結果

3-1 利用者属性

3-2 公園施設の各評価項目及び施設満足度

3-3 項目と公園施設満足度の相関関係

3-4 公園施設に対する不満要因

第4節 本章の結論

参考文献

3章. バリアフリー化された都市公園施設に対する利用者の評価

第1節 本章の目的と方法

1-1 本章の目的

本章では、現在進められている都市公園におけるBF化整備の効果や問題、改善案を把握するため、ガイドラインの基準に則した都市公園の施設に対する公園利用者の意識調査を行った。整備効果をより詳しく確認するため、健常者とハンディキャップを持っている人を区別して利用者の施設の評価や満足度との相関関係、不満要因と2つの利用者層の差を分析し、より効果的なBF化整備方法を提案することを目的として研究を進めた。

1-2 研究方法

1-2-1 対象地概要

本章では都市公園における施設のBF化整備の利用者評価を把握するため、以下のような基準を設け、調査対象とする公園を選定した。福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインガイドラインを制定し、施行している等、BFを積極的に実施している東京23区の中で、第一に、都市市民の日常生活と密接な関係を持つ近隣公園であること¹⁾。第二に、ガイドラインに定められた特定12施設の中で、公園利用において必ず必要とされる施設である、「出入口」、「園路」、「誰でもトイレ（以後トイレ）」、「掲示板」²⁾がガイドラインの基準に則して整備されていること。第三に、ガイドラインの特定施設に含まれていないが、公園施設の中で最も利用頻度が高い施設である遊具が「都市公園における遊具安全確保に関する遊具安全指針（以後遊具安全指針）」を基に整備されていること。以上を対象公園の選定条件とした。調査は23区のすべての役所の公園管理課に問い合わせをし、選定条件を満たす公園を確認した。回答があったところから公園のリストを得、現地確認を行い、次の公園を選定した。新田さくら公園（足立区、2010年、2.5ha、以後、新田さくら）、西新井さかえ公園（足立区、2007年、1ha、以後、西新井）、井草森公園（杉並区、1996年、3.9ha、以後、井草森）西ヶ原みんなの公園（北区、2010年2.2ha、以後、西ヶ原）、中目黒公園（2002年、2.2ha、以後、中目黒）、以上の5か所の公園について、本調査の対象となる、上述の5つの公園施設の利用者意識調査を実施した。

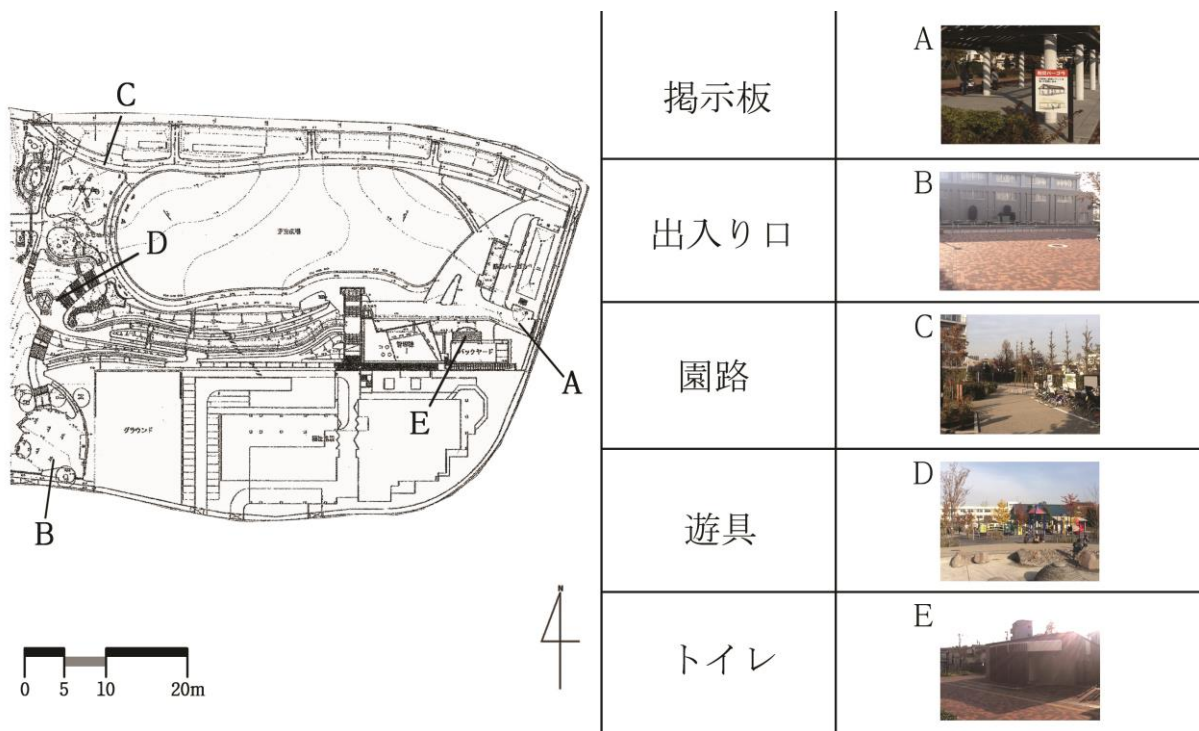


図 1-1. 西ヶ原みんなの公園の平面図と評価対象とした公園施設

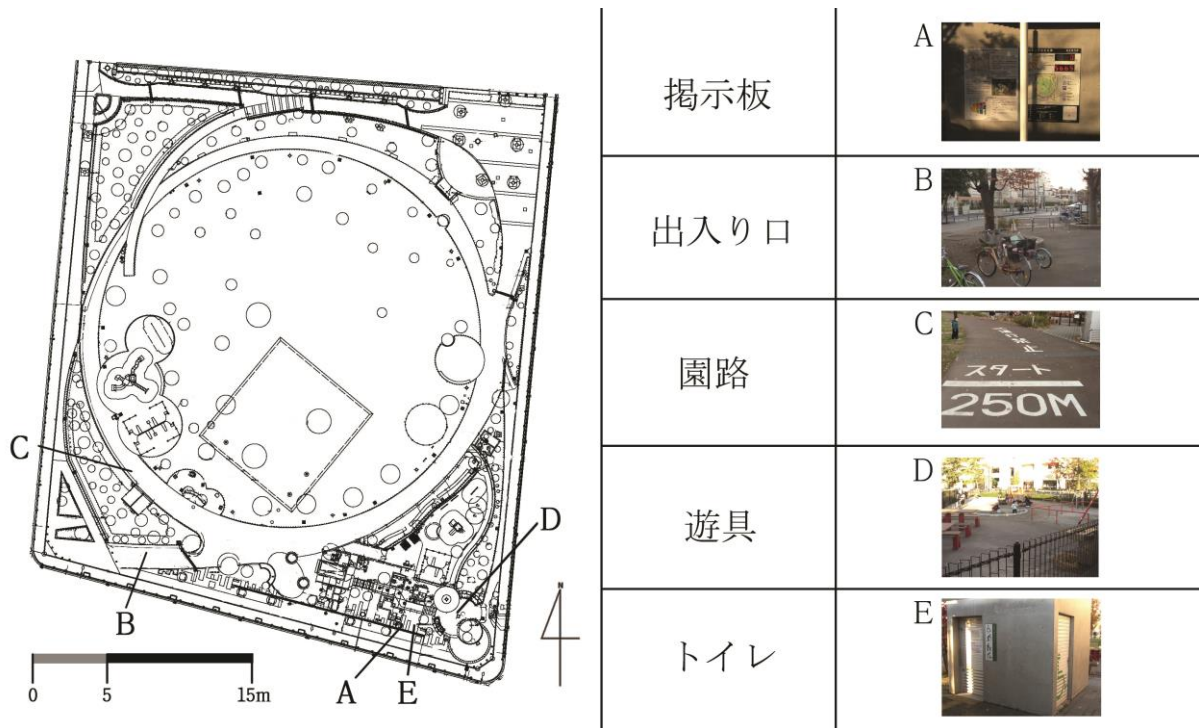


図 1-2. 西新井さかえ公園の平面図と評価対象とした公園施設

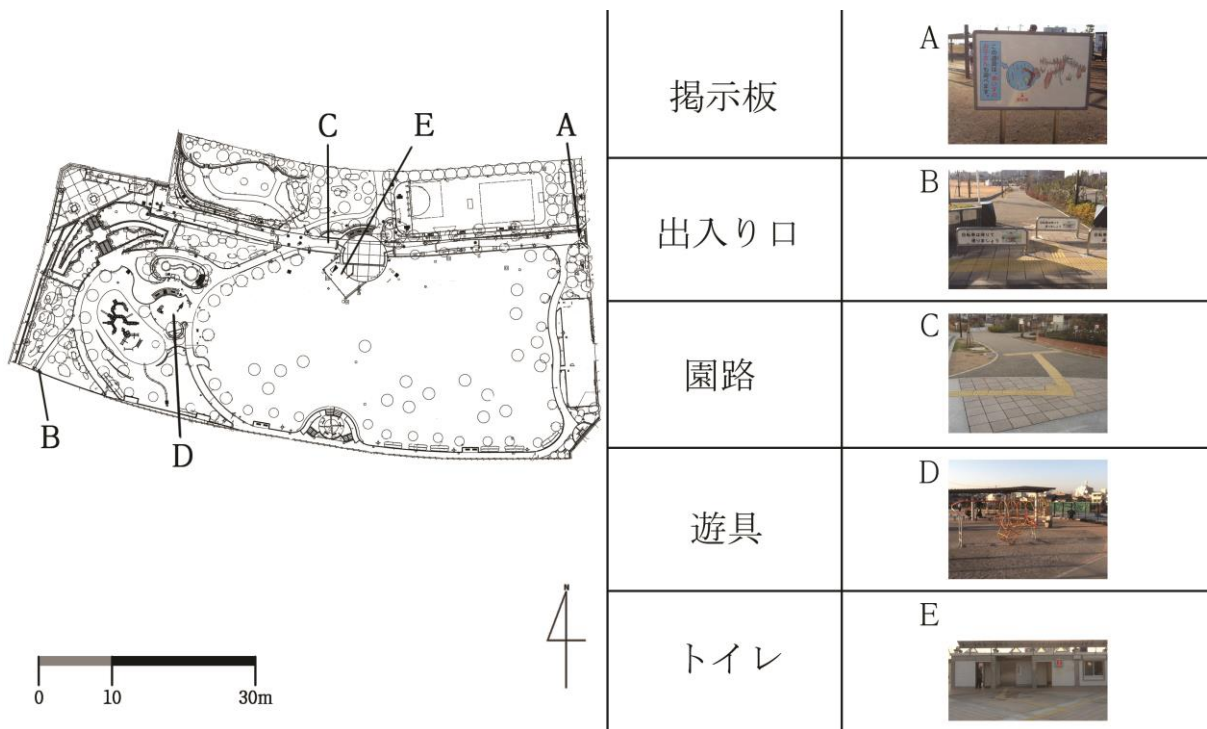


図 1-3. 新田さくら公園の平面図と評価対象とした公園施設

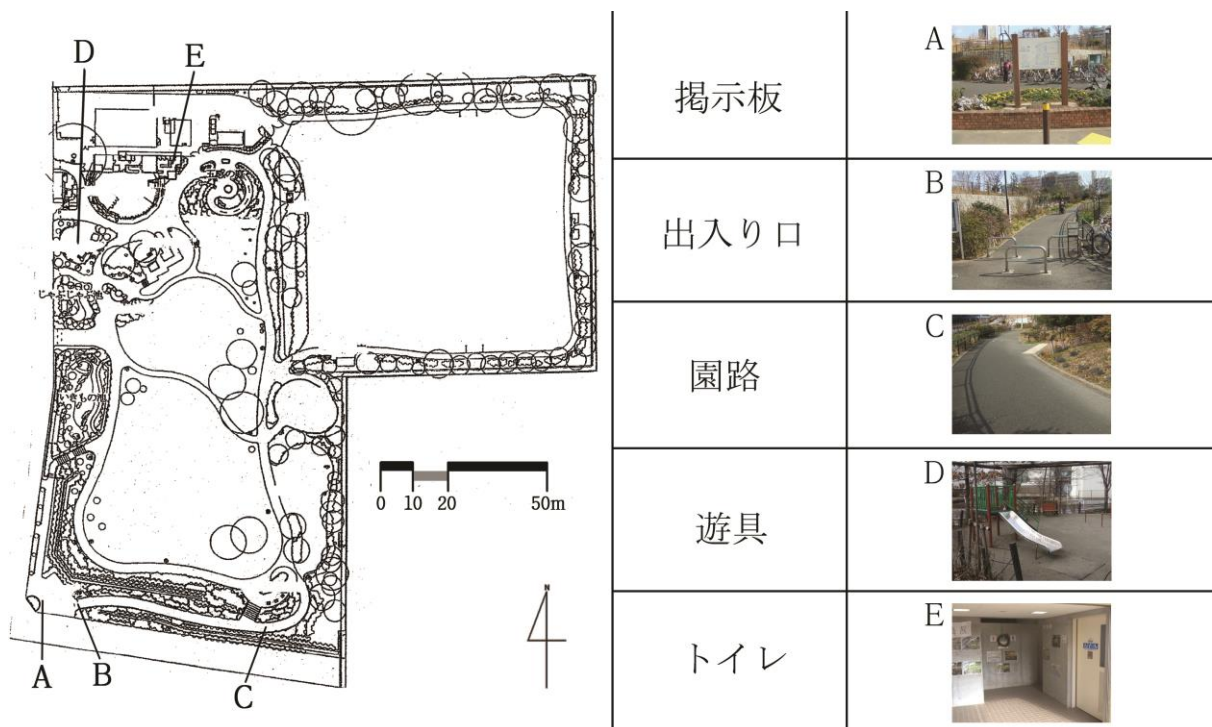


図 1-4. 中目黒公園の平面図と評価対象とした公園施設

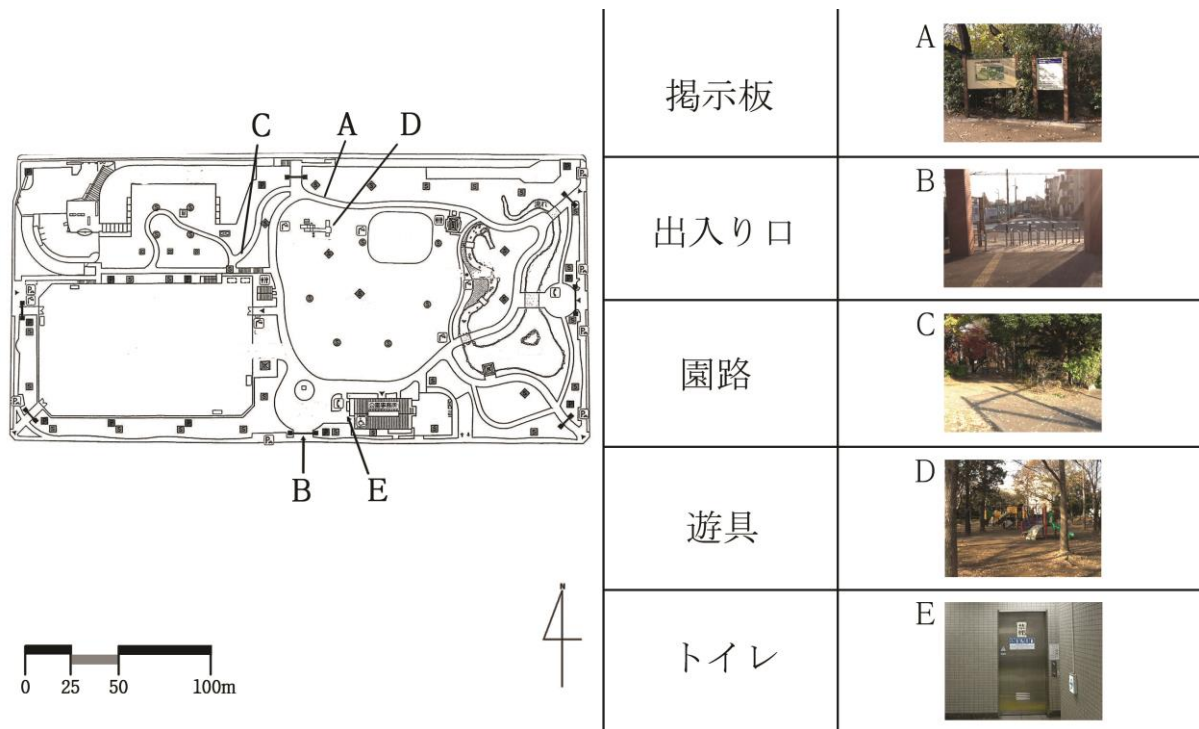


図 1-5. 井草森公園の平面図と評価対象とした公園施設

1-2-2 調査方法

調査方法はアンケート方式とし（券末資料編、3章のアンケート参照）、ガイドラインと遊具安全指針の施設に関する基準や文献調査を通じた理論的背景を基に質問項目を作成し、調査対象とした公園を利用するすべての利用者を対象とし、2011年 12月 5日、7日、15日、16日、午前9時から午後5時まで調査を行い、回収した総219件を分析した。評価項目の選定はガイドラインと遊具安全指針の施設に関する基準の評価及び施設の満足度を把握するための5段階評価と施設の不満要因に関する複数選択回答方式を設定し、評価を行った。アンケート結果は符号化し、SPSS(Statistical Package for Social Science) Win 18.0を用い、分析を行った。すべての分析はハンディキャップの有無に分けて実施した。

ハンディキャップの有無を聞く項目とガイドラインに記述されている対象者の種類を参照し、ハンディキャップの種類に対する質問を設け、回答者が自ら判断して障害の有無を回答するようにした。分析手法として、公園施設の基準に関する項目と満足度の度合い、ノンパラメトリック検定を用いて二つの階層の評価実態を把握し、比較した。また公園施設の基準に関する項目と満足度の相関分析を行い、施設に対する不満要因を階層別で単純分析し、ガイドライン及び遊具安全指針以外の不満要因を把握した。

表 1-1. 各公園の回答数

公園	ハンディキャップパーソン	健常者	合計
西ヶ原みんなの公園	19	42	61
西新井さかえ公園	20	31	51
新田さくら公園	21	30	51
井草森公園	5	28	33
中目黒公園	5	18	23
合計	70	149	219

第2節 都市公園における遊具安全確保に関する遊具安全指針の概要

遊具安全指針は1980年に発足された「日本公園施設業協会(現在、社会法人日本公園施設業協会)」と建設交通省(現国土交通省)が都市公園で子供達が安全に遊べる空間を確保するため、30年をかけ、改正・補完し、策定した³⁾。遊具安全指針は以下のように構成されている。

1. 基本的な考え方：都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当する。
2. 解説：「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したものである。
3. 参考：「基本的な考え方」及び「解説」の理解を深め、適切な運用が図られるよう補足的事項を示したものである。
4. 参考資料：解説に関連して、数値規準、留意事項及びイラストなど参考となる事項を示したものである。

第3節 結果

3-1 利用者属性

全回答者の中で、ハンディキャップパーソンは32%、健常者は68%であり、ハンディキャップパーソンのハンディの種類とその割合は図3-1に示した。子供連れの保護者が最も多いことが確認できた。

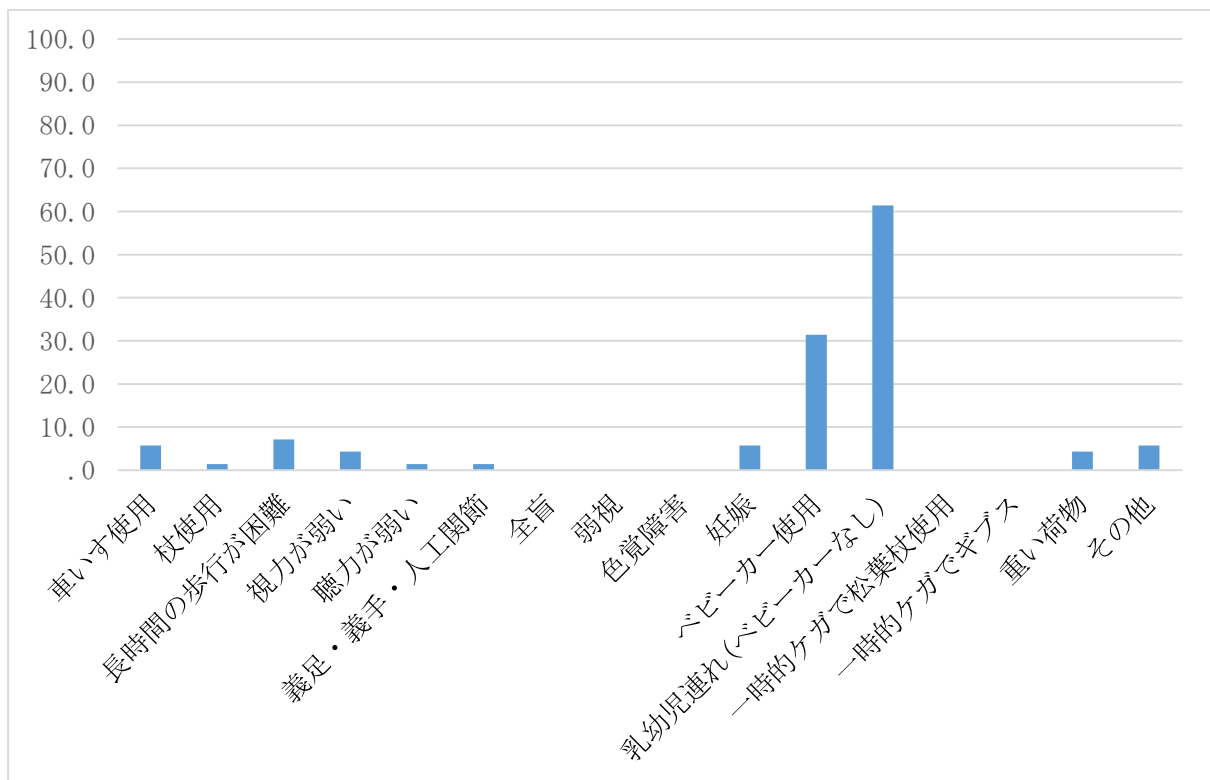


図 3-1. ハンディキャップパーソンのハンディの種類とその割合(単位：%)

3-2 公園施設の各評価項目及び施設満足度

BF化整備された公園施設の整備基準(以下項目)に対する評価及び満足度を把握し、またハンディキャップを持っている利用者(以下有)と持っていない利用者(以下無)間の差を把握するためにノンパラメトリック検定を行った。ノンパラメトリック検定の結果、出入口の「幅」、園路の「勾配」、「傾斜路」、「満足度」が統計的に留意した差があることが確認できた($p < 0.01$)。

ハンディキャップの有無にかかわらず、公園施設評価及び満足度は高く、特に「園路(4.57、4.50)」、「出入口(4.51、4.35)」の満足度が高かった。しかし、無の「出入口」と「道路の勾配」に対する評価はそれに比べて比較的低かった(表3-1、3-2)。5%以下になっているガイドラインの基準で園路を整備しているが、ジョギングや散策のように運動目的の公園利用者にはこの基準がむしろ低い評価をつけたと思われる。歩行が不便な高齢者や車いす利用者と運動目的の利用者を考慮し、多様な勾配を設け、利用者に多くの選択肢を提供することも利

用満足度を高めることができると考えられる。

表 3-1. 出入口と項目の評価及び満足度

項目	ハンディキャップ有無	Number	Mean	p-value
広さ	有	70	4.33	.083
	無	149	4.09	
幅	有	70	4.29	.009**
	無	149	3.92	
勾配	有	70	4.23	.038
	無	149	3.95	
満足度	有	70	4.51	.188
	無	149	4.35	

**漸近有意確率は.01水準で有意

表 3-2. 園路と項目の評価及び満足度

項目	ハンディキャップ有無	Number	Mean	p-value
幅	有	70	4.39	0.049
	無	149	4.14	
勾配	有	70	4.28	0.004**
	無	149	3.92	
階段	有	70	4.35	0.049
	無	149	4.11	
傾斜路	有	70	4.45	0.081
	無	149	4.05	
満足度	有	70	4.57	0.005**
	無	149	4.5	

**漸近有意確率は.01水準で有意

トイレに関する項目と満足度は有無共に比較的低い評価を得た。特に無はトイレに対する全項目と満足度で3点台に留まり、出入口や園路に比べ、低い評価であることが確認できた(表3-3)。

表 3-3. トイレと項目の評価及び満足度

項目	ハンディキャップ有無	Number	Mean	p-value
出入口	有	70	4.18	.235
	無	149	3.97	
広さ	有	70	4.14	.316
	無	149	3.95	
扉	有	70	4.02	.436
	無	149	3.85	
洗面台	有	70	3.8	.316
	無	149	3.62	
便器	有	70	3.98	.421
	無	149	3.61	
満足度	有	70	4.04	.040
	無	149	3.85	

**漸近有意確率は.01水準で有意

遊具に対する評価及び満足度は高く、特に「見通し確保」において有無共に高い評価を示したが、「遊具周辺の空間」に対する評価は有無共に比較的低かった(表3-4)。任勝彬等(1986)は0～4歳の幼児の特性として、一人で歩くことや登ることを練習する段階であり、自己中心的空間認知が行われる時期のため、保護者の同伴が必須であると指摘したが⁴⁾、実際遊具を利用する幼児がこのような利用形態を見せており、同伴する保護者は遊具周辺で子供たちを見守っていた。このことから、子供の安全確保や子供の安全を見守る保護者を考慮し、遊具周辺により広い空間を確保することが必要だと考えられる。

表 3-4. 遊具と項目の評価及び満足度

項目	ハンディキャップ有無	Number	Mean	p-value
見通し	有	70	4.48	.516
	無	149	4.39	
遊具周辺の空間	有	70	4	.427
	無	149	3.92	
床面の安全性	有	70	4.25	.319
	無	149	4.14	
素材の安全性	有	70	4.23	.349
	無	149	4.15	

満足度	有	70	4.32	.224
	無	149	4.19	

**漸近有意確率は.01水準で有意

掲示板の項目の中で、「高さ」については、無は低く、有は高い評価をした(表3-5)。この結果はガイドの基準が「車いす利用者が見やすい高さ」となっており、その基準で整備された「掲示板の高さ」が無にとって比較的良かったため、異なる結果が出たと考えられる。また、利用者の多様な身長差を考慮し、車いす利用者の利用の妨げにならない範囲で多様な高さで掲示板を見ることができるよう床の整備も利便性を高めるひとつの方法だと考えられる。また、「情報の内容」に対しても異なる結果が見出され、有は低く、無は高い結果となった。有は公園利用において空間知覚能力や多様な状況に対する対処能力が低く、そのためより多い事前情報を必要としているため、比較的評価が低かったと考えられる。

表 3-5. 掲示板と項目の評価及び満足度

項目	ハンディキャップ有無	Number	Mean	p-value
高さ	有	70	4.54	.067
	無	149	3.86	
情報の内容	有	70	3.92	.862
	無	149	4.14	
満足度	有	70	4.45	.403
	無	149	4.27	

**漸近有意確率は.01水準で有意

3-3 項目と公園施設満足度の相関関係

各項目が公園施設満足度に及ぼす影響を把握するため、公園施設満足度との相関分析を行った。

出入口において有は項目と満足度の相関関係が見られなかったが、無は「幅」と満足度が正の相関関係を見せた(表3-6)。出入口は、車いす利用者と健常者の同時通行を考慮し、出入口の有効幅を比較的広く(120cm以上)整備した。これはエドワードホールのプロクセミックス理論における、個人距離に当てはまる。他の利用者と接する機会が多い出入口で自分の空間を確保し、より活発に利用できるため、満足度に正の影響を与えたと考えられる。

表 3-6. 出入口と項目の相関関係

項目	ハンディキャップ有無	Number	SD
広さ	有	70	0.076
	無	149	.189
幅	有	70	0.064
	無	149	.322**
勾配	有	70	0.045
	無	149	0.16

**相関関係は.01水準で有意

園路において、有無共に「勾配」を除き、「幅」、「階段」、「傾斜路」が満足度に正の相関関係を見せた(表3-7)。出入口と共に園路整備においても広い有効幅が利用者に個人的空間感を与えたと考えられる。

表 3-7. 園路と項目の相関関係

項目	ハンディキャップ有無	Number	SD
幅	有	70	.388**
	無	149	.565**
勾配	有	70	.326
	無	149	.451
階段	有	70	.267**
	無	149	.523**
傾斜路	有	70	.164**
	無	149	.464**

**相関関係は.01%水準で有意

トイレにおいて、有は「出入口の広さ」、「内部の広さ」、「洗面台」、「便器」、無は「扉」、「洗面台」、「便器」が満足度と正の相関関係を見せ、無は「扉」、「洗面台」、「便器」が満足度と正の相関関係を見せた。有は無に比べ、広さに関連する要因が満足度と相関関係を見せた(表3-8)。これは行動の制限がある人が広い空間で活発に施設利用できるようになり、満足度が高くなったと考えられる。トイレ整備において、十分な活動空間を確保することが重要と考えられる。

表 3-8. トイレと項目の相関関係

項目	ハンディキャップ有無	Number	SD
出入口	有	70	.540**
	無	149	0.206
広さ	有	70	.634**
	無	149	0.261
扉	有	70	.426**
	無	149	.524**
洗面台	有	70	.525**
	無	149	.309**
便器	有	70	0.284
	無	149	.545**

**相関関係は.01水準で有意

遊具において、有はすべての項目が、無は「見通し」を除いてすべての項目が満足度と正の相関関係を見せた。遊具安全指針によって整備された遊具の安全性が利用者の満足度に影響を及ぼしていると考えられる(表3-9)。

表 3-9. 遊具と項目の相関関係

項目	ハンディキャップ有無	Number	SD
見通し	有	70	.433**
	無	149	.579
遊具周辺の空間	有	70	.252**
	無	149	.487**
床面の安全性	有	70	.827**
	無	149	.619**
素材の安全性	有	70	.492**
	無	149	.506**

**相関関係は.01%水準で有意

掲示板の相関関係においても調査対象とした施設の評価と類似するパターンを見せた。有は「高さ」、無は「内容」が満足度と正の相関関係を見せた(表3-10)。ガイドラインには容易に内容を伝達するための手段のみ規定され、情報の内容は規定されていない。利用者が公園利用において有用な情報を把握し、その内容に基づいて伝達内容に関する規定を設けるのも重要であると考えられる。

表 3-10. 掲示板と項目の相関関係

項目	ハンディキャップ有無	Number	SD
高さ	有	70	.924**
	無	149	0.102
情報の内容	有	70	0.436
	無	149	.718**

**相関関係は.01水準で有意

3-4 公園施設に対する不満要因

ガイドラインの基準以外に公園施設の評価に影響を及ぼす不満要因を把握するため、複数選択回答方式の調査を行った。

出入口の不満要因として有無共に、「雨天後水たまりがある」(43.5%、30.8%)、「その他」(30.4%、26.9%)、「不十分な車・バイクなどの対策」(17.4%、15.4%)の順で多かった。その他の意見として「強い日差し」、「ベビーカーが通りづらい」という意見が多かった(表3-11)。

園路は有無共に「強い日差し」(46.2%、45.3%)が多く、有は、「雨天後水たまりがある」、「その他」(25.6%)、「途中休める場所がない」(20.5%)の順で多く、無は、「途中休める場所がない」(22.7%)、「雨天後水たまりがある」(21.3%)の順で多かった(表3-12)。その他の意見として「木陰」の意見が最も多く、「芝生と通路の間の水を流すための排水路がある為、車椅子は入れません。」という意見があった。

以上の結果を踏まえ、以下のことが考えられる。第一に、出入口と園路が共に「強い日差し」が不満要因として挙げられたことを考慮すると、施設に対するアクセス性向上のためのBF化整備のみならず、気候への対策を立てることも重要であると考えられる。第二に、ガイドラインの床の基準は平坦で固くしまっていて滑りにくいものとするが、この基準によってむしろ排水に支障を与え、水たまりが生じたと考えられる。雨天後に直ちに排水ができ、車いすの通行の妨げにならない舗装及び排水施設に関する基準が必要といえる。第三に、すべての調査対象公園の車侵入防止対策として金属製のボラードのみが設置されていた。交通事故に対し、高い不安を抱いている高齢者⁵⁾や安全な公園利用を望む利用者のため、ボラード以外の施設設置やより安全性を高められる車止めの基準を設け、車両に対する安全性を高められるBF化整備基準が必要といえる。第四に、利用者の利用形態及び属性を考慮した休憩空間の配置基準が必要と考えられる。

表 3-11. 出入口の不満要因

項目	ハンディキャップ有無	Number	%
不十分な車・バイクなどの対策	有	70	17.4
	無	149	15.4
車いすが通過しづらい	有	70	0
	無	149	17.3
段差がある	有	70	17.4
	無	149	5.8
滑りやすい表面	有	70	4.3
	無	149	7.7
凸凹な表面	有	70	17.4
	無	149	9.6
雨天後水たまりがある	有	70	43.5
	無	149	30.8
その他	有	70	30.4
	無	149	26.9

表 3-12. 園路の不満要因

項目	ハンディキャップ有無	Number	%
途中休める場所がない	有	70	20.5
	無	149	22.7
段差がある	有	70	5.1
	無	149	9.3
滑りやすい表面	有	70	5.1
	無	149	4
雨天後水たまりがある	有	70	25.6
	無	149	21.3
暗い素材	有	70	0
	無	149	1.3
利用したい公園施設までの動線が不明確	有	70	7.7
	無	149	4
案内板が少ない	有	70	5.1
	無	149	5.3
表面が歩きづらい素材	有	70	0
	無	149	2.7
凸凹な園路	有	70	2.6
	無	149	0

握りづらい階段・斜面路の手すり	有	70	0
	無	149	1.3
強い日差し	有	70	46.2
	無	149	45.3
案内板等、通行の邪魔になるものがある	有	70	0
	無	149	0
夜は利用できない不十分な照明	有	70	7.7
	無	149	9.3
その他	有	70	25.6
	無	149	9.3

トイレは、有は「その他」(35.7%)、「男女兼用」、「洗面台の蛇口が使いづらい」(25.0%)、無は、「その他」(35.7%)、「男女兼用」(17.0%)の順が多かった(表3-13)。「その他」の意見として、「掃除」や「衛星問題」等の維持管理部分と「成人用オムツ交換台などがほしい」、「扉が重い。かぎを子供があけてしまう。鍵の位置が子供の手にとどきやすい」、「公園規模に比べ、洋式便器やトイレを増やしてほしい」等の意見があった。

以上の結果を踏まえ、以下のことが考えられる。第一に、トイレは利用者の多様な要求や不満要因が存在し、項目の評価及び満足度が他の公園施設より比較的低かった。この結果を考慮し、あげられた不満要因や低い評価の項目の基準を充実させる必要があると考えられる。第二に、ガイドラインには、の乳幼児のためのオムツ交換シートの設置基準のみ記述されているが、成人用のオムツを利用している高齢者や障害者の使用を考慮し、多様な年齢が利用可能なオムツ交換台の設置に関する基準が必要と考えられる。第三に、扉に関する基準は「車いす利用者の利用を考慮した幅や開閉方式」のみ規定されているが、より多様な利用者を考慮し、扉の重さや鍵の設置位置等の基準を加える必要があると考えられる。第四に、和式より洋式トイレを確保する必要があると考えられる。第五に、ガイドラインの基準が障害者や高齢者の異性保護者を考慮し、「男女兼用」となっているが、これがむしろ不満要因となっている。公園内に2つ以上のトイレを設け、男女を分け、「保護者の場合、異性出入り可能」等の案内文を目立つところに設置することがトイレの満足度を高めるのに効果的だと考えられる。

表 3-13. トイレの不満要因

項目	ハンディキャップ有無	Number	%
段差がある	有	70	10
	無	149	5.7

滑りやすい床面	有	70	5
	無	149	13.2
紙巻器の位置が見つかりづらい	有	70	10
	無	149	17
便器付近の空間狭い	有	70	5
	無	149	11.3
水流しボタンが押しづらい	有	70	15
	無	149	15.1
洗面台の高さが不適切	有	70	10
	無	149	13.2
洗面台の蛇口が使いづらい	有	70	25
	無	149	7.5
男女兼用	有	70	25
	無	149	17
その他	有	70	35.7
	無	149	22.8

遊具は、有は「その他」(46.9%)、「子供を見守りながら休める場所が少ない」(40.6%)、「楽しい遊具がない」(21.9%)の順であった。無は「子供を見守りながら休める場所が少ない」、「楽しい遊具がない」(33.3%)、「その他」(23.5%)の順であった(表3-14)。その他の意見として、より多い種類の遊具の設置に対する要求が最も多かった。また砂場設置や遊具の高い利用自由度に対する要求があった。

以上の結果を踏まえ、以下のことが考えられる。第一に、多様な遊具に対する要求や「楽しい遊具がない」という回答を考慮すると殆どの利用者が遊具の娯楽に対して不満を持っていると考えられる。第二に、遊具の殆どの項目が高い評価を受け、満足度と正の相関関係を見せていることから、今の子供の安全な遊具利用のための整備が満足度に繋がっていると考えられる。第三に、遊具施設の付近にベンチが設けられてあるが、「子供を見守りながら休める場所が少ない」という意見が多かった。3~4歳の幼児づれの保護者は子供が遊具施設を利用している間、遊具のそばにつきながら子供を見守っており、5歳以上の子供連れの保護者はベンチに座りながらおしゃべりを楽しんでいた。このような利用形態を考慮した乳幼児連れの保護者のための休憩空間の整備も必要と考えられる。

表 3-14. 遊具の不満足要因

項目	ハンディキャップ有無	Number	%
遊具に絡まり・ひっかかる部分がある	有	70	0
	無	149	7.8
楽しい遊具がない	有	70	21.9
	無	149	33.3
さびが付いている	有	70	3.1
	無	149	5.9
遊具の安全性の不安	有	70	6.3
	無	149	5.9
非衛生的	有	70	3.1
	無	149	2
破損されている遊具が放置されている	有	70	3.1
	無	149	3.9
子供を見守りながら休める場所が少ない	有	70	40.6
	無	149	33.3
他の保護者と会話できる空間がない	有	70	3.1
	無	149	9.8
遊具施設まで行く動線が退屈	有	70	6.3
	無	149	3.9
他の公園利用者から十分離れていない	有	70	0
	無	149	0
その他	有	70	46.9
	無	149	23.5

掲示板の不満足要因として、有の回答は少なく、無は「夜は暗くて内容が見えない」(35.3%)、「文字が小さい」(29.4%)の順で多かった(表3-15)。

以上の結果を踏まえ、以下のことが考えられる。第一に、掲示板の満足度は高く、不満要因は少なかったことから現行ガイドラインの基準は利用者の満足度を高めていると考えられる。第二に、夜間利用者を考慮し、掲示板の照明設置や周辺照明との連携が必要である。第三に、多様な利用者と利用形態を考慮した読みやすい文字の大きさに関する基準を設ける必要があると考えられる。

表 3-15. 掲示板の不満要因

項目	ハンディキャップ有無	Number	%
文字が小さい	有	70	14.3
	無	149	29.4
分かりづらい説明	有	70	14.3
	無	149	17.6
夜は暗くて内容が見えない	有	70	14.3
	無	149	35.3
掲示板に近づけない	有	70	0
	無	149	17.6
文字が読めない	有	70	14.3
	無	149	0
分かりづらいサイン	有	70	14.3
	無	149	0
日差しが強い	有	70	14.3
	無	149	5.9
掲示板周辺の床面が滑りやすい	有	70	0
	無	149	0
掲示板周辺の床面は固くしまっていない	有	70	0
	無	149	0
表面が汚れている	有	70	0
	無	149	11.8
その他	有	70	14.3
	無	149	0

第4節 本章の結論

本章の結論は以下のようにまとめられる。

ハンディキャップの有無に関わらず、公園施設の利用者評価は高く、特にハンディキャップを持っている人の評価がより高かったが、ハンディキャップの有無の評価が異なる項目も存在した。他の公園施設に比べ、無のトイレに対する評価が比較的低かった。出入口と園路の「幅」、トイレの「広さ」等の要因が満足度と相関関係を見せた。施設に対する不満要因として、出入口と園路共に「強い日差し」、「雨天後水たまりがある」の回答が多く、出入口は、「ベビーカーが通りづらい」、園路は「途中休める場所がない」、トイレは「男女兼用」、

「洗面台の蛇口が使いづらい」、維持管理に関する意見、遊具は遊具の尉楽に対する意見と「子供を見守りながら休める場所が少ない」、掲示板は「夜は暗くて内容が見えない」の回答が多かった。

以上の結果を踏まえ、以下のように考察できる。

公園施設に対する利用者の満足度及び評価は高かったが、BFは利用者の利便性向上に必要なものであり、人々の公園利用を妨げになるものを取り除くために必要であるため、より多くの人が公園を利用することができるように現行の施設整備基準を改善していく等の努力を続けるべきだと考えられる。

西村は、都市公園におけるUDを図るため、平成11年に「みんなのための公園づくり」が出版されたが、この本は公園管理者等が設計の参考にする程度にとどまり、都市レベルの計画への配慮まではされておらず、その原因として義務化されていないこと、どこまでやればよいのか不明であると公園施設のUD化整備の問題点を指摘した6)。それに比べ、BFは法令で義務付けられ、強制力を持って施設整備を進めることができた。また、長年の経験や多様な意見が蓄積され、作成されたガイドラインの明確な基準による都市公園の施設のBF化整備は今回の調査で実際の利用者から高い評価を得ていることが明らかになる等、UDに比べ、整備しやすく、整備効果もあると考えられる。しかし、利用者属性による評価の差や多様な不満要因が存在していることやハンディキャップ有無によって評価が異なる基準や比較的评价が低かった項目、自然環境に対する基準を設けることが必要である等、公園利用者の意見を反映し、現行の基準を補う必要があると考えられる。

参考文献

- 1) 李基徹、金キョンワン、未開発近隣公園の開発優先順位決定—大邱広域市を中心とし、2001、韓国造景學會誌. 84 pp. 80-91
- 2) 西村五次郎、芦澤拓実、新バリアフリー法に基づく都市公園バリアフリー化に関する課題、2005、Parks and Open Space Research Institute report、39-49
- 3) 山本 教夫、公園遊具の安全に関する規準の考え方と木製遊具について、2011、木材保存 37巻・1号、 p. 2-11
- 4) 任勝彬、楊偉周、鮮于正媛、A study on the improvement of children's playground in apartment complex、1986、Journal of the Korean Institute of Landscape Architecture、14(2):43-68.
- 5) 이형숙、 안준석、 전승훈、 Analysis of environmental correlates with walking among older urban adults、2011、Journal of the Korean Institute of Landscape Architecture、39(2):65-72.
- 6) 西村五次郎、都市公園のユニバーサルデザインへ取り組み手法（バリアフリー新法への基準適合をふまえて）、2007、Parks and Open Space Research Institute report、7-10
- 7) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(2008)：国土交通省
- 8) 都市公園における遊具の安全確保に関する遊具安全指針(2002)：国土交通省

4章. 都市公園利用におけるバリアフリー

第1節 本章の目的と方法

1-1 本章の目的

本章は第3章で確認したガイドラインによる公園施設整備の効果、不満要因に加え、実測により公園施設整備状況を把握するとともに、各公園の公園施設に対する利用者の評価、ガイドラインの基準と利便性との相関関係、全体満足度との相関関係や公園施設に対する要望と各公園間の評価の差を明らかにすることにより、公園利用の利便性を向上させる要因やバリアの究明、また、ガイドラインの基準以外に利用者の利便性を高められる要因等を把握し、公園の利便性をより向上させるBF化整備の要因を把握することを目的とした。

1-2 研究方法

本章では3章と同様の対象地の選定基準を設け、調査を進めることにしたが、井草森公園を管理している杉並区の公園管理課に、「公園の利用者から苦情が寄せられた」、「利用者の迷惑になる」等の理由で調査の実施を拒まれたため、井草森公園を除き、新田さくら公園（足立区、2010年、2.5ha、以後、新田さくら）、西新井さかえ公園（足立区、2007年、1ha、以後、西新井）、西ヶ原みんなの公園（北区、2010年2.2ha、以後、西ヶ原）、中目黒公園（2002年、2.2ha、以後、中目黒）、以上の4箇所の公園を対象地として選定し、調査を進めた。

対象公園で出入口、園路等の5つの公園施設の実測を行い、整備現況とガイドラインの基準を比べた。また、利用者の評価を把握するために現地でアンケート票を用いた意識調査を実施した。調査方法は回答者に付き添って質問項目を説明しながら回答者本人の直筆で回答してもらった。ガイドラインの対象が高齢者及び障害者を含む、すべての公園利用者とされているため、ハンディキャップの有無にかかわらず公園を利用するすべての利用者を対象として調査を行った。

2012年 5月 29日、公園施設の実測測定を行った。全対象公園には複数の出入口と掲示板、園路が存在するが、利用者に評価してもらう公園施設を統一するため、広い道路に接し、また掲示板が設置されている出入口とその周辺の園路という条件を設けた。5月 31日、6月 4日、5日、午前 9時から午後 5時まで利用者のアンケート調査を行い、回答が得られた計

221件を分析した。評価項目はガイドラインの基準及び遊具安全指針、それ以外にも事前の調査や文献を通じて必要と判断した項目を設定し、アンケートの質問（券末資料編の4章のアンケート票参照）をつくった。また、公園施設と公園施設整備基準(以下、項目)を5段階評価(5点満点)と全体の満足度(不満・やや不満・どちらでもない・やや満足・満足)を問う方式で利用者評価を行った。アンケートは符号化過程を経て SPSS(Statistical Package for Social Science) Win 18.0 ソフトを用いて分析した。分析は各公園別に行った。分析方法は公園施設の基準を示す項目と利用しやすさ及び満足度の度合いを調べ、基準が設けられている公園施設の項目と全体満足度の相関分析、各公園の公園施設の評価の差が統計的に有意であるかをAnova（分散分析）分析を用いて分析した。また、公園施設に対する要望の程度を把握した。

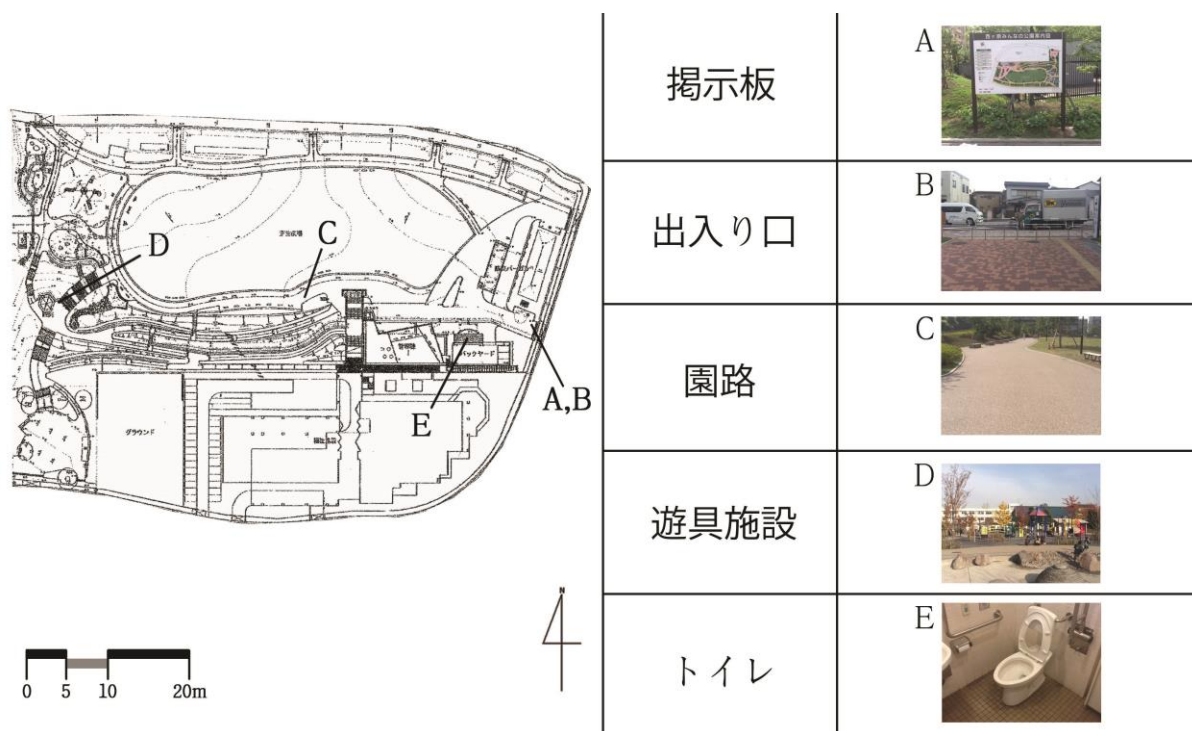


図 1-1. 西ヶ原みんなの公園の平面図と評価対象とした公園施設

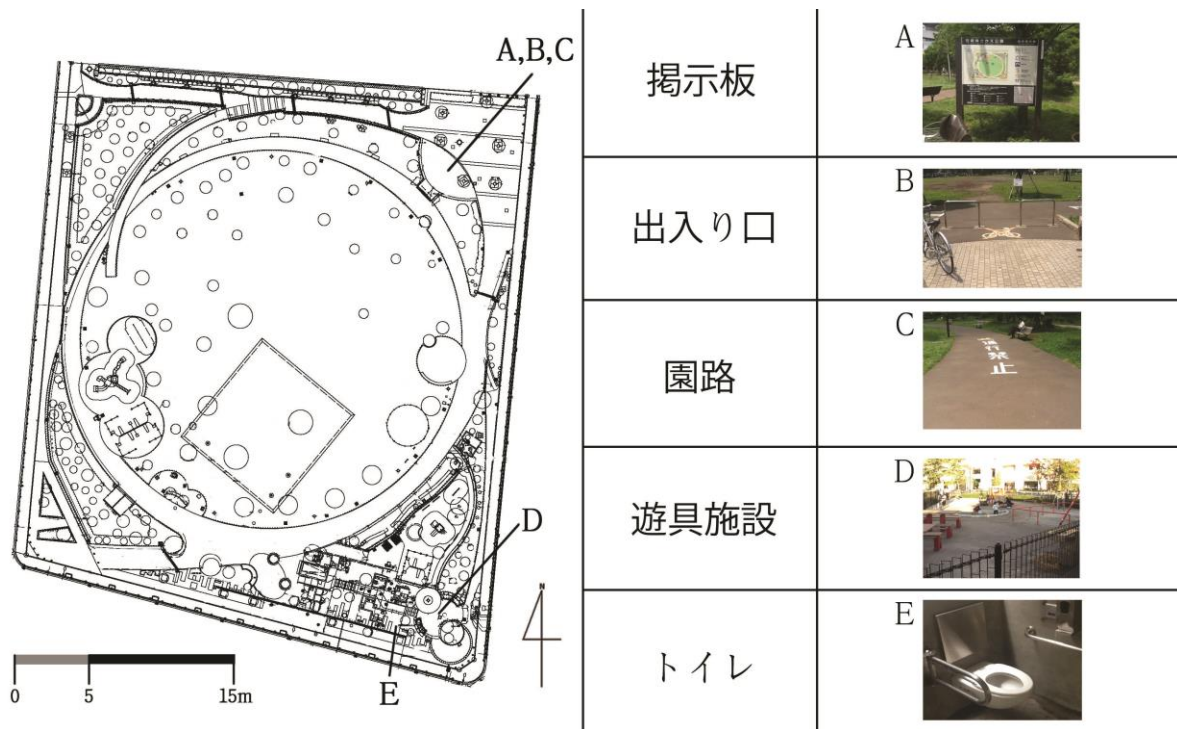


図 1-2. 西新井さかえ公園の平面図と評価対象とした公園施設

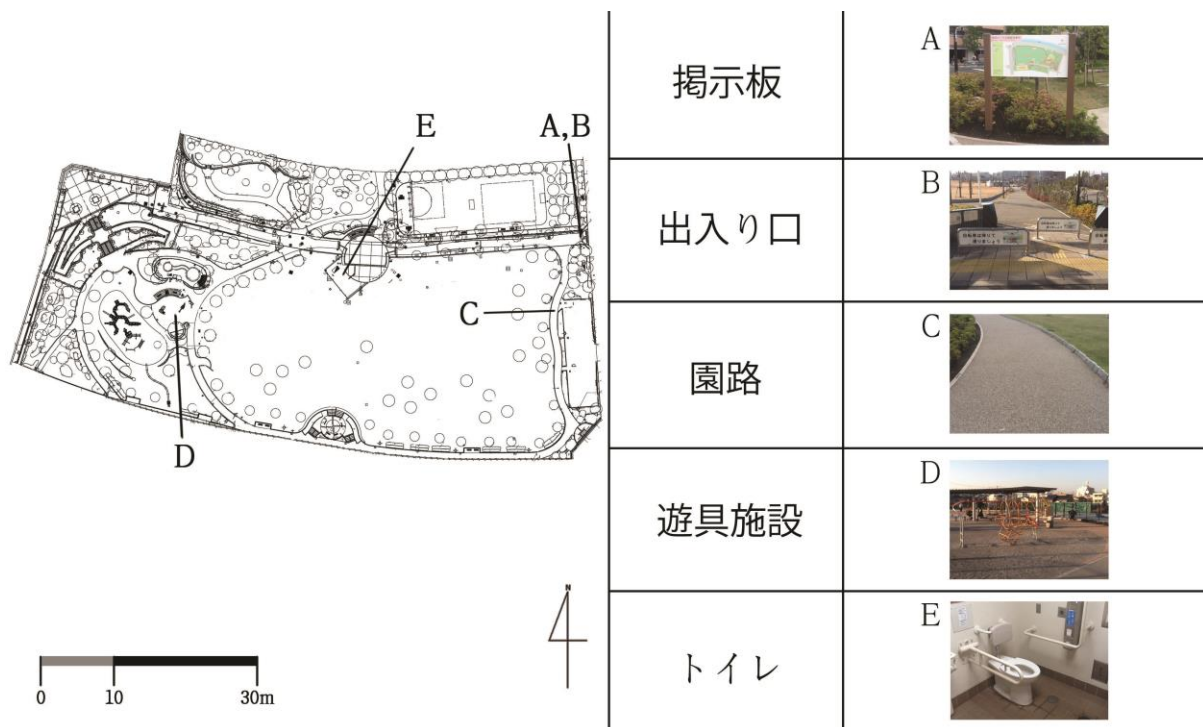


図 1-3. 新田さくら公園の平面図と評価対象とした公園施設

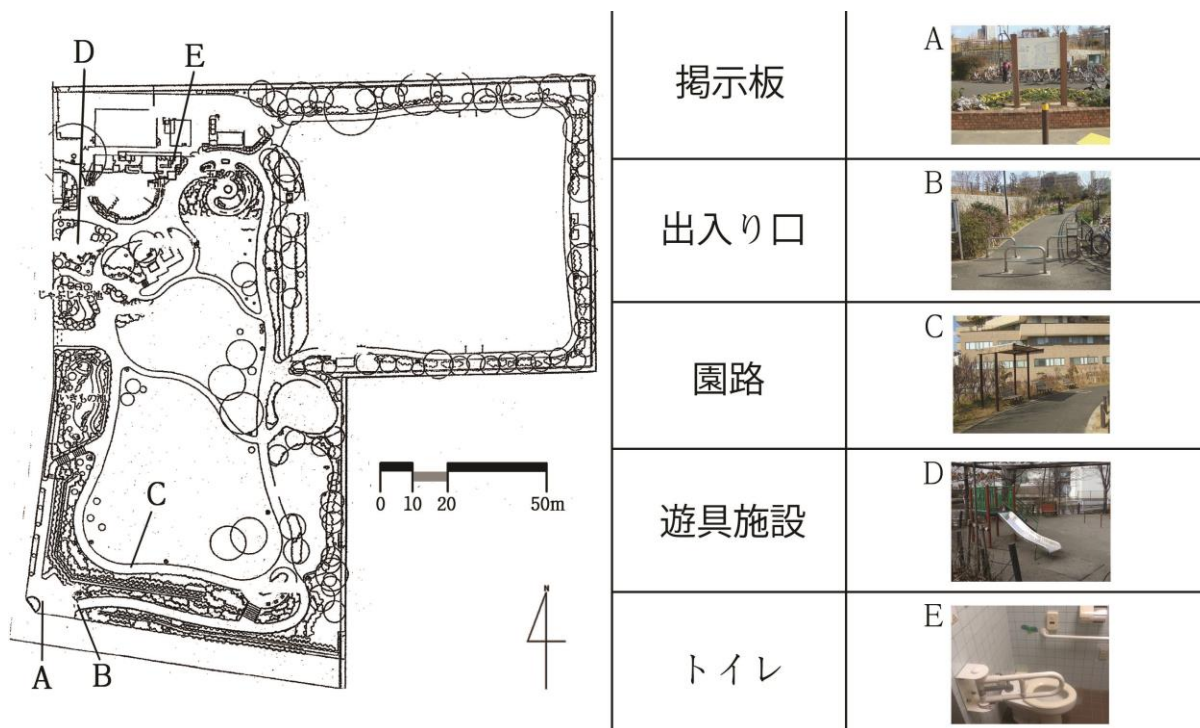


図 1-4. 中目黒公園の平面図と評価対象とした公園施設

表 1-1. 対象公園の回答数(総合:221名)

公園	西ヶ原	新田さくら	西新井	中目黒
回答数	47	49	79	52

第2節 調査対象公園の整備状況

2-1 公園施設に関するガイドラインの基準と整備状況との比較

施設整備の実態を把握するために 2012年 5月 31日、実測調査を行った。公園施設のガイドラインの基準と実測結果を比較したものが表 2-1 である。具体的な数値や方針が定められている基準の中で中目黒の出入口の「車・バイク等の進入対策の間の幅」と各公園のトイレの「水洗ボタンの位置」と「トイレトペーパーの取り付け位置」と西ヶ原の「便器の高さ」を除いたすべての項目が基準を満たしていた。

表 2-1. ガイドラインの基準と整備状況の比較(単位cm)

	項目	西ヶ原	西新井	新田さくら	中目黒
出入口	幅	全体幅 670 車止め90	全体幅 397 車止め120	全体幅 295 車止め130	全体幅 310 車止め 87
	基準：120以上、1以上の車止めの間隔について、有効幅90以上				
	勾配	0.2%	0.2%	0.4%	1.2%
	基準：長さ150以上の水平面				
園路	幅	670	430	311	302
	基準：180以上				
	勾配	1%	0.1%	0.1%	3%
	基準：5%以下				
トイレ	出入口の幅	93	97	115	105
	基準：80cm 以上				
	扉開閉方式	引き戸	引き戸	引き戸	引き戸
	基準：引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。				
	広さ	194×205	237×217	230×240	230×210
	基準：150×150				
	床	タイル	セメント	タイル	タイル
	水に濡れても滑らないように整備する				
	洗面台の高さ	71	74.5	72	78
	基準：車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm 以上の高さ確保し、洗面器上面の標準的高さを80以下とする。				
	洗面台の蛇口	センサー	センサー	センサー	レバー
	基準：センサー、レバー				
	便器の高さ	48	41	45	40
	基準：40-45				
	紙の取り付け位置	2×68	20×62	14×94	44×107
	基準：便器から 水平 0-10 × 垂直 15-40				
水流ボタンの位置	32×42	27×46	51×70	44×54	
基準：便器から 水平 0-10× 垂直 40-55					

	水流ボタンを押す方法	押す	センサー	センサー	センサーと押す
	基準：便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。				
掲 示 板	高さ	209	178	198	210
	基準：車いす使用者が見やすい高さ				
	文字サイズ	2×2	2×2	1×1.5	1.5×1.5
	基準：表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ				

2-2 遊具安全指針の基準と整備状況との比較

遊具安全指針の内容は主に子供たちの遊具利用の安全に関する基準のみであり、実際に遊具を利用している子どもの保護者に対する配慮が欠けているといえる。

遊具の素材に関する基準の中で、「石材や金属面などは、直射日光によって非常に熱くなり、やけどのおそれもあるため、日陰に配置するなど配慮する」と定められている。実際に遊具が樹木のそばに配置されているが樹木の樹齢が低いため、遊具に十分な緑陰を提供することができない状態である。緑陰を必要としている所に植物を用いて設計をする際、植物の成長や特性を考慮し、これを補う公園施設の設置・配置等の工夫が必要だと考えられる。

表 2-2. 遊具の基準と整備状況の比較

項目	西ヶ原	西新井	中目黒	新田さくら
遊具の床の素材	土	土	土	土とウッドチップ
基準：遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。必要に応じて安全領域には、砂やウッドチップ、ラバーなどの衝撃吸収材の使用について検討する				
遊具の素材	鉄、プラスチック、ウッド	鉄、プラスチック	鉄、ゴム	鉄、プラスチック、ウッド
基準：石材や金属面などは、直射日光によって非常に熱くなりやけどのおそれもあるため、日陰に配置するなど配慮する。使用材料は、子どもが直接触れたり、舐めることを考慮して、身体に悪影響を及ぼすおそれのある物質を含まない耐久性のあるものを使用する。使用材料は、原則として材料に適用される規格や遊具安全遊具安全遊具安全指針に適合し、それ以外の材料については、公的機関において品質や性能が同等品以上であることが証明されているものなどを使用する。				

第3節 各々の公園のBF化された公園施設に関する利用者の評価

3-1 公園利用者の属性

3-1-1 利用者のハンディキャップ

公園利用の際のハンディキャップを持っている利用者は少ないことが確認できた(表3-1)。

表 3-1. 各公園のハンディキャップパーソンの人数

西ヶ原	西新井	新田さくら	中目黒
9	9	4	12

3-1-2 利用者の性別と年齢

各々の公園の回答者の年齢層と性別の比率は類似した傾向を見せ、30代の女性の比率が最も高かった。男性より女性の利用者が多く、年齢層別回答者はすべての公園で30代の比率が高かった。西新井は20代の比率が他の公園より高かった(図3-1)。

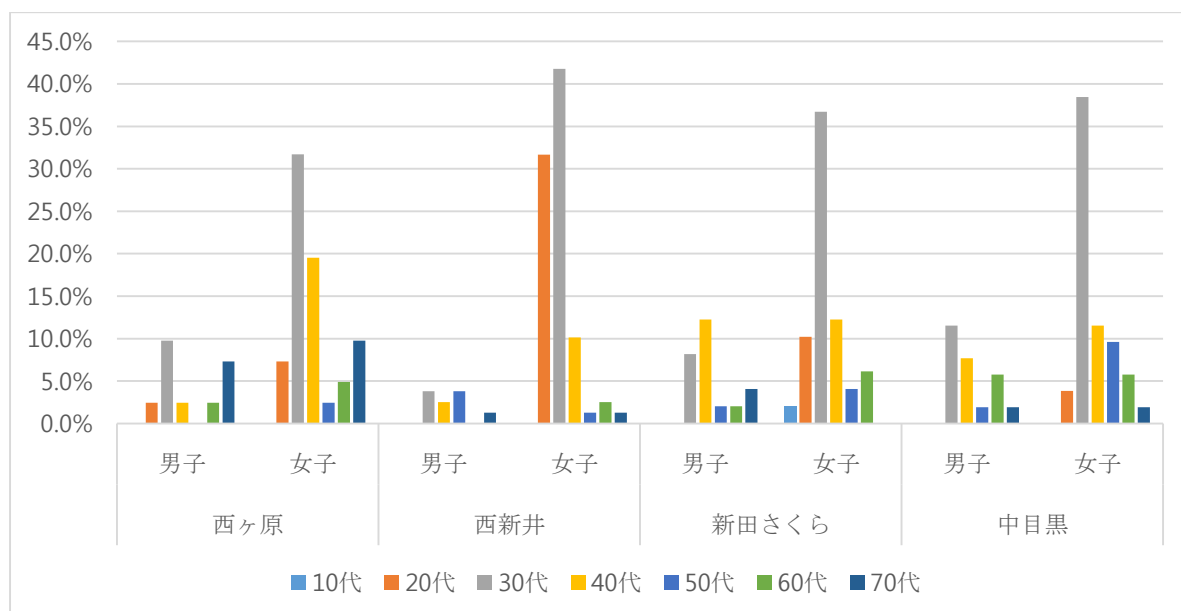


図 3-1. 利用者の性別と年齢(単位%)

3-1-3 公園利用者の来園距離

公園への来園所要時間は10分以内が過半数以上であった。また、移動手段として徒歩と自転車の比率が合計で80%以上となり、殆どの利用者が近隣に居住していると考えられる(図3-2)。

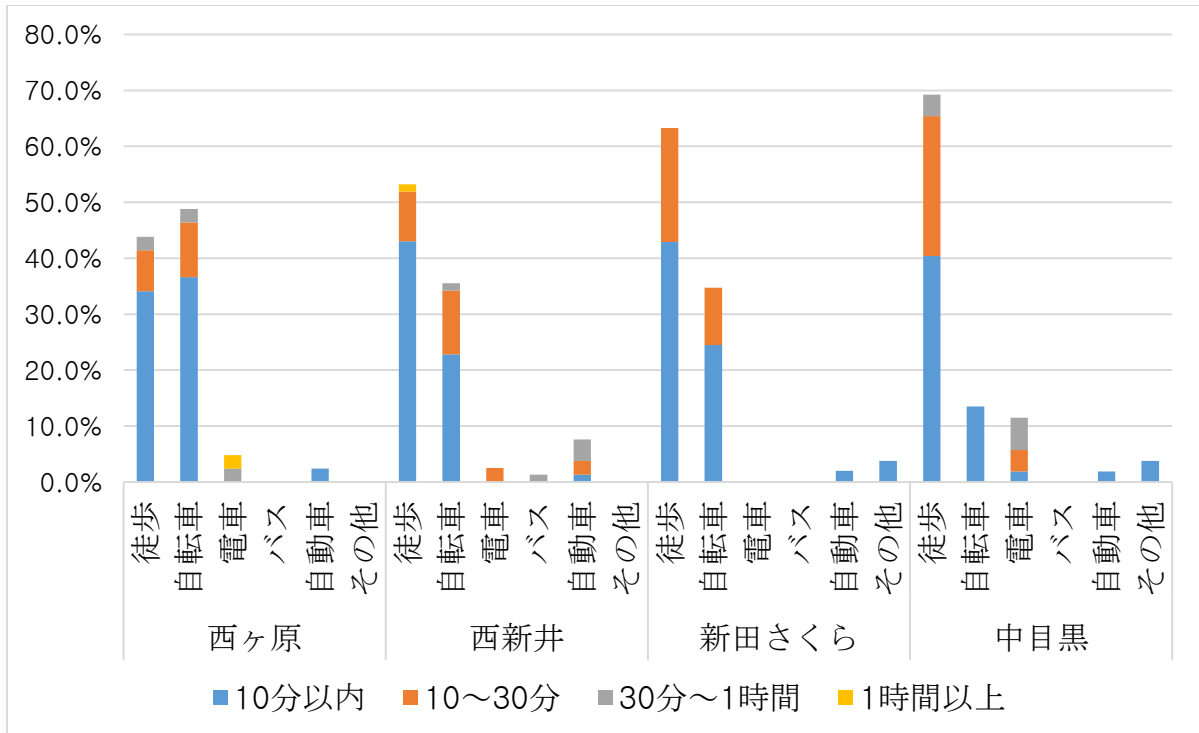


図 3-2. 来園距離(単位%)

3-1-4 公園利用の目的

公園の利用目的として、「子どもと遊ぶため」が最も多かったが(70.7、92.4、71.4、48.1)、中目黒は比較的少ない40%台にとどまった。

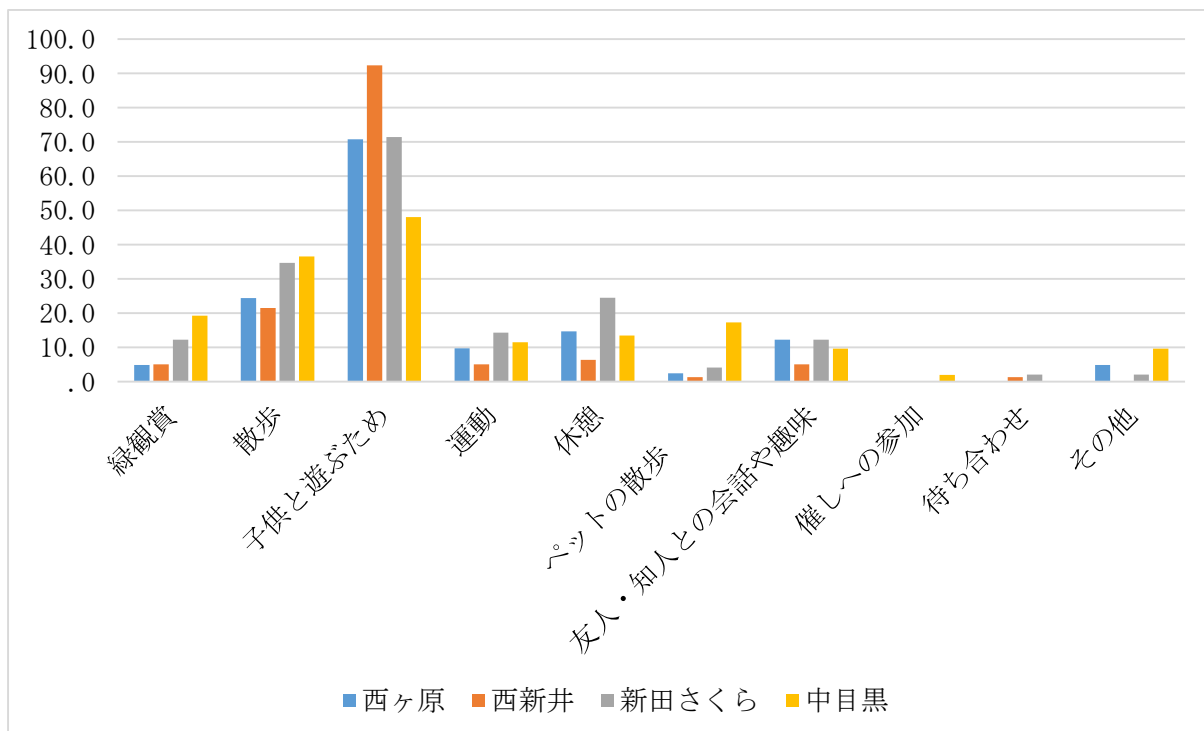


図 3-3. 公園利用の目的(単位%)

3-1-5 利用者の同伴者

同伴者として「子供(46.3、68.4、44.9、28.8)」と「家族(26.8、22.8、26.5、28.8)」の回答が多かった。同伴者においても中目黒が他の公園と異なる傾向を見せた。利用目的及び同伴者項目の回答結果及び全体回答者の女性の比率が高いことから、調査対象とした公園では主に母親あるいは女性保護者が子供と遊ぶために利用していると考えられる。

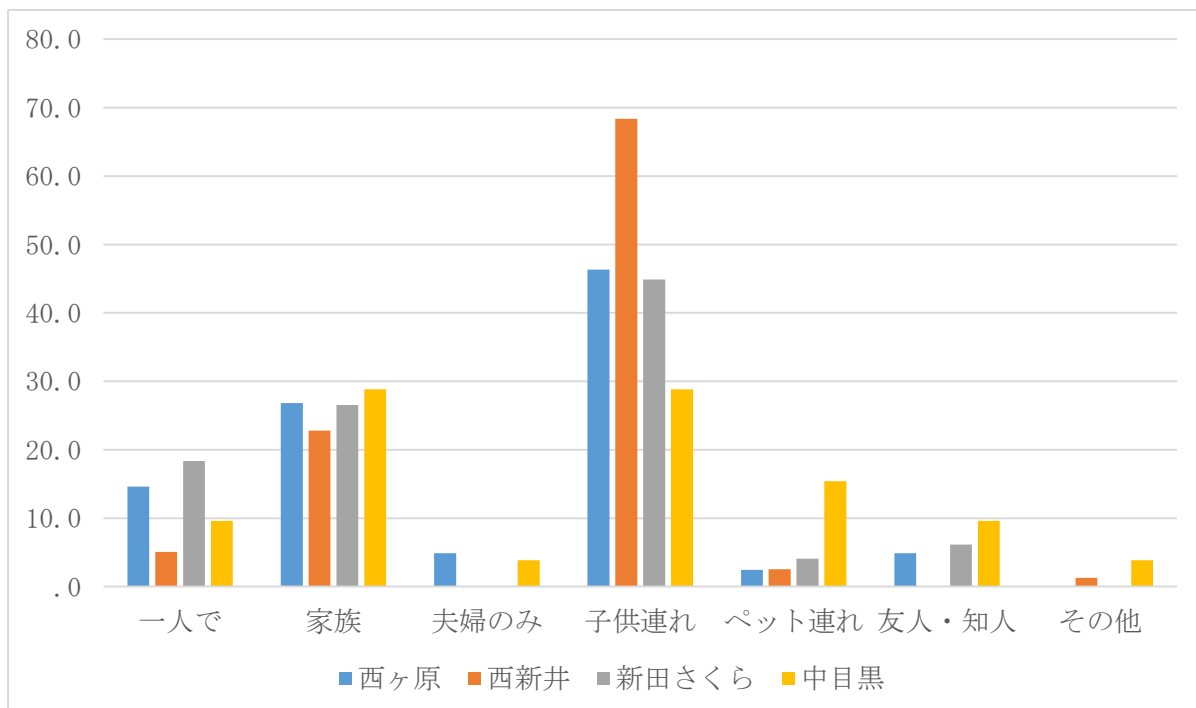


図 3-4. 利用者の同伴者(単位%)

3-1-6 利用する公園の選定基準

利用する公園の選定理由として中目黒を除き、「家から近い」の回答(70.7、70.9、85.7、53.8)が最も多かった(図3-5)。殆どの公園利用者が近距離居住者であることと、利用する公園の選定基準から、利用する公園を決める際、距離的要因が大きな影響を及ぼしていると考えられる。中目黒のみ「緑豊か」が「家から近い」より回答が多かった。アンケート調査当日、遊具利用者が多く見られた他の公園に比べ、中目黒は遊具利用者が少なく、芝生広場や園路で散策をしている利用者が多かった。公園利用目的においても、中目黒は「子供と遊ぶため」の回答が最も多く、調査当日の観察からも遊具利用より、芝生広場で子供と遊んでいる利用者が多かった。目黒区の公園管理者からもらった整備要綱には、中目黒の計画・設計の際に取り寄せられた住民の意見を反映し、「区民が土いじりや植物栽培等の実体験を通じてみどりの大切さを学ぶことのできる緑化普及・啓発の拠点として、「花とみどりの学習園」を設置する。花壇、野草園、ハーブ園、菜園、果樹園、温室などを設け、これらの維持管理に、障害者や高齢者も参加できる住民参加の場として整備する」と示されている。調査当日にも多数の高齢者が剪定や花壇の掃除等の活動をしていることを目撃した。中目黒は緑地造成及び維持管理に励んでおり、その結果、緑地の質が高まり、このような利用形態を見せたと考えられる。

公園選定基準の質問の中、BFに関する項目は「園路が歩きやすい」から「行きたい公園施設までの動線がわかりやすい」であり、その中で、「園路が歩きやすい」、「安心して遊具が使える」が20%の回答率を見せるのみで、それ以外の項目の回答は比較的少なかった。これは公園選定にバリアフリーがあまり影響を及ぼしていないからだと考えられる。

各公園は類似する利用者属性を見せていたが、中目黒は「公園利用の目的」、「同伴者」、「利用公園の選定基準」で異なる傾向を見せた。

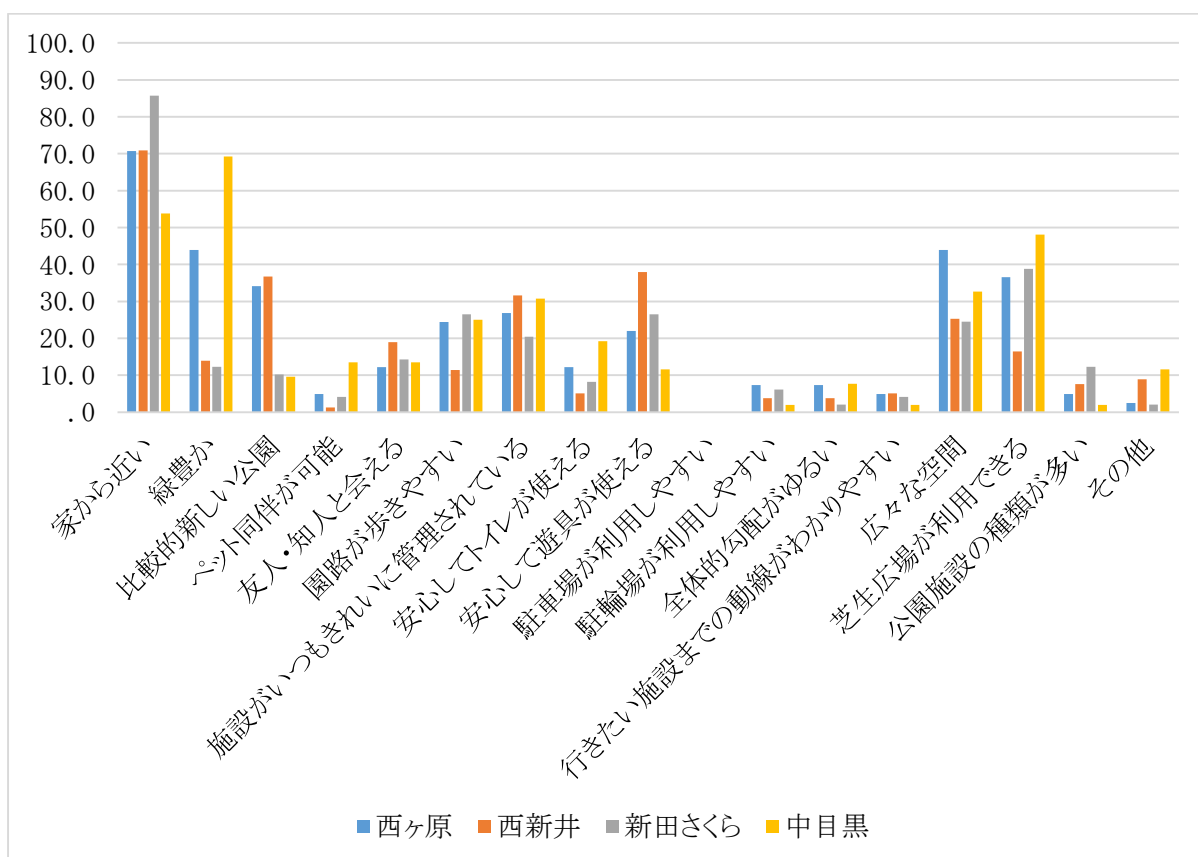


図 3-5. 利用する公園の選定基準(単位%)

3-2 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価と相関関係

3-2-1 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価

ガイドラインの公園施設の整備基準(以下、項目)に対する評価及び公園施設の満足度を把握した。公園利用の際、ハンディキャップを持っていると回答した利用者が少なく、また、FestingerのCognitive dissonance理論に基づいて考慮すれば、利用者が不便を感じていてもそれを表すのを嫌がっているため、この結果が出たと考えられる。このため、ハンディキャップの有無を区別せず、すべての利用者の公園施設に対する意識を取りまとめて分析を行い、各公園別に比較した。

全公園の出入口の利用しやすさ(3.88、3.82、3.92、3.58)の評価は高く、項目別評価も高かったが、他の公園に比べて中目黒公園は評価が相対的に低く、「バイク・車進入対策」以外の全項目が3点台前半であった(表3-1)。これは中目黒公園の調査対象になった出入口が公園の敷地より低く、他の公園より勾配が相対的に急であるためだと考えられる。

全公園の出入口がガイドラインの基準より実際の幅が広がったが、利用者は多少狭く感じていたと思われる(3.68、3.18、3.49、3.10)。これはすべての公園の出入口にバイク・車等の侵入対策としてボラードが設置され、全体の幅よりボラードの間隔が利用者の認識に影響を及ぼしたためだと考えられる。

全公園の園路の利用しやすさ(4.00、4.10、4.37、3.94)の評価は他の公園施設に比べて最も高かった。

全公園のトイレの利用しやすさ(3.63、3.28、3.45、3.42)と項目別評価は3点台中半であり、出入口や園路に比べ、相対的に低かった。特に西新井公園と中目黒公園のトイレの床の滑りやすさに関する評価は2点台(2.95、2.90)に留まっている。ガイドラインには水に濡れても滑らないように整備するというのみ定められており、対象公園はセメントとタイルという素材で床を舗装している。これらの素材は滑りを防ぐことがあまりできていないと考えられる。

公園の遊具の満足度(3.24、3.51、3.84、2.96)は新田さくら公園を除き、3点台半ば以下に留まり、特に中目黒公園は2点台という低い結果となった。西ヶ原公園は床の安全性と遊具の種類が遊具の満足度より低かった。西新井公園は遊具の種類が利用しやすさの評価より低かった。新田さくら公園は遊具間の距離と遊具の種類が遊具の満足度より低かった。中目黒公園は遊具の種類が遊具の満足度より低かった。遊具の種類に関する評価は全公園ともに全評価項目の中で最も低かった。

掲示板の利用しやすさ(3.15、3.03、3.55、3.17)は出入口や園路に比べ、低い評価を得た。ガイドラインでは掲示板の「高さ」と「文字の大きさ」、「設置場所」の基準が設けられているが、掲示板の大きさや情報の内容等の基準は設けられず、また記述されている基準の内容も具体的な寸法や手法ではなかった。同様に具体的基準がないトイレの床の滑りやすさ等の項目も利用者評価が低かった。

これらの結果を踏まえ、次のことが考えられる。第一に、ガイドラインによる公園施設整備は利用者の利用しやすさ向上につながっており、特に出入口と園路はその効果が非常に高いと言える。第二に、床のすべり防止のための床の舗装材や表面の状態、見やすい掲示板の高さや読みやすい文字の大きさ等といった、よりガイドラインの基準を明確化させる必要があると考えられる。

表 3-1. 公園施設の評価と全体満足度(N = Number、M = Means)

項目		西ヶ原		西新井		新田さくら		中目黒	
		N	M	N	M	N	M	N	M
出入口	利用しやすさ	41	3.88	79	3.82	49	3.92	52	3.58
	幅	41	3.68	79	3.18	49	3.49	52	3.10
	勾配	41	3.54	79	3.58	49	3.47	52	3.06
	路面	41	3.88	79	3.77	49	3.80	52	3.27
	車両進入対策	41	3.56	79	3.75	49	4.04	52	3.94
	利用しやすさ	41	4.00	79	4.10	49	4.37	52	3.94
園路	幅	41	3.90	79	3.53	49	3.90	52	3.27
	勾配	41	3.66	79	3.80	49	3.71	52	3.31
	路面の舗装状態	41	3.78	79	3.90	49	3.78	52	3.44
	路面の滑りやすさ	41	3.73	79	3.71	49	3.84	52	3.44
	路面の素材	41	3.32	79	3.19	49	3.35	52	3.33
	路面の明るさ	41	3.76	79	3.38	49	3.71	52	3.17
	利用しやすさ	41	3.63	79	3.28	49	3.45	52	3.42

トイレ	出入口の幅	41	3.46	79	3.28	49	3.63	52	3.10
	扉のノブの位置	41	3.56	79	3.37	49	3.49	52	3.35
	扉の開閉方式	41	3.51	79	3.30	49	3.49	52	3.37
	扉の重さ	41	3.27	79	3.05	49	3.14	52	3.08
	扉の満足度	41	3.51	79	3.25	49	3.24	52	3.17
	広さ	41	3.63	79	3.19	49	3.45	52	3.12
	洗面台の高さ	41	3.51	79	3.25	49	3.47	52	3.17
	洗面台の蛇口	41	3.49	79	3.25	49	3.49	52	3.17
	便器の高さ	41	3.46	79	3.25	49	3.45	52	3.23
	トイレットペーパーの取り付け位置	41	3.49	79	3.34	49	3.27	52	3.37
	水洗ボタンの位置	41	3.51	79	3.27	49	3.29	52	3.42
	水洗ボタンを押す方法	41	3.41	79	3.30	49	3.45	52	3.40
	床面の滑りやすさ	41	3.22	79	2.95	49	3.33	52	2.90
	床面の材質	41	3.49	79	3.10	49	3.27	52	3.08
	遊具	便器の手すりの位置	41	3.46	79	3.27	49	3.27	52
便器の手すりにのぎりやすさ		41	3.46	79	3.24	49	3.31	52	3.17
満足度		41	3.24	79	3.51	49	3.84	52	2.96
見通し		41	3.95	79	3.91	49	4.16	52	3.42
遊具間の距離		41	3.66	79	4.09	49	3.88	52	3.46
遊具周辺の空間		41	3.66	79	3.72	49	3.71	52	3.21
床面の安全性		41	2.90	79	3.65	49	4.06	52	3.31
遊具の材質の安全性		41	3.51	79	3.86	49	3.96	52	3.37
遊具の種類	41	2.27	79	2.48	49	3.04	52	2.31	
管理状態	41	3.76	79	3.72	49	3.88	52	3.23	
	利用しやすさ	41	3.15	79	3.03	49	3.55	52	3.17

掲 示 板	高さ	41	3.44	79	3.42	49	3.55	52	3.23
	大きさ	41	3.34	79	3.33	49	3.57	52	3.31
	文字の大きさ	41	3.10	79	3.24	49	3.49	52	3.29
	説明	41	3.51	79	3.00	49	3.51	52	3.13
	情報の内容	41	3.32	79	3.01	49	3.43	52	3.12
公園の全体満足度			3.98		4.13		4.27		4.06
N = Number M = Means									

3-2-2 利便性及び満足度と項目との相関関係

出入口の利用しやすさに関しては、西ヶ原公園は「幅」、「勾配」が正の相関関係を見せた。西新井公園は「幅」が正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「幅」、「勾配」、「路面」が正の相関関係を見せた。中目黒公園は「幅」が正の相関関係を見せた（表3-2）。

園路の利用しやすさに関しては、西ヶ原公園は「幅」、「勾配」、「路面の舗装状況」、「路面の滑りやすさ」が正の相関関係を見せた。西新井公園は「幅」、「勾配」、「路面の舗装状況」、「路面の滑りやすさ」が正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「幅」、「勾配」、「路面の舗装状況」、「路面の滑りやすさ」、「路面の素材」が正の相関関係を見せた。中目黒公園は「幅」が正の相関関係を見せた。

トイレの利用しやすさに関して、西ヶ原はすべての項目と正の相関関係を見せた。西新井は「出入口の幅」、「扉のノブの位置」、「便器の高さ」、「トイレットペーパーの取り付け位置」、「水洗ボタンの位置」、「水洗ボタンを押す方法」、「床面の滑りやすさ」、「床面の材質」、「便器の手すりの位置」、「便器の手すりの握りやすさ」が正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「扉のノブの位置」、「扉の開閉方式」、「扉の満足度」、「広さ」、「洗面台の高さ」、「洗面台の蛇口」、「便器の高さ」、「床の滑りやすさ」、「床の材質」、「便器の手すりの位置」、「便器の手すりの握りやすさ」が正の相関関係を見せた。中目黒公園は「出入口の幅」、「扉のノブの位置」、「扉の開閉方式」、「扉の重さ」、「扉の満足度」、「広さ」、「洗面台の高さ」、「洗面台の蛇口」、「便器の高さ」、「トイレットペーパーの取り付け位置」、「水洗ボタンの位置」、「水洗ボタンを押す方法」が正の相関関係を見せた。

遊具の満足度に関して、西ヶ原公園は「見通し」、「遊具間の距離」、「遊具周辺の空間」、

「床の安全性」、「遊具の種類」が正の相関関係を見せた。西新井公園はすべての項目と正の相関関係を見せた。新田さくらは「床面の安全性」以外のすべての項目と正の相関関係を見せた。中目黒公園は「見通し」、「遊具間の距離」、「遊具周辺の空間」が正の相関関係を見せた。

掲示板の利用しやすさに関して、西ヶ原公園はすべての項目と正の相関関係を見せた。西新井公園は「高さ」以外のすべての項目と正の相関関係を見せた。新田さくら公園はすべての項目と正の相関関係を見せた。中目黒公園は「文字の大きさ」、「わかりやすい説明」、「必要な情報」が正の相関関係を見せた。

これらの結果を踏まえ、次のことが考えられる。

第一に、この相関分析により、「出入口」と「園路の幅」、「遊具間の距離及び十分な空間」等の幅員や広さ等の要因が利用しやすさ及び満足度に影響を及ぼしていることが確認できた。公園施設のBF化整備の際、高い優先順位において十分な空間を確保することが効果的だと考えられる。

第二に、事前調査及びアンケート調査の際、子供の保護者は遊具周辺に立ちながら保護者同士の会話や子供を見守る等の利用形態を見せた。これにより「見通し」、「遊具間の距離」、「遊具周辺の空間」が子供の保護者に係わる評価項目だと判断し、アンケート項目に含めた。全公園のこれらの項目が満足度との相関関係を見せたことから、子供の保護者にも配慮した整備が必要だと考えられる。

第三に、掲示板は殆どの評価項目が利用しやすさと相関関係を見せている。ガイドライン基準以外に利便性の要因として必要と判断し、アンケート評価項目に追加した項目も掲示板の利用しやすさにつながる結果となった。また、十分な公園BF情報開示が利用者の利便性向上に大きく貢献するという指摘もあり¹⁾、それは今回の調査結果と一致する。これは今回の調査の評価項目が掲示板の利用しやすさの向上に繋がった結果と考えられる。また、利用者評価が出入口や園路に比べ低いことから、文字の大きさや高さ等、利便性を向上させる明確な寸法や基準を設けることが必要と考えられる。

表 3-2. 利便性及び満足度と項目との相関関係

		西ヶ原		西新井		新田さくら		中目黒	
項目		N	SD	N	SD	N	SD	N	SD
出入口	利用しやすさ	41		79		49		52	
	幅	41	.419**	79	.414**	49	.792**	52	.418**
	勾配	41	.528**	79	.220	49	.580**	52	.212
	路面	41	.289	79	.181	49	.470**	52	.180
	車両進入対策	41	.281	79	.226	49	.195	52	.263
	利用しやすさ	41		79		49		52	
園路	幅	41	.461**	79	.472**	49	.496**	52	.437**
	勾配	41	.617**	79	.392**	49	.434**	52	.351
	路面の舗装状態	41	.620**	79	.400**	49	.465**	52	.258
	路面の滑りやすさ	41	.442**	79	.542**	49	.523**	52	.337
	路面の素材	41	-.182	79	.050	49	.425**	52	.135
	路面の明るさ	41	.245	79	.237	49	.130	52	.102
	利用しやすさ	41		79		49		52	
トイレ	出入口の幅	41	.414**	79	.427**	49	.357	52	.720**
	扉のノブの位置	41	.451**	79	.379**	49	.469**	52	.500**
	扉の開閉方式	41	.670**	79	.228	49	.393**	52	.600**
	扉の重さ	41	.674**	79	.151	49	.313	52	.471**
	扉の満足度	41	.649**	79	.255	49	.565**	52	.598**
	広さ	41	.574**	79	.228	49	.573**	52	.605**
	洗面台の高さ	41	.626**	79	.159	49	.477**	52	.361**
	洗面台の蛇口	41	.614**	79	.255	49	.609**	52	.428**

	便器の高さ	41	.517**	79	.297**	49	.599**	52	.620**
	トイレットペーパーの取り付け位置	41	.672**	79	.408**	49	.286	52	.466**
	水洗ボタンの位置	41	.740**	79	.408**	49	.301	52	.518**
	水洗ボタンを押す方法	41	.448	79	.415**	49	.206	52	.495**
	床面の滑りやすさ	41	.506**	79	.072**	49	.406**	52	.185
	床面の材質	41	.731**	79	.175**	49	.482**	52	.351
	便器の手すりの位置	41	.660**	79	.139**	49	.584**	52	.251
	便器の手すりにのぎりやすさ	41	.660**	79	.259**	49	.451**	52	.261
遊具	満足度	41		79		49		52	
	見通し	41	.512**	79	.367**	49	.645**	52	.367**
	遊具間の距離	41	.470**	79	.402**	49	.422**	52	.615**
	遊具周辺の空間	41	.458**	79	.465**	49	.525**	52	.650**
	床面の安全性	41	.431**	79	.498**	49	.342	52	.347
	遊具の材質の安全性	41	.292	79	.414**	49	.473**	52	.268
	遊具の種類	41	.528**	79	.437**	49	.515**	52	.151
	管理状態	41	.193	79	.414**	49	.591**	52	-.022
掲示板	利用しやすさ	41		79		49		52	
	高さ	41	.709**	79	.224	49	.635**	52	.330
	大きさ	41	.758**	79	.336**	49	.699**	52	.258
	文字の大きさ	41	.663**	79	.458**	49	.712**	52	.502**
	説明	41	.677**	79	.524**	49	.728**	52	.469**
	情報の内容	41	.475**	79	.543**	49	.713**	52	.387**

** 相関関係は.01水準で有意。 N = Number SD = 相関係数

3-3 各公園の公園施設別の利用者の評価の差

各公園の公園施設に対する評価の結果を見ると、出入口は「勾配」、「路面」、園路は「幅」、「路面の明るさ」、トイレは「出入口の幅」、「広さ」、「床面の滑りやすさ」、遊具は「遊具満足度」、「見通し」、「遊具間の距離」、「床面の安全性」、「遊具の材質の安全性」、「種類」、「管理状態」、掲示板は「利便性」、「わかりやすい説明」、「必要な情報」に有意な差があることが確認できた（表3-3～表3-7）。

調査対象とした各公園間の有意な差を確認するため、事後検定のScheffe分析を行った結果、「出入口の勾配」では西新井と中目黒、「園路の幅」では西ヶ原と中目黒、新田さくらと中目黒、トイレ出入口の幅では新田さくらと中目黒、「遊具満足度」では新田さくらと中目黒、「遊具の見通し」では新田さくらと中目黒、「遊具間の距離」では西新井と中目黒、「遊具の床面の安全性」では西新井と新田さくら、西新井と西ヶ原、新田さくらと西ヶ原と中目黒、「遊具の素材の安全性」では西新井と中目黒、新田さくらと中目黒、「遊具の種類」では西ヶ原と新田さくら、新田さくらと中目黒、「遊具の管理状態」では西新井と中目黒、新田さくらと中目黒、「掲示板の利便性」では新田さくらと西新井、「掲示板の説明」では西新井と新田さくらに有意な差を確認できた（表3-3～表3-7）。

「出入口の勾配」と「園路の幅」、「トイレの出入口の幅」のようにガイドラインに寸法等の具体的な基準を示した項目と「掲示板の大きさ」のようにガイドラインに含まれていない項目、「掲示板の高さ」と「わかりやすし説明」のような大まかな方針のみ示した項目、遊具安全遊指針の基準を満たした遊具に有意な差が確認できた。利用者属性と整備状況により、利用者評価が異なると考えられる。

特に異なる利用者属性をもつ中目黒には遊具の利用者評価が他の公園に比べ、低いことが統計的にも有意であることが確認できた。

表 3-3. 出入口の利用者の評価の差 (N = Number SD = 相関係数)

項目	公園	M	S. D	F	Sig.	Scheffe
利用しやすさ	西ヶ原(A)	3.88	0.98	1.429	0.235	-
	西新井(B)	3.82	0.874			
	新田さくら(C)	3.92	0.932			
	中目黒(D)	3.58	0.893			
幅	西ヶ原(A)	3.88	0.98	3.778	0.011	-
	西新井(B)	3.82	0.874			
	新田さくら(C)	3.92	0.932			
	中目黒(D)	3.58	0.893			
勾配	西ヶ原(A)	3.88	0.98	4.264	.006**	B>D
	西新井(B)	3.82	0.874			
	新田さくら(C)	3.92	0.932			
	中目黒(D)	3.58	0.893			
路面	西ヶ原(A)	3.88	0.98	4.592	.004**	-
	西新井(B)	3.82	0.874			
	新田さくら(C)	3.92	0.932			
	中目黒(D)	3.58	0.893			
車両進入対策	西ヶ原(A)	3.88	0.98	1.821	0.144	-
	西新井(B)	3.82	0.874			
	新田さくら(C)	3.92	0.932			
	中目黒(D)	3.58	0.893			

** 相関関係は.01水準で有意。

表 3-4. 園路の利用者の評価の差 (N = Number SD = 相関係数)

項目	公園	M	S. D	F	Sig.	Scheffe
利用しやすさ	西ヶ原(A)	4	0.949	2.953	0.034	-
	西新井(B)	4.1	0.81			
	新田さくら(C)	4.37	0.636			
	中目黒(D)	3.94	0.639			
幅	西ヶ原(A)	3.9	0.8	6.283	.000**	A>D C>D
	西新井(B)	3.53	0.998			
	新田さくら(C)	3.9	0.848			
	中目黒(D)	3.27	0.689			
勾配	西ヶ原(A)	3.66	0.855	3.499	0.016	-
	西新井(B)	3.8	0.952			
	新田さくら(C)	3.71	0.842			
	中目黒(D)	3.31	0.781			
路面の舗装状態	西ヶ原(A)	3.78	0.936	2.904	0.036	-
	西新井(B)	3.9	0.942			
	新田さくら(C)	3.78	0.848			
	中目黒(D)	3.44	0.752			
路面の滑りやすさ	西ヶ原(A)	3.73	0.895	1.698	0.168	-
	西新井(B)	3.71	1.002			
	新田さくら(C)	3.84	0.874			
	中目黒(D)	3.44	0.85			
路面の素材	西ヶ原(A)	3.32	0.722	0.594	0.619	-
	西新井(B)	3.19	0.786			
	新田さくら(C)	3.35	0.83			
	中目黒(D)	3.33	0.678			
路面の明るさ	西ヶ原(A)	3.76	0.969	5.347	.001**	-
	西新井(B)	3.38	0.867			
	新田さくら(C)	3.71	0.791			
	中目黒(D)	3.17	0.76			

** 相関関係は.01水準で有意。

表 3-5. トイレの利用者の評価の差 (N = Number SD = 相関係数)

項目	公園	M	S. D	F	Sig.	Scheffe
利用しやすさ	西ヶ原(A)	3.63	0.888	1.318	0.27	-
	西新井(B)	3.28	0.96			
	新田さくら(C)	3.45	0.914			
	中目黒(D)	3.42	0.977			
出入口の幅	西ヶ原(A)	3.46	0.745	4.861	.003**	C>D
	西新井(B)	3.28	0.715			
	新田さくら(C)	3.63	0.834			
	中目黒(D)	3.1	0.721			
扉のノブの位置	西ヶ原(A)	3.56	0.776	0.964	0.411	-
	西新井(B)	3.37	0.701			
	新田さくら(C)	3.49	0.739			
	中目黒(D)	3.35	0.738			
扉の開閉方式	西ヶ原(A)	3.51	0.87	0.86	0.462	-
	西新井(B)	3.3	0.837			
	新田さくら(C)	3.49	0.767			
	中目黒(D)	3.37	0.768			
扉の重さ	西ヶ原(A)	3.27	0.837	0.943	0.42	-
	西新井(B)	3.05	0.696			
	新田さくら(C)	3.14	0.645			
	中目黒(D)	3.08	0.652			
扉の満足度	西ヶ原(A)	3.51	0.898	1.963	0.121	-
	西新井(B)	3.25	0.65			
	新田さくら(C)	3.24	0.63			
	中目黒(D)	3.17	0.678			
広さ	西ヶ原(A)	3.63	0.859	3.851	.010**	-
	西新井(B)	3.19	0.752			
	新田さくら(C)	3.45	0.959			
	中目黒(D)	3.12	0.878			
洗面台の高さ	西ヶ原(A)	3.51	0.84	2.353	0.073	-
	西新井(B)	3.25	0.707			
	新田さくら(C)	3.47	0.844			
	中目黒(D)	3.17	0.678			
洗面台の蛇口	西ヶ原(A)	3.49	0.84	2.405	0.068	
	西新井(B)	3.25	0.65			
	新田さくら(C)	3.49	0.794			
	中目黒(D)	3.17	0.76			
便器の高さ	西ヶ原(A)	3.46	0.869	1.396	0.245	-
	西新井(B)	3.25	0.65			
	新田さくら(C)	3.45	0.765			
	中目黒(D)	3.23	0.807			
トイレトペーパーの取り付け位置	西ヶ原(A)	3.49	0.81	0.723	0.539	-
	西新井(B)	3.34	0.638			

	新田さくら(C)	3.27	0.811			
	中目黒(D)	3.37	0.687			
水洗ボタンの位置	西ヶ原(A)	3.51	0.711	1.387	0.248	-
	西新井(B)	3.27	0.693			
	新田さくら(C)	3.29	0.736			
	中目黒(D)	3.42	0.723			
水洗ボタンを押す方法	西ヶ原(A)	3.41	0.894	0.483	0.694	-
	西新井(B)	3.3	0.686			
	新田さくら(C)	3.45	0.679			
	中目黒(D)	3.4	0.693			
床面の滑りやすさ	西ヶ原(A)	3.22	0.852	4.764	.003**	-
	西新井(B)	2.95	0.575			
	新田さくら(C)	3.33	0.718			
	中目黒(D)	2.9	0.664			
床面の材質	西ヶ原(A)	3.49	0.898	4.306	.006**	-
	西新井(B)	3.1	0.441			
	新田さくら(C)	3.27	0.67			
	中目黒(D)	3.08	0.589			
便器の手すりの位置	西ヶ原(A)	3.46	0.809	1.204	0.309	-
	西新井(B)	3.27	0.593			
	新田さくら(C)	3.27	0.67			
	中目黒(D)	3.21	0.667			
便器の手すりのにぎりやすさ	西ヶ原(A)	3.46	0.809	1.565	0.199	-
	西新井(B)	3.24	0.604			
	新田さくら(C)	3.31	0.619			
	中目黒(D)	3.17	0.706			

** 相関関係は.01水準で有意。

表 3-6. 遊具の利用者の評価の差 (N = Number SD = 相関係数)

項目	公園	M	S.D	F	Sig.	Scheffe
満足度	西ヶ原(A)	3.24	1.044	7.76	.000**	C>D
	西新井(B)	3.51	1.048			
	新田さくら(C)	3.84	0.874			
	中目黒(D)	2.96	0.791			
見通し	西ヶ原(A)	3.95	0.865	5.901	.001**	C>D
	西新井(B)	3.91	0.95			
	新田さくら(C)	4.16	0.898			
	中目黒(D)	3.42	0.936			
遊具間の距離	西ヶ原(A)	3.66	0.938	5.414	.001**	B>D
	西新井(B)	4.09	0.865			
	新田さくら(C)	3.88	1.073			
	中目黒(D)	3.46	0.803			
遊具周辺の空間	西ヶ原(A)	3.66	1.015	2.506	0.06	-
	西新井(B)	3.72	1.109			
	新田さくら(C)	3.71	1.258			
	中目黒(D)	3.21	1.16			
床面の安全性	西ヶ原(A)	2.9	0.944	15.221	.000**	B>A C>A C>D
	西新井(B)	3.65	0.863			
	新田さくら(C)	4.06	0.801			
	中目黒(D)	3.31	0.829			
遊具の材質の安全性	西ヶ原(A)	3.51	0.81	6.433	.000**	B>D C>D
	西新井(B)	3.86	0.873			
	新田さくら(C)	3.96	0.789			
	中目黒(D)	3.37	0.715			
遊具の種類	西ヶ原(A)	2.27	0.923	7.106	.000**	C>A C>D
	西新井(B)	2.48	0.86			
	新田さくら(C)	3.04	1.172			
	中目黒(D)	2.31	0.755			
管理状態	西ヶ原(A)	3.76	0.799	6.981	.000**	B>D C>D
	西新井(B)	3.72	0.831			
	新田さくら(C)	3.88	0.807			
	中目黒(D)	3.23	0.614			

** 相関関係は.01水準で有意。

表 3-7. 掲示板の利用者の評価の差 (N = Number SD = 相関係数)

項目	公園	M	S.D	F	Sig.	Scheffe
利用しやすさ	西ヶ原(A)	3.15	0.963	4.187	.007**	C>B
	西新井(B)	3.03	0.8			
	新田さくら(C)	3.55	0.792			
	中目黒(D)	3.17	0.785			
高さ	西ヶ原(A)	3.44	0.709	1.786	0.151	C>D
	西新井(B)	3.42	0.727			
	新田さくら(C)	3.55	0.709			
	中目黒(D)	3.23	0.675			
大きさ	西ヶ原(A)	3.34	0.855	1.321	0.268	B>D
	西新井(B)	3.33	0.78			
	新田さくら(C)	3.57	0.736			
	中目黒(D)	3.31	0.701			
文字の大きさ	西ヶ原(A)	3.1	0.995	1.899	0.131	-
	西新井(B)	3.24	0.788			
	新田さくら(C)	3.49	0.767			
	中目黒(D)	3.29	0.667			
説明	西ヶ原(A)	3.51	0.84	6.313	.000**	C>B
	西新井(B)	3	0.734			
	新田さくら(C)	3.51	0.767			
	中目黒(D)	3.13	0.841			
情報の内容	西ヶ原(A)	3.32	0.879	2.827	0.04	
	西新井(B)	3.01	0.855			
	新田さくら(C)	3.43	0.791			
	中目黒(D)	3.12	0.9			

** 相関関係は.01水準で有意。

3-4 各公園の全体満足度と公園施設評価との相関関係

3-4-1 各公園の全体満足度

各公園の調査の対象とした公園施設及び項目の評価のみならず、全体満足度(3.98、4.13、4.27、4.06)も高いことが確認できた(表3-1)。

3-4-2 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係

全体満足度と相関関係を見せた公園施設として、西ヶ原公園は「遊具の満足度」、「掲示板の利用しやすさ」が正の相関関係を見せた。西新井公園は「園路の利用しやすさ」、「遊具の満足度」が正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「出入口の利用しやすさ」、「園路の利用しやすさ」、「遊具の満足度」が正の相関関係を見せた。中目黒公園は「園路の利用しやすさ」

さ」が正の相関関係を見せた（表3-8）。

全体満足度と評価項目との相関関係に関して、西ヶ原公園は「出入口の利用しやすさ」が全体満足度と相関関係を見せなかったが、「車両侵入対策」が全体満足度と正の相関関係を見せた。西新井公園は「出入口の利用しやすさ」が全体満足度と相関関係を見せなかったが、「路面」が全体満足度と正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「出入口の利用しやすさ」が全体満足度と正の相関関係を見せ、「幅」、「路面」が全体満足度と正の相関関係を見せた。中目黒公園は「出入口の利用しやすさ」及び出入口の全項目と全体満足度との相関関係は認められなかった（表3-8）。

園路の利用しやすさに関して、西ヶ原公園は「園路の利用しやすさ」が「全体満足度」と相関関係を見せなかったが、「路面の明るさ」が全体満足度と正の相関関係を見せた。西新井公園は「園路の利用しやすさ」が「全体満足度」と正の相関関係を見せ、「幅」、「路面の舗装状況」、「路面の滑りやすさ」が全体満足度と正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「園路の利用しやすさ」が「全体満足度」と正の相関関係を見せ、「幅」、「路面の舗装状況」、「路面の滑りやすさ」が全体満足度と正の相関関係を見せた。中目黒公園は「園路の利用しやすさ」が「全体満足度」と相関関係を見せ、「幅」が全体満足度と正の相関関係を見せた。

トイレの利用しやすさに関して、西ヶ原公園は「トイレの利用しやすさ」が「全体満足度」と相関関係を見せなかったが、「ドアのノブの位置」、「扉の開閉方法」、「トイレットペーパーの取り付け位置」、「水洗ボタンを押す方法」、「床の滑りやすさ」、「床の材質」、「便器の手すりの位置」、「便器の手すりの握りやすさ」が全体満足度と正の相関関係を見せた。西新井公園は「トイレの利用しやすさ」が「全体満足度」と相関関係を見せなかったが、「便器の手すりの位置」が全体満足度と正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「トイレの利用しやすさ」が「全体満足度と相関関係」を見せなかったが、「床の滑りやすさ」、「床の材質」が全体満足度と正の相関関係を見せた。中目黒公園は「トイレの利用しやすさ」が「全体満足度」と相関関係を見せなかったが、「出入口の幅」、「扉の開閉方式」、「扉の満足度」、「広さ」、「洗面台の蛇口」、「便器の高さ」、「水洗ボタンを押す方法」が全体満足度と正の相関関係を見せた。

遊具の満足度に関して、西ヶ原公園は「遊具の満足度」が「全体満足度」と相関関係を正の相関関係を見せ、「見通し」、「遊具間の距離」、「遊具周辺の空間」、「遊具の種類」が全体満足度と正の相関関係を見せた。西新井公園は「遊具の満足度」が「全体満足度」と正の相関関係を見せ、すべての項目が全体満足度と正の相関関係を見せた。新田さくら公園は「遊具

の満足度」が「全体満足度」と正の相関関係を見せ、「遊具周辺の空間」、「材質の安全性」、「遊具の種類」、「管理状況」が全体満足度と正の相関関係を見せた。中目黒公園は遊具の満足度が全体満足度と相関関係を見せなかったが、「材質の安全性」、「床の安全性」が全体満足度と正の相関関係を見せた。

掲示板の利用しやすさに関して、西ヶ原公園は「掲示板の利用しやすさ」が「全体満足度」と正の相関関係を見せ、「高さ」、「大きさ」が全体満足度と正の相関関係を見せた。西新井公園は掲「示板の利用しやすさ」とすべての項目が全体満足度と相関関係を見せなかった。新田さくら公園は「掲示板の利用しやすさ」が全体満足度と相関関係を見せなかったが、「説明」、「情報の内容」が全体満足度と正の相関関係を見せた。中目黒公園は掲示板の利用しやすさが全体満足度と相関関係を見せなかったが、「高さ」、「情報の内容」が全体満足度と正の相関関係を見せた。

これらの結果を踏まえ、次のようなことが言える。第一に、本調査の対象になったBFが整備され、また遊具安全指針の基準に則した5公園施設のうち、全体満足度と相関関係を見せた公園施設は西ヶ原公園で2公園施設、西新井公園で2公園施設、新田さくら公園で3公園施設、中目黒公園で1公園施設にとどまった。各々の公園施設の整備評価は比較的高かったが、それが公園利用の満足度には繋がらなかったと考えられる。第二に、公園全体の満足度と相関関係を見せた公園施設及び項目は少なかったが、公園施設と項目の利用者評価は高かった。この結果から、公園施設のBF化整備が公園利用の満足度の向上にはつながらなかったが、公園の利用しやすさは高められたと考えられる。

表 3-8. 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係 (N = Number SD = 相関係数)

		西ヶ原		西新井		新田さくら		中目黒	
		N	SD	N	SD	N	SD	N	SD
出入口	項目								
	利用しやすさ	41	.296	79	.245	49	.537**	52	.159
	幅	41	.157	79	.112	49	.423**	52	.342
	勾配	41	.171	79	.177	49	.289	52	-.006
	路面	41	.113	79	.327**	49	.451**	52	.295
	車両進入対策	41	.472**	79	.214	49	.066	52	.309

園路	利用しやすさ	41	.310	79	.494**	49	.479**	52	.684**
	幅	41	.253	79	.104	49	.304	52	.478**
	勾配	41	.229	79	.058	49	.347	52	.280
	路面の舗装状態	41	.150	79	.251	49	.409**	52	.240
	路面の滑りやすさ	41	.122	79	.325**	49	.402**	52	.244
	路面の素材	41	.094	79	.072	49	.195	52	-.079
	路面の明るさ	41	.538**	79	.151	49	.023	52	.195
トイレ	利用しやすさ	41	.385	79	.194	49	.222	52	.325
	出入口の幅	41	.215	79	.209	49	.083	52	.364**
	扉のノブの位置	41	.438**	79	.242	49	-.012	52	.292
	扉の開閉方式	41	.490**	79	.108	49	.021	52	.419**
	扉の重さ	41	.255	79	.065	49	.237	52	.322
	扉の満足度	41	.278	79	.097	49	.270	52	.418**
	広さ	41	.261	79	.172	49	.264	52	.482**
	洗面台の高さ	41	.263	79	.167	49	.263	52	.219
	洗面台の蛇口	41	.262	79	.097	49	.177	52	.444**
	便器の高さ	41	.252	79	.153	49	.136	52	.412**
	トイレットペーパーの取り付け位置	41	.489**	79	.102	49	.140	52	.311
	水洗ボタンの位置	41	.351	79	.114	49	.111	52	.252
	水洗ボタンを押す方法	41	.408**	79	.132	49	.153	52	.382**
	床面の滑りやすさ	41	.421**	79	.079	49	.373**	52	.419**
	床面の材質	41	.507**	79	.041	49	.392**	52	.311
	便器の手すりの位置	41	.568**	79	.287**	49	.132	52	.339
便器の手すりにぎりやすさ	41	.598**	79	.169	49	.162	52	.325	
満足度	41	.485**	79	.346**	49	.602**	52	.141	

遊具	見通し	41	.542**	79	.343**	49	.302	52	.310
	遊具間の距離	41	.490**	79	.297**	49	.107	52	.089
	遊具周辺の空間	41	.424**	79	.456**	49	.430**	52	.311
	床面の安全性	41	.184	79	.412**	49	.131	52	.459**
	遊具の材質の安全性	41	.309	79	.425**	49	.396**	52	.412**
	遊具の種類	41	.422**	79	.300**	49	.435**	52	.074
	管理状態	41	.322	79	.411**	49	.451**	52	.278
掲示板	利用しやすさ	41	.492**	79	.153	49	.278	52	.258
	高さ	41	.391	79	.171	49	.311	52	.373**
	大きさ	41	.493**	79	.110	49	.324	52	.350
	文字の大きさ	41	.210	79	.175	49	.345	52	.249
	説明	41	.367	79	.050	49	.369**	52	.244
	情報の内容	41	.111	79	.189	49	.392**	52	.500**

** 相関関係は.01水準で有意。

3-5 利用者の公園施設への要望事項

公園利用の利便性を高める要因及び公園施設の利用におけるバリアを把握するために、公園施設別の要望事項を複数選択の回答方式で調査を行い、その度合いを把握した。

出入口の要望事項として、西ヶ原は、「日差し対策」、「特になし」、「ごみ箱の設置」、「雨天後の水たまり対」、「ベビーカーが通りやすい幅と勾配」、西新井は、「日差し対策」、「ごみ箱の設置」、「ベビーカーが通りやすい幅」、「特になし」、「ベビーカーが通りやすい勾配」、新田さくらは、「特になし」、「日差し対策」、「ベビーカーが通りやすい幅と勾配」、「ごみ箱の設置」、中目黒は、「特になし」、「ベビーカーが通りやすい幅」、「ごみ箱の設置」、「ベビーカーが通りやすい勾配」、「日差し対策」の順が多かった。

車いすに関する要望が殆ど無かったものの、ベビーカーに対する要望が多かったことは主な利用者層が子連れの女性であったことを考慮すると当然な結果であると言える。ガイドラインが車いす利用者の円滑な利用のための基準となっているが、ベビーカー利用者も考慮した基準

が必要と考えられる。

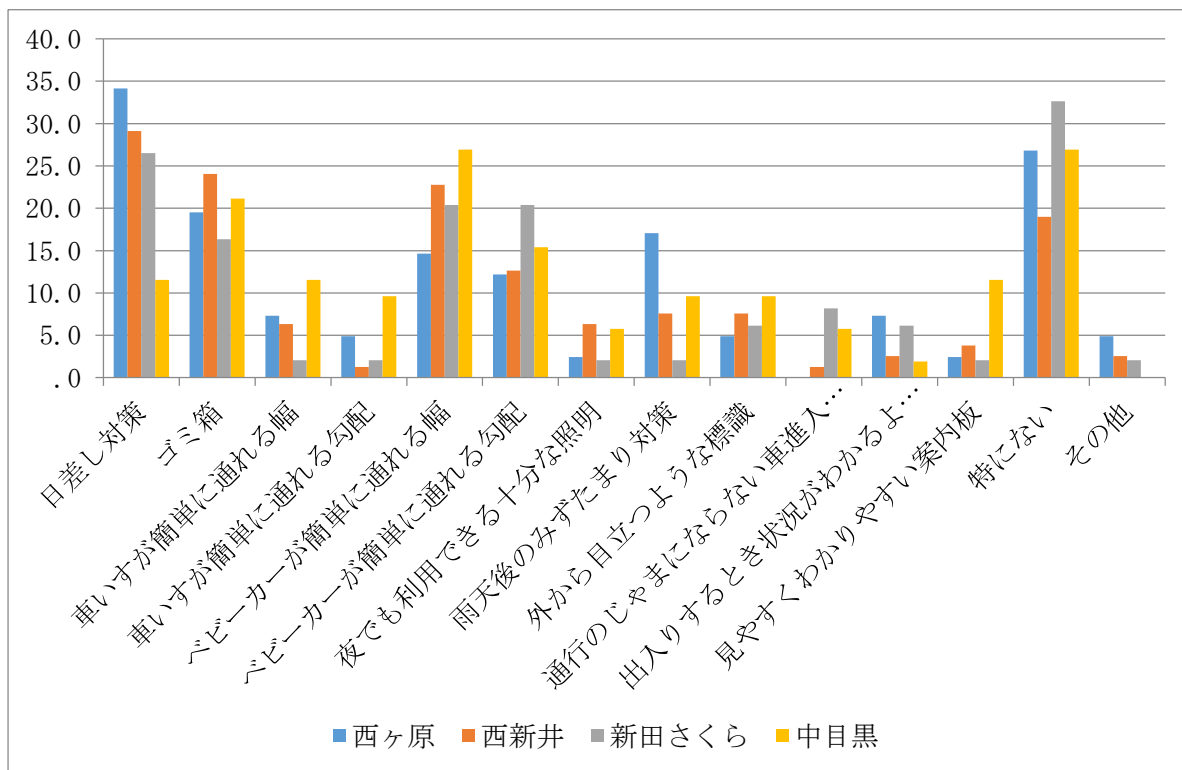


図 3-6. 出入口に対する要望事項(単位：%)

園路の要望事項としては、西ヶ原は、「日差し対策」、「特になし」、「ゴミ箱の設置」、「水たまり対策」と「休憩公園施設の増設」、「照明」、西新井は「日差し対策」、「休憩施設の増設」、「ゴミ箱の設置」、「特になし」、新田さくらは、「日差し対策」、「特になし」、「園路沿いに花壇」と「行動のジャマにならない排水公園施設」、「園路沿いに植栽」、中目黒は、「日差し対策」、「休憩施設の増設」、「ゴミ箱の設置」、「特になし」の順が多かった。

園路は出入口と比べ、「特になし」の意見が少なく、日差し対策やゴミ箱の設置及び休憩公園施設の増設のような利便事項に関する回答、植栽と排水公園施設等の多様な回答があった。これは、公園の出入りの際に限って使われる出入口に比べ、園路が散歩や運動、公園施設への移動等に利用され、滞留時間が長く、より多い活動が行われているため、要望が多かったと考えられる。暑い日差しに弱い高齢者の特性を考えると、園路に陰を提供できる植栽や公園施設の設置に関する基準をガイドラインに追加する必要があると考えられる。

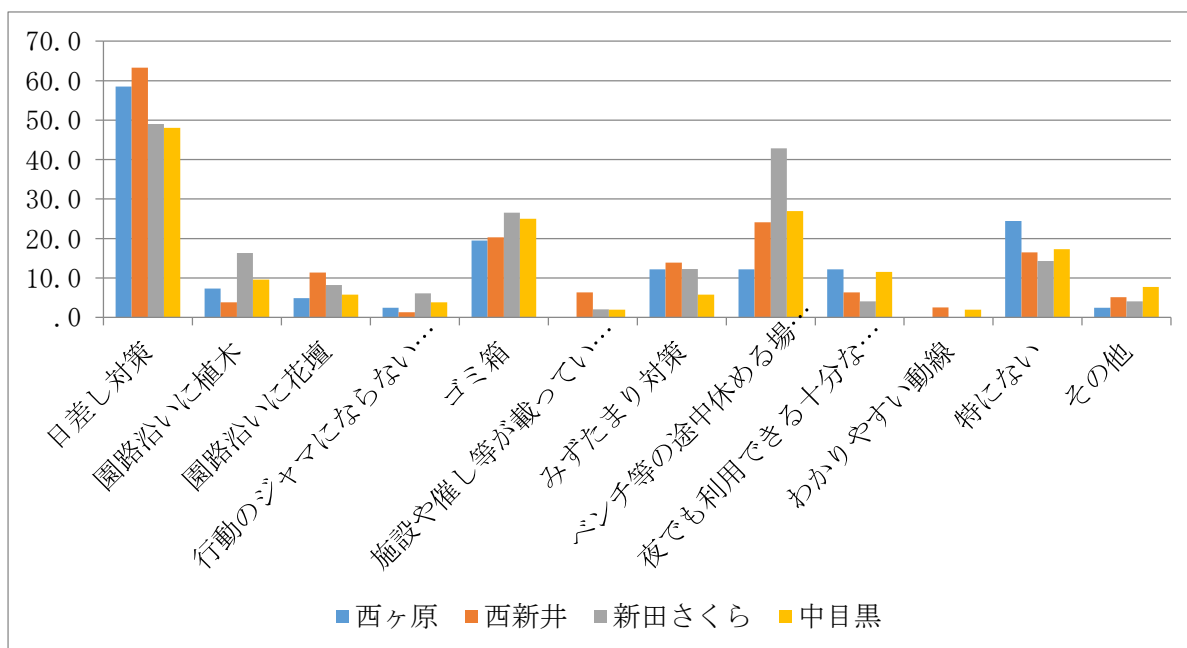


図 3-7. 園路に対する要望事項(単位：%)

トイレの要望事項としては、西ヶ原は「特になし」、「清潔な便器」、「清潔な洗面台」、「男女分けて2ヶ所以上設置」、「清潔なオムツ換え台」、「防犯対策」、「洗面台に石鹸がほしい」、西新井は「特になし」、「清潔な洗面台」、「防犯対策」、「安心して座らせる子供用イス」、「清潔な便器」、「男女分けて2ヶ所以上設置」、「洗面台に石鹸がほしい」、新田さくらは「清潔な便器」、「洗面台に石鹸がほしい」、「清潔な洗面台」、「防犯対策」、「清潔なオムツ換え台」、「安心して座らせられる子供用イス」、「特になし」、「男女分けて2ヶ所以上設置」、中目黒は「清潔な便器」、「防犯対策」、「清潔な洗面台」、「清潔なオムツ換え台」、「男女分けて2ヶ所以上設置」、「洗面台に石鹸がほしい」、「安心して座らせられる子供用イス」、「特になし」の順で多かった。

公園施設の清潔さに関する要望が多かったが、この結果は韓国の国立公園内の公衆トイレに対する利用満足度に管理状況が最も大きい影響を及ぼしている結果²⁾と類似する結果である。不清潔さで利用者がその公園施設を利用しづらいつ感じることがバリアと認識し、清潔さを維持することができる基準を設けることが必要と考えられる。防犯対策のような安全性に関する要望はRho Jae-hyunが指摘した「利用者要望の安全欲求を保障することで、公園の利用満足度を高められる有効な方法」とも一致する結果といえる³⁾。利便性のみならず、安全性を高めることができるガイドラインの基準を設ける必要があると考えられる。清潔さと防犯対策は維持管理に関わる内容であり、このことから、維持管理に関する基準もガイドラインに追加する必要

があると考えられる。また、子連れの利用者のための子供用いすの設置基準もガイドラインに追加する必要があると考えられる。

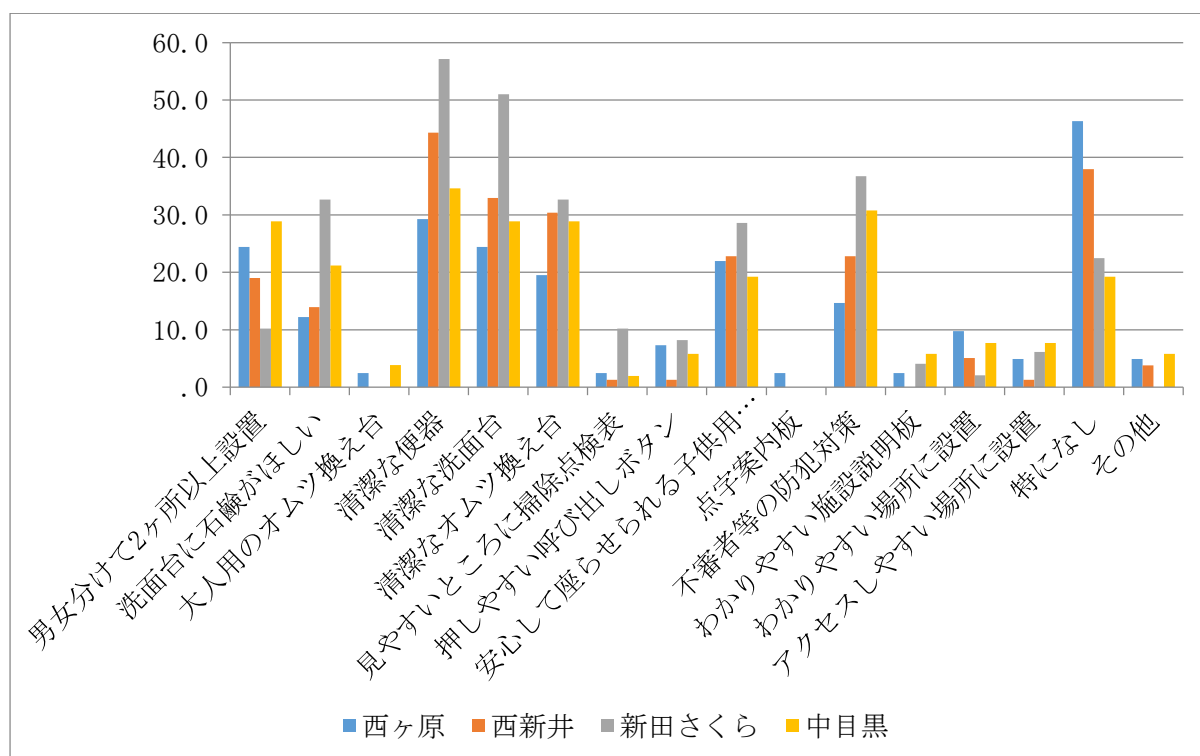


図 3-8. トイレに対する要望事項(単位：%)

遊具に関する要望事項としては、西ヶ原は、「種類を増やす」、「子供を見守りながら休める場所」、「特になし」、「清潔な管理」、「近くにトイレ」、西新井は、「種類を増やす」、「子供を見守りながら休める場所」、「清潔な管理」、「しっかりした安全対策」、「近くにオムツ換え場所」、「特になし」、「新田さくらは子供を見守りながら休める場所」、「清潔な管理」、「種類を増やす」、「特になし」、「近くにトイレ」、中目黒は、「子供を見守りながら休める場所」、「種類を増やす」、「清潔な管理」、「特になし」、「しっかりした安全対策」、「多少危険でも楽しい遊具」の順で多かった。

以上の結果から次のようなことが考察できる。

第一に、「種類を増やす」を除き、「子供を見守りながら休める場所」の要望が最も多かったことと主な公園利用者は子連れの女性ということを考慮し、保護者も安心して遊具を利用することができる基準を設ける必要があると考えられる。子供の安全な遊具利用のための基準のみ記述されている遊具安全指針だけでは不十分であり、遊具もガイドラインの対象公園施設に

含める必要があると考えられる。

第二に、子供を見守りながら休憩可能で、遊具周辺にトイレの配置やオムツの交換に容易な空間計画が必要であると考えられる。

第三に、遊具安全指針には、「リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつである」と指定されているが、保護者はこどもの安全を重視する傾向を見せた。実際に2-3歳の子連れの子連れの保護者に遊具のすぐ側で子供の安全を見守る利用形態が見られた。子供の回避能力と大人が子供の危険に反応し、事故を事前に防止できる範囲を研究し、遊具設計に反映する必要があると考えられる。

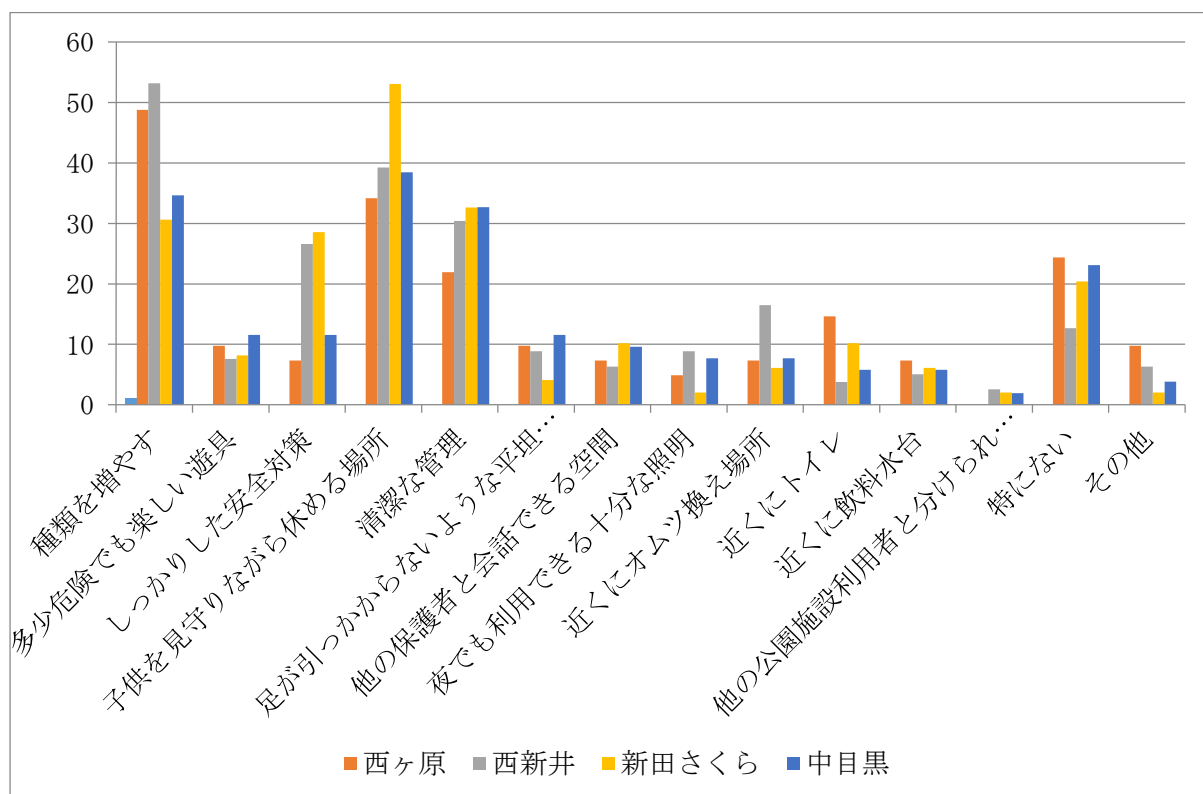


図 3-9. 遊具に対する要望事項(単位：%)

掲示板の要望事項としては、西ヶ原は、「特になし」、；清潔な管理」、；夜でも利用できる十分な照明」、「日差し対策」、西新井は、「特になし」、「清潔な管理」、「色あせ対策」の順であった。新田さくらは、「特になし」、「清潔な管理」、「色あせ対策」、中目黒は、「特になし」、「清潔な管理」、「色あせ対策」の順で多かった。掲示板に対する要望事項は

少なかったが、清潔な維持管理及び色あせないように管理する必要があると考えられる。

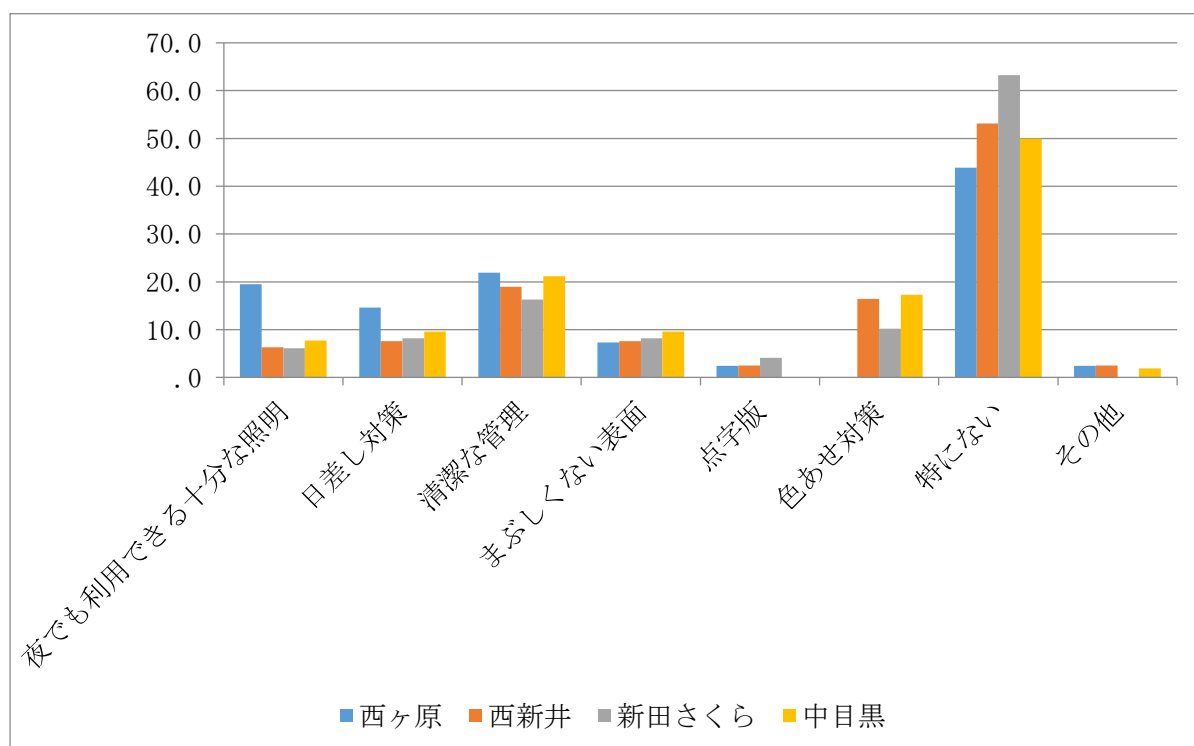


図 3-10. 掲示板に対する要望事項(単位：%)

掲示板の内容に関する要望事項としては、西ヶ原は、「特になし」、「全体図」、「催しもの」、「オムツ換え場所」、西新井は「特になし」、「全体図」、「オムツ換え場所」、「催しもの」、「事故対策」、新田さくらは、「特になし」、「全体図」、「オムツ換え場所」、「催しもの」、中目黒は、「全体図」、「オムツ換え場所」、「特になし」、「障害者及び高齢者に対応したトイレ情報」、「催しもの」の順で多かった。

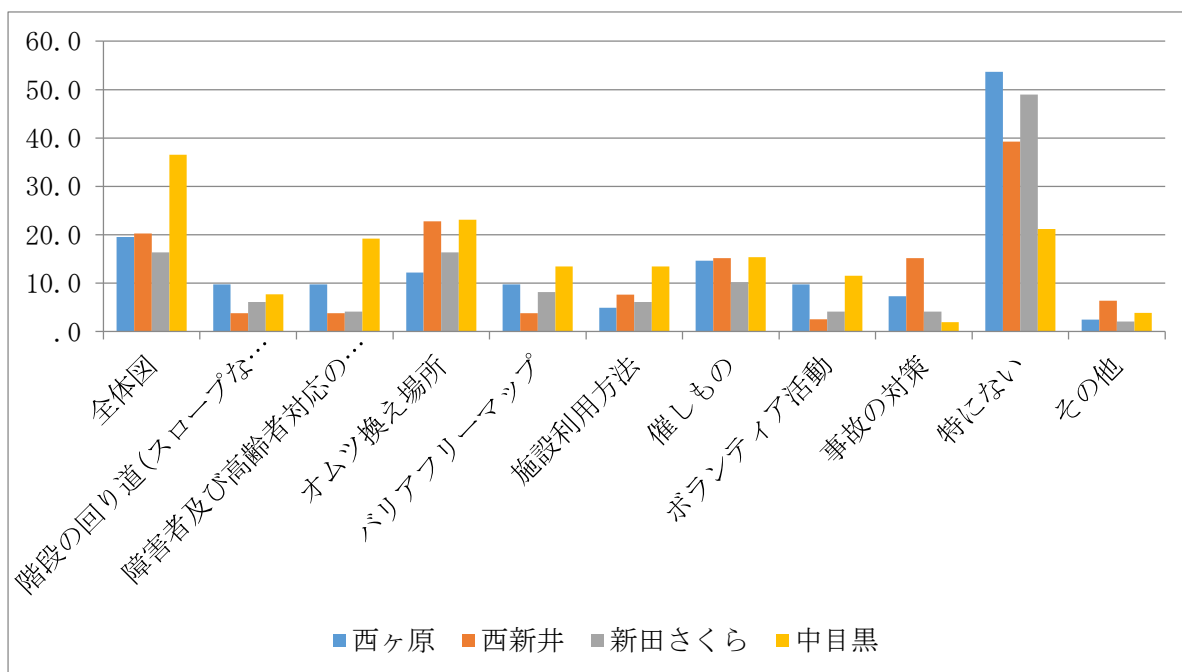


図 3-11. 情報の内容に対する要望事項(単位：%)

第4節 本章の結論

調査対象とした各公園の公園施設のBF化整備は一部を除き、ガイドラインの基準を満たしていた。遊具安全指針には子連れの保護者に関する基準はなく、「子供を見守りながら休める場所」等という遊具に対する保護者に関連する要望が多かった。遊具周辺に植栽された樹木は十分な木陰を提供するほどの大きさではなかった。園路の利用に対しても日差し対策の要望が多かった。

調査対象とした公園施設とその評価項目に対する評価は一部を除いて高く、特に出入口、園路の評価が高かった。公園施設と評価項目の相関分析により、出入口と園路の幅、遊具間の距離及び十分な空間等の幅や面積の要因が利用しやすさ及び満足度に影響を及ぼしていることが確認できた。掲示板は殆どの評価項目が利用しやすさと相関関係を見せているが、利用者評価は出入口や園路に比べ低かった。調査対象とした公園の全体満足度は高く、また、公園施設と評価項目の評価は高かったが、5公園施設のBF化整備が公園全体の満足度と相関関係をあまり見せなかった。利用公園の選択理由においてもBFの要因の影響は低かった。利用する公園を選択する際、最も大きな影響を及ぼしているのは距離的要因であることが確認できた。

「出入口の勾配」、「園路の幅」、「トイレの出入口の幅」等、具体的な基準がガイドラインに記述されている項目と「掲示板の大きさ」のようにガイドラインに含まれていない項目、「掲示板の高さ」や「理解しやすい説明」等の大まかな方針のみの項目、ガイドラインではなく、遊具安全指針の基準を満たしている遊具には各公園の利用者の評価の有意な差が確認できた。

公園施設の清潔さや防犯対策等、利用者の公園施設の管理に対する要望が強いことが確認できた。

これらの結果を踏まえ、以下のことが考察できる。

ガイドラインの基準を満たした公園施設整備は利用者に高い評価を得ており、ガイドラインの具体的な基準及び寸法による都市公園の公園施設のバリアフリー整備は効果があり、利用者の利便性を高めたと考えられるが、ガイドラインに詳しい寸法が定められていない項目に関する評価は比較的低かったことから、具体的な寸法を明記した基準が利便性向上に繋がると考えられる。

ガイドラインの基準は主に新設・改修の際必要な内容が記述されてあるが、公園施設の清潔維持や防犯対策等、維持管理に必要な基準を付け加える必要があると考えられる。

子連れの30代の女性の利用者が多いことから、子供の遊具利用における安全性を高める基準に加え、実際に遊具を利用している子供の保護者が子供に付き添いなり見守りながら休憩なり、他の保護者と交流できる遊具の整備に関する基準も必要と判断され、遊具もガイドラインに加えることやベビーカーが簡単に通過できる出入口の幅の基準等、子供連れの女性に配慮した整備基準を設けることも必要と考えられる。

植物を用いた計画・設計の際、植物の成長を考慮し、未成長の段階でも快適に利用できるように、屋根を設置したり、真昼の日差しを防ぐ場所に大きい造形物を設置したりとした周辺公園施設との連携や配置、緑陰を補完する公園施設を設ける等の多様な工夫することによって利用者の利便性が向上すると考えられる。

公園施設のBF化整備に当たり、出入口や園路の幅といった、幅員や広さに関わる事項は優先順位が高く、費用や物理的な問題でBF化を進めるのが困難な場合、優先順位を幅員や広さ等の要因におくことがより効果的なBF化整備につながると考えられる。

利用者の属性及び利用形態、公園内部の特徴によって利用者評価の結果が異なったことから、同じ基準をすべての公園に適用することより、特に評価の差が現れた項目を中心に公園の特性

や近隣住民の属性等、予想される利用者の利用形態にあわせて整備することが利用者の利便性向上に有効だと考えられる。

公園施設のBF化整備が公園全体の満足度の向上に繋がるとは言えないが、ガイドラインに基づく整備が利用者に高い評価を得ていることから公園の利用しやすさは高められたと考えられ、公園施設のBF化整備は必要と言える。

参考文献

- 1) 美濃 伸之、奥山 俊博、公園管理者と移動障害当事者がGPSカメラ画像から判読する公園バリアフリー情報、2008、Journal of The Japanese Institute of Landscape Architecture 71(5)、619-622
- 2) Lee Ho、Lee Soung-rok、Park Ki-hyun、Park Eun-hee、Cha Jin-yeol、Sim Kyu-won、Gang Dong-won、A Study on visitor's perception of public toilet in the national park、2011、focused on the Jirisan national park. Journal of National Park Research、Vol. 2、No. 1、pp. 1-5.
- 3) 노재현、허준、안득수、Perception of Public Safety of Night Users in Neighborhood Parks、1995、Journal of National Park Research、Vol. 23、No. 2、pp. 2213-2222.
- 4) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(2008)：国土交通省
- 5) 都市公園における遊具の安全確保に関する遊具安全遊具安全遊具安全指針(2002)：国土交通省

4章. 都市公園利用におけるバリアフリー

第1節 本章の目的と方法

- 1-1 本章の目的
- 1-2 研究方法

第2節 調査対象公園の整備状況

- 2-1 施設に関するガイドラインの基準と整備状況との比較
- 2-2 遊具安全指針基準と整備状況との比較

第3節 各々の公園のBF化された施設に関する利用者の評価

- 3-1 公園利用者の属性
 - 3-1-1 利用者のハンディキャップ
 - 3-1-2 利用者の性別と年齢
 - 3-1-3 公園利用者の来園距離
 - 3-1-4 公園利用の目的
 - 3-1-5 利用者の同伴者
 - 3-1-6 利用する公園の選定基準
- 3-2 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価と相関関係
 - 3-2-1 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価
 - 3-2-2 利便性及び満足度と項目との相関関係
- 3-3 各公園の公園施設別の利用者の評価の差
- 3-4 各公園の全体満足度と公園施設評価との相関関係
 - 3-4-1 各公園の全体満足度
 - 3-4-2 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係
- 3-5 利用者の公園施設への要望事項

第4節 本章の結論

参考文献

5章. 障害者の都市公園利用を促すためのバリアフリー

第1節 本章の目的と方法

1-1 本章の目的

利用者の意識調査を実施した際、すべての公園利用者を対象として調査を実施し、多様な年齢層の利用者の意識を把握したが、対象公園に障害を持っている利用者が少なく、アンケートの回答も少なかった。ガイドラインの主な対象としても障害者が含まれていることと、BFが障害者や高齢者といった自立して社会参加するのが困難な人々のために生じたことから、公園の利便性向上を図るためには障害者の意見やニーズを把握し、それらを反映することは最も重要であるといえる。

本章では、公園を実際に利用している障害者を公園の現場で見つけることが著しく困難であり、また、そのような方法では十分な被験者数を得ることが困難であることから、障害者が集まり、多様な行動や生活を送っている場所である障害者施設に着目した。また、そこに勤務している職員は障害者と密接な関係を持ち、身近なところで長い時間を障害者と共に過ごしており、障害者の特徴や意向に詳しいと考えられる。自分の意思表示やコミュニケーションが困難である障害者に直接意識調査を行うより、障害者施設の職員に実施するのがより効果的だと判断した。以上の理由により、障害者施設の職員に対して障害者の公園利用に関する意識調査を実施することにより、障害者の公園利用状況や利用の際のバリア、公園利用に必要な条件を把握することを目的とした。

1-2 研究方法

本章は4章の現地調査を補う性格が強く、その延長線としての調査であるため、4章の対象公園が属する自治体内に位置する障害者施設を対象とした。3・4章では公園を利用している乳幼児づれ等、多様なハンディを持っている人を対象としたため、ハンディキャップパーソンという用語を使ったが、本章では身体的または精神的な障害を持った障害者のみを対象としたため、「障害者」という用語を用いた。足立区、北区、目黒区のホームページ掲載情報及び役所に問い合わせして障害者施設のリストを入手した。入手したリストに載っている障害者施設は総93箇所であり、電話で調査の協力を求め、50箇所からの協力の許可を得、施設運営プログラムを作成する職員（以下、管理職員）用と障害者と直接かかわる障害者を支援する一般職員用の2種類アンケート用紙を郵便、ファクス、メールで送り、最終的に31箇所からの返信があった（券末資料編の5章の管理職員と一般職員のヒアリング表参照）。回収されたアンケートは数値化し、SPSS(Statistical Package for Social Science) Win 18.0を用い、分析を行った。

分析は障害者の公園利用状況、公園利用するあるいはしない理由、利用公園選定基準、公園利用の際のバリア及び要望について、度合いを把握した。

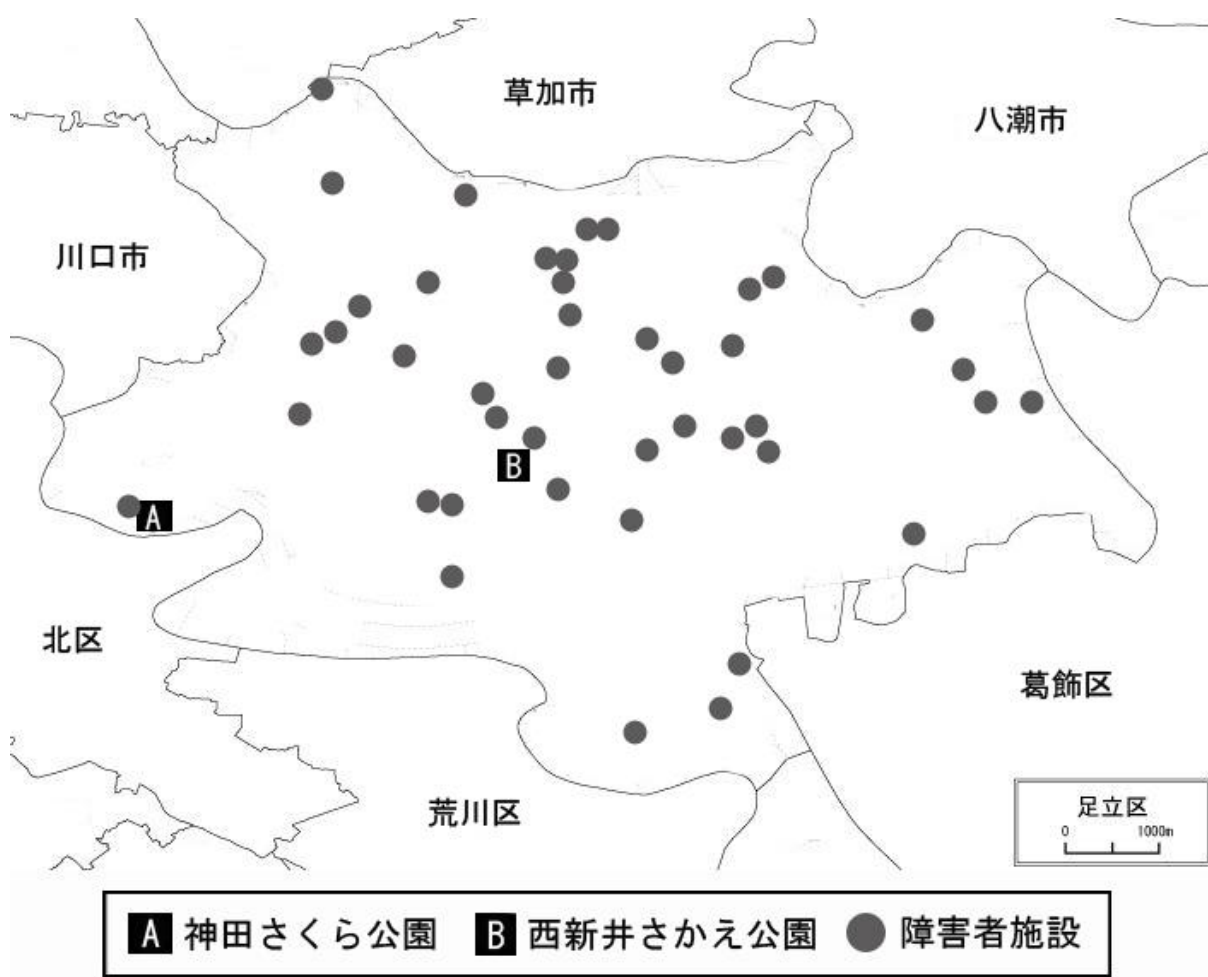


図 1-1. 4章で調査対象とした公園(足立区内)と障害者施設の位置



図 1-2. 4章で調査対象とした公園(北区内)と障害者施設の位置

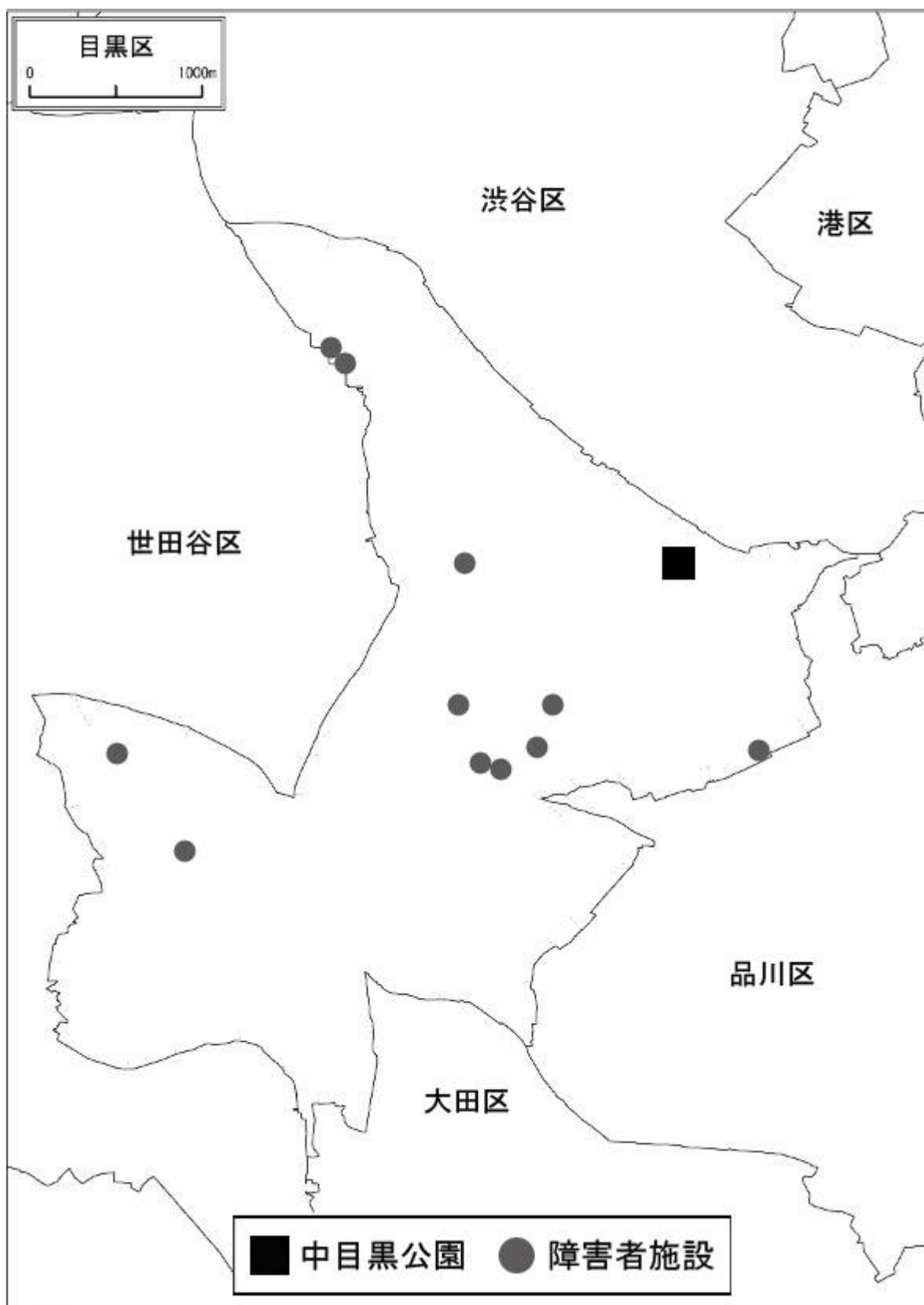


図 1-3. 4章で調査対象とした公園(目黒区内)と障害者施設の位置

第2節 障害者施設概要

2-1 障害者施設の種類及び規模

障害者施設の種類や性格、活動内容を把握するため、管理職員用のアンケートに、入所している障害者の障害の種類及び人数、活動内容を尋ねる質問を設けた。回答をまとめた結果、単一の障害を持っている障害者が属している施設より、多様な種類の障害を持つ障害者が属している施設が多く、施設の活動内容によって、障害児をケアする施設、障害者の介護及びリハビリを行う施設、障害者に職業訓練をさせている施設に分けられる。

第3節 障害者施設の公園利用状況

3-1 障害者施設の公園利用有無

31施設中83.9%の施設が公園を利用していると回答し(図3-1)、障害者の公園利用は多いといえる。

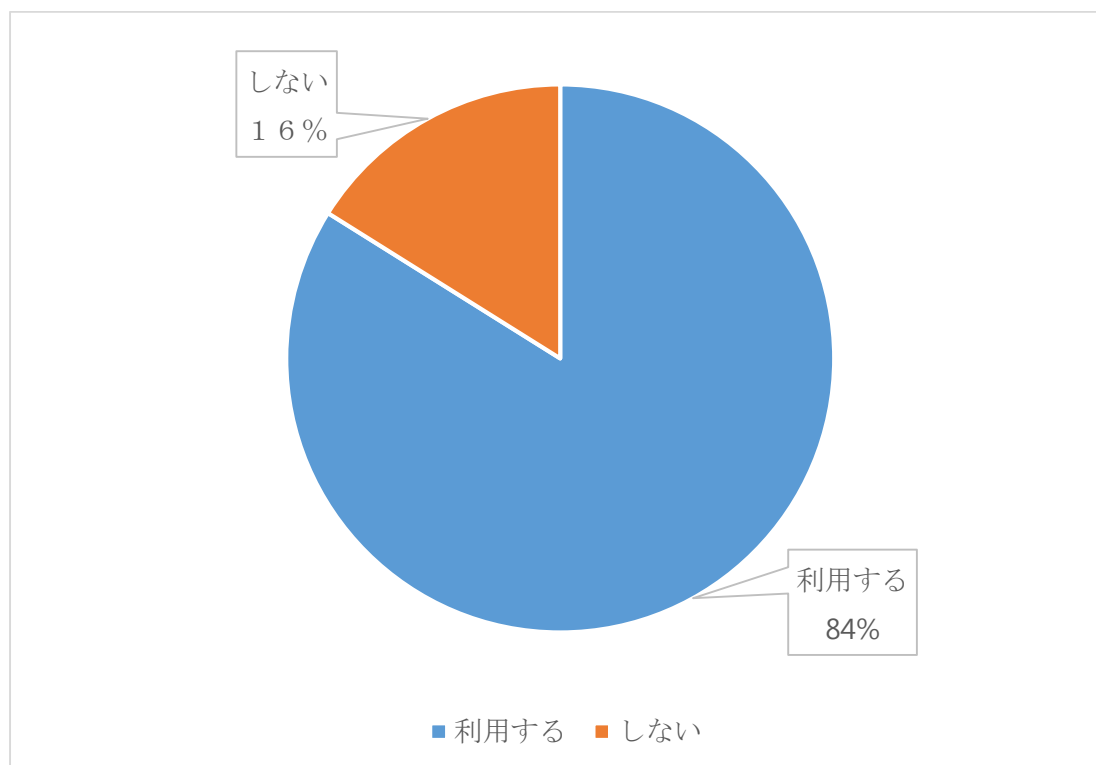


図 3-1. 障害者施設の公園利用状況(単位：%)

3-2 公園利用目的及び利用公園の選定基準

3-2-1 公園利用目的

公園を利用していると回答した施設の管理職員の回答の中で最も多かった公園利用の目的は「障害者の気分転換」、「近所に公園があるから」、「障害者の健康のため」の順であった。一般職員の回答の中で最も多かったのは「障害者の気分転換」、「障害者の健康のため」、「施設のプログラムに従う」、「活動の幅を広げる」の順である(図 3-2)。管理職員が障害者の気分転換のため、近所の公園を利用するプログラムを作成し、一般職員がそれによって公園利用をしていると推測される。

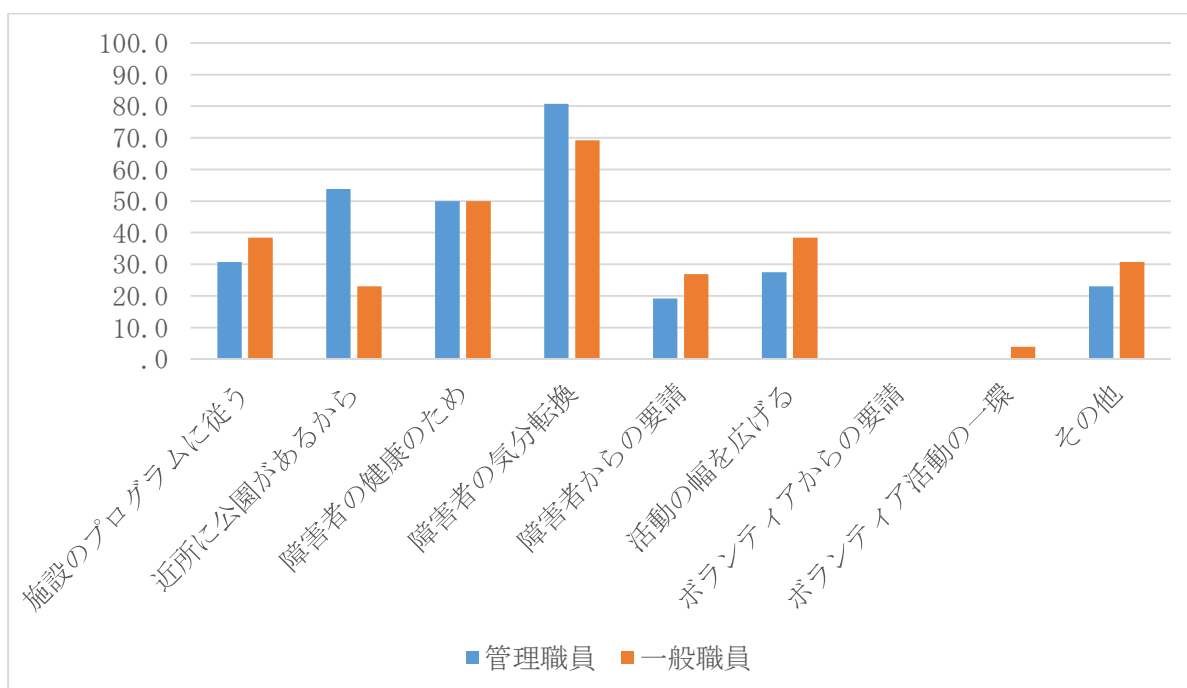


図 3-2. 公園を利用する理由(単位: %)

3-2-2 利用する公園の選定基準

管理職員が利用する公園を選ぶ基準として「公園までの距離」、「障害者対応トイレ有無」、「利用したい公園施設の使いやすさ」の順であった。一般職員の回答は「公園までの距離」、「障害者対応トイレ有無」、「利用したい公園施設の使いやすさ」の順であり、管理職員と類似する傾向を見せた。回答の中で、「公園までの距離」は 80%を越える結果となったが、4 章の公園利用者の公園利用の理由として「近所に公園があるから」が最も多かったこと、また、視覚障害者の公園利用実態調査の結果に距離的要因が公園利用に大きな影響を及ぼしているこ

と（永松ほか、2001）¹⁾を踏まえ、利用する公園を決める際、すべての公園利用者にとって距離的要因は最も重要であるといえる。バリアになると思われる公園外の道路の勾配は利用する公園の選択にあまり影響していない結果が確認できた。

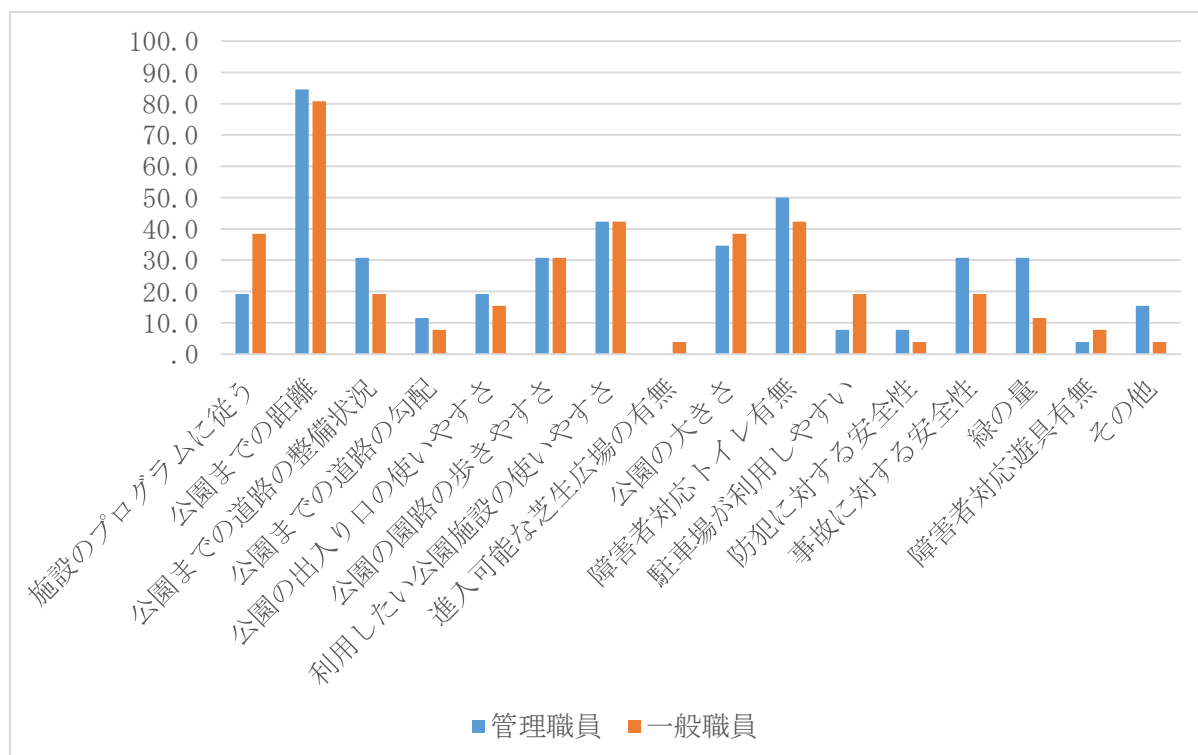


図 3-3. 利用する公園を選ぶ基準(単位：%)

3-3 利用する公園までの移動時間及び手段

3-3-1 利用する公園までの移動時間

利用する公園までの移動時間として、10分以内(50%)と10分から30分以内(38.5%)が9割を占めていることが確認できた。

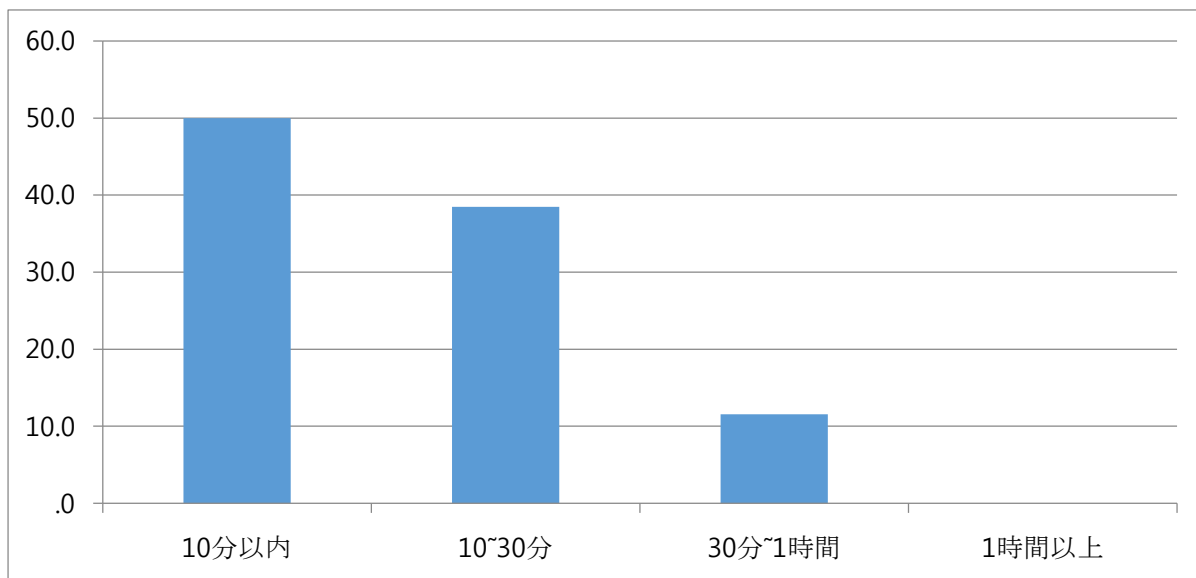


図 3-4. 利用する公園までの移動時間(単位：%)

3-3-2 利用する公園までの移動手段

移動手段として、徒歩(76.9%)が最も多いことが確認できた。

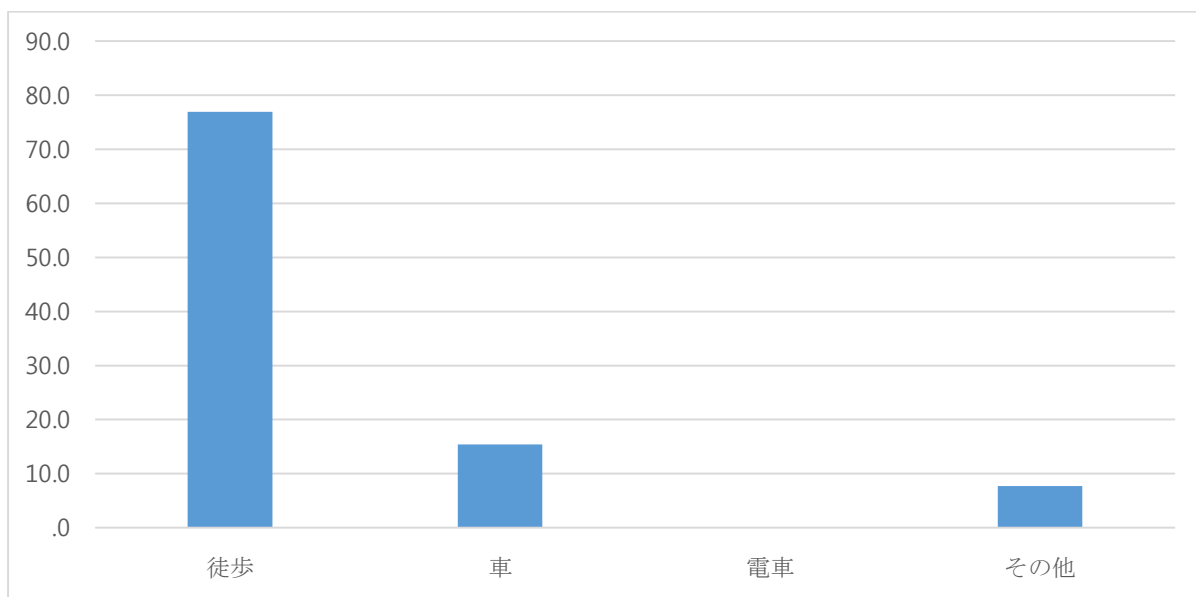


図 3-5. 利用する公園までの移動手段(単位：%)

これらのことから、殆どの障害者施設の障害者は徒歩で近所の公園を利用していると考えられる。

3-4 公園利用の形態と利用する施設

3-4-1 公園利用の際の活動の内容

管理職員が回答した、利用する公園での活動の内容としては「障害者との散歩」、「障害者との軽い運動」、「その他」の順であった。その他の意見をまとめると、「花見」、「公園の掃除」、「施設の催しものの開催」、「障害児の社会性を養う」であった。一般職員の回答は「障害者との散歩」、「障害者との軽い運動」、「障害者との休憩」の順であった。

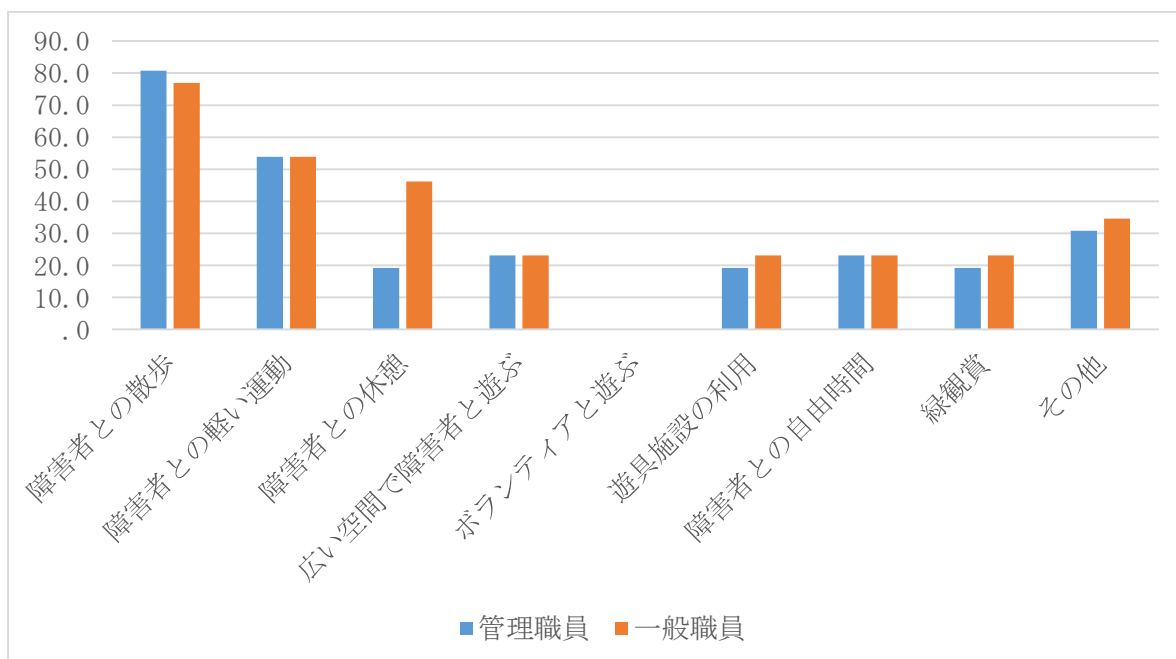


図 3-6. 活動の内容(単位: %)

3-4-2 利用する施設

公園利用の際、利用する施設は、ベンチ (61.3)、運動施設 (45.2)、芝生広場 (54.8)、噴水 (32.3)、トイレ (61.3)、掲示板 (29.0) であり、その他の施設として、花、広場、すべり台があげられた。

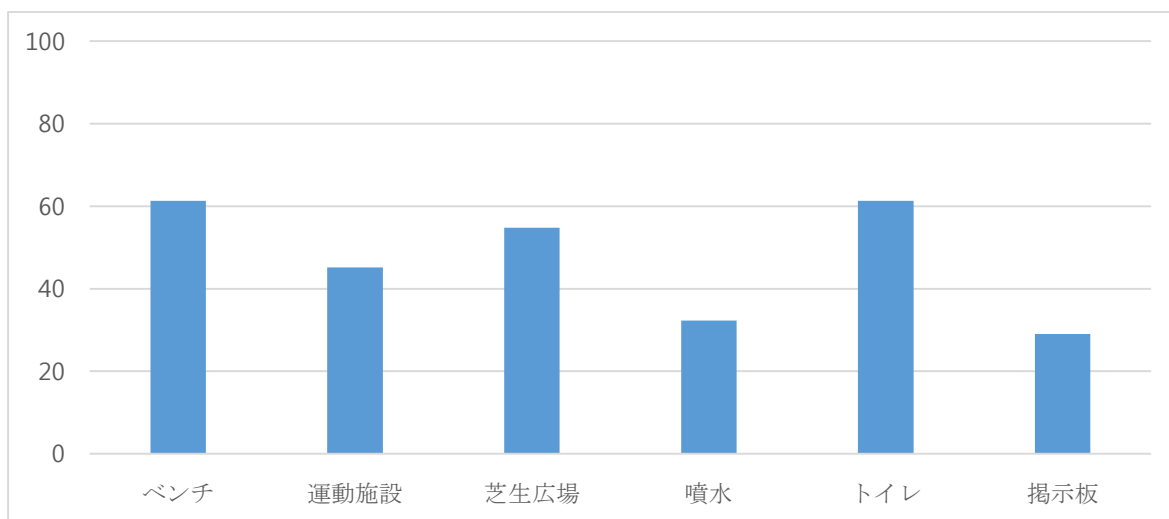


図 3-7. 公園利用の際、利用する施設(単位：%)

3-5 公園利用の妨げになる要因及びバリアとその改善案

3-5-1 公園利用の妨げになる要因と改善案

管理職員が回答した、公園利用の妨げになる要因として最も多かったのは「公園を利用する必要がない」、「人手不足」の順であった。一般職員については「施設のプログラムに含まれていない」とする回答が最も多かった。「公園を利用する必要がない」と回答した施設はすべて「障害者に職業訓練をさせている施設」であり、公園を利用している「障害者に職業訓練をさせている施設」も公園の掃除等の職業の一環として公園を使っていると考えられる。障害者施設に意識調査の協力を求める際にも、職業訓練の一環として公園を使っている理由でアンケート調査の受け入れを断った施設がいくつかあった。施設のプログラムに公園利用を取り込む意向があるかという質問への回答は 0 件であった。障害者の公園利用形態には、所属する施設の性格や職員の意識が最も大きな影響を及ぼしているといえる。障害者施設の職員、特に管理職員が障害者の公園利用の効果²⁾や必要性という、公園利用に対する積極的な認識を持つことが障害者の公園利用を促すのに重要な要因だといえる。

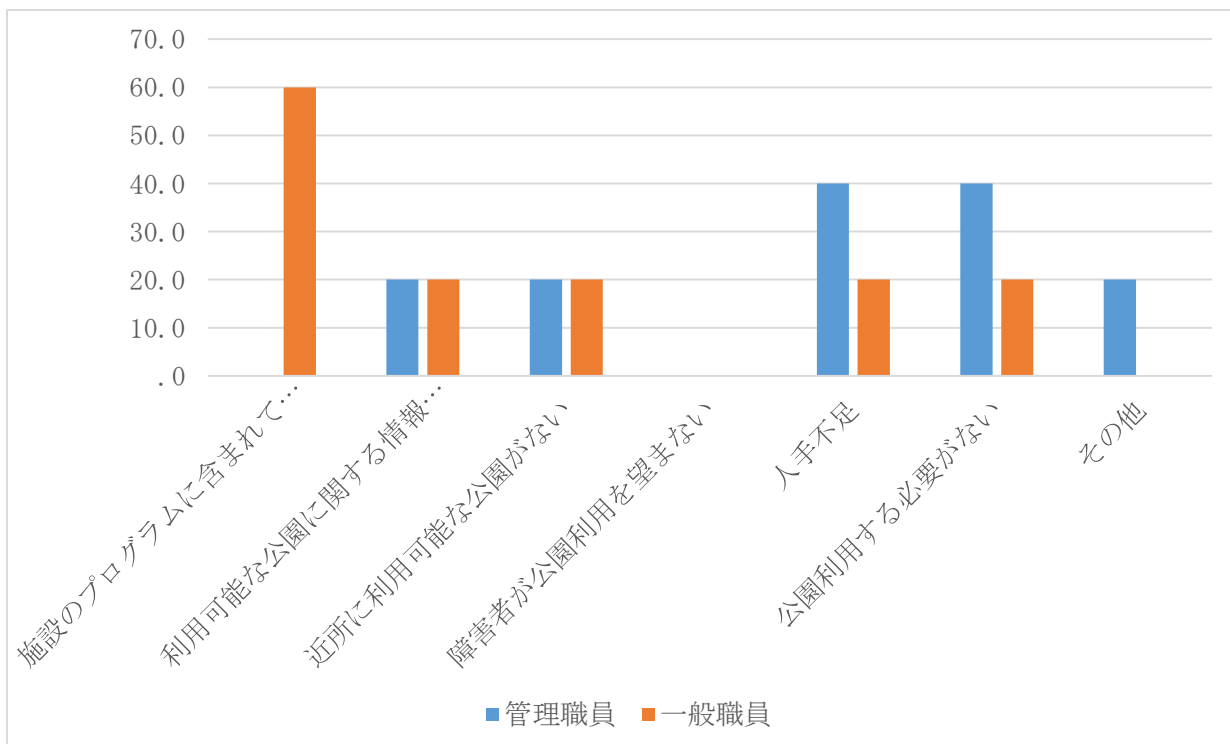


図 3-8. 公園を利用しない理由(単位：%)

3-5-2 公園利用の際のバリアと改善案

公園利用の際のバリアを把握するため、実際に障害者と公園を利用している一般職員に施設から公園までのバリアと公園内のバリアとその改善案に関する意見を聞き、以下のような意見を確認できた（括弧は回答した障害者施設に入所する障害者の障害の種類）。

1) 障害者施設から公園までの「不便な点」や「改善してほしい点」

便利（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

目の前なので便利です（車いす、視覚障害者）

目の前なので特にない（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

自転車の通行が多い（知的障害者）

歩道がもっと広いと良い、距離（知的障害者）

信号が変わるのが早い（視覚障害者、知的障害者）

歩道が狭い部分があり（知的障害者）

施設から公園までのバリアとして道路の混雑度、幅員の狭い道路、不十分な信号時間などが確認できた。「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」には信号時間に関する基準が含まれていない。健常者にはバリアにならない要因が障害者や多数の障害者を引率する

人のバリアになっていると考えられる。4章の結果から出入り口と園路の幅員が利便性への影響が強いことが確認できたが、公園外の道路の幅員も利便性に大きな影響を及ぼすと推測できる。

2) 公園施設別「不便な点」や「改善してほしい点」

1. 出入り口

段差が少しあるため、フラット希望（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

柵等はありませんので入りやすいです（車いす、視覚障害者）

柵があり、自転車が入りにくくなっているため、少し狭い。（知的障害者）

多数入る場所があるが狭いところがある（視覚障害者、知的障害者）

噴水の近くの出入り口を入った所にある石の段差が車いすにはつらい（知的障害者）

2. 園路

平坦で広いです（車いす、視覚障害者）

遊具がある場所まで舗装されている道はクネクネしている。直線距離ならすぐつくのに、時間がかかる（知的障害児）

凸凹が多く、雨のあとなどは水たまりができやすい。石畳でももっとしっかりとした歩行の不自由な方、車いすが通りやすい道にしてほしい（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

レンガ敷になっているため、つまずきやすい（知的障害者）

3. ベンチ

もう少し数があると良い（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

ベンチの足元が凸凹だとベンチまで寄りつけない。ベンチの足元の平らな部分を広めにとってほしい。（車いす、視覚障害者、知的障害者）

古い。もう少し座りやすいと良い（知的障害者）

少し汚い（知的障害者）

4. 運動施設

遊具は難易度が高く、身体に障害のある子供は難しい（知的障害児）

アスレチック的な遊具を増やしてほしい（車いす、視覚障害者、知的障害者）

重度の障害者施設には使いづらい（車いす、知的・精神障害者）

5. 芝生広場

芝生に座れるような広場が欲しい（車いす、視覚障害者、知的・精神障害者）

車椅子では入りづらい（車いす）

広くてのんびりできる（知的障害者）

芝生広場の各所にデッキのような座ったり転がったりできるものがあると良いと思う。(車いす、視覚障害者、知的障害者)

でこぼこが多いことが難点(知的障害者)

7. トイレ

施設から近くなのでいいが、車いすトイレがあると便利(車いす、視覚障害者、知的・精神障害者)

少し狭いと感じる、介助者が入るとせまくなる(車いす)

和式での排便が苦手な子が多いが和式しかない(車いす、視覚障害者、知的障害者)

和式のため、洋式になると使いやすい(車いす、視覚障害者、知的障害者)

衛生面があまり良くない(知的障害児)

構造以上にきれいにしてほしい(車いす、視覚障害者、知的障害者)

広いが衛生的でない(知的障害者)

きれいにしてほしい(知的障害者)

多目的トイレが2箇所ありますが、もう少し広いとより使いやすいです(車いす、知的・精神障害者)

清潔であればうれしい(発達障害、自閉症)

少し汚い(知的障害者)

8. 掲示板

不衛生(知的障害児)

近隣状況が理解できると利用者も楽しめる(車いす、視覚障害者、知的・精神障害者)

9. その他

落ちているゴミが多い(知的障害者)

公園外と公園内のバリアは表3-1のように分類できる。外側のバリアとして、道路の幅員や混雑度、信号の時間、利用する公園までの距離がバリアとなっていることが確認できた。公園施設のバリアとして、ガイドラインでBF化整備対象となっている段差、幅等の要因や施設までアクセスに関する要因、衛生面といった維持管理要因がバリアになっていることが確認できた。

表 3-1. 障害者の公園利用におけるバリア

	出入口	園路	ベンチ	運動施設	芝生広場	トイレ	掲示板
公園内	段差 幅	道がクネクネ 水たまり 凸凹 もっとしっ かり つまずきや すい	数が少ない 足元が凸凹 古い 少し汚い 足元の平ら な部分が狭 い	難易度が高い 重度の障 害者施設 には使い づらい	座れるよ うな広場 車椅子で は入りづ らい でこぼこ が多い	衛生面 車いすト イレがあ ると便利 少し狭い 和式で使 いづらい	不衛生
公園外	自転車の通行が多い 歩道が狭い 信号が変わるのが早い 距離						
赤い字：ガイドラインに示されてある事項 黒字：ガイドラインに示されていない事項							

障害タイプ別にみた公園利用における公園内のバリアは表3-2のように分類できる。施設に所属している障害者の障害種類が同じ施設を取りまとめ分類した。

表 3-2. 障害タイプ別にみた公園利用における公園内のバリア

障害タイプ	A	B	C	D	E	F
知的障害	○	○	○	○	○	
精神障害		○			○	
車いす		○	○		○	○
視覚障害		○	○	○		
出入口	段差 幅員 (狭い)	段差		狭い		
園路	遊具までの道がクネクネしている。 つまずきやすい	凸凹が多い 雨天後の水たまり もっとしっ かり				
ベンチ	古い 座りづらい 汚い	数が少ない	足元が凸凹 足元の平らな部分 が狭い			
運動施設	遊具の難易度が高い				重度の障害者施設には使いづらい	
芝生広場	でこぼこが多い	芝生に座れるような広場	芝生広場の各所にくつろげる場所			車椅子では入りづらい
トイレ	不衛生	車いすトイレがあると便利	和式で使いづらい 不衛生		少し狭い	少し狭い
掲示板	不衛生					
赤い字：ガイドラインに示されている事項 黒字：ガイドラインに示されていない事項						

車椅子を利用しない障害タイプ(D)は車椅子を利用している障害タイプ(B、C、E、F)よりバリアを少なく感じていることが確認できた。車椅子を利用している障害タイプはトイレを利用する際、和式便器や内部が狭いことをバリアと感じていることが確認できた。身体的障害を待っておらず知的障害のみの障害タイプ(A)はすべての公園施設にバリアを感じており、特にでこぼこやつまづきやすいことがバリアとなっていることが確認できた。

以上の結果を踏まえ、以下のように考えられる。入り口と園路、トイレのバリアとして取り上げられた要因はガイドランの基準を満たして施設整備し、清潔な維持管理をすれば解決できる内容である。施設の清潔さに関する意見からも4章で言及したようにガイドラインに維持管理基準を追加する必要があると考えられる。ガイドラインに新しく追加されたベンチに関する基準ではベンチの周辺には150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましいと定められているが、それに加え足元を平坦に整備する基準を追加する必要があると考えられる。車椅子利用することによってバリアが増え、特にトイレを利用する際、困難を感じていると考えられる。トイレを整備する際、車椅子利用者が自由な行動が取れる十分な広さの確保や和式便器を整備することが重要だと考えられる。意外にも知的障害者が身体障害者よりバリアを多く感じており、すべての施設にバリアとなる要因が見出される。床面や路面を平坦でしっかり整備することは車椅子利用者のみならず、知的障害者にも有効な整備だと考えられる。このことから、身体障害者のみならず、知的障害者のための基準を設けることも重要と考えられる。

第4節 公園利用のための情報

4-1 公園利用のために必要な情報

公園利用のために必要な情報として管理職員が回答した内容は「公園の位置」、「公園までの交通」、「公園までの道路状況」、「障害者対応トイレの有無」の順に多かった。一般職員の回答も「公園の位置」、「公園までの交通」、「公園までの道路状況」、「障害者対応トイレの有無」の順であり、殆ど一致していることが確認できた。障害者施設から公園までのアクセス性に関する情報と障害者のためのトイレに関する情報を必要としていると考えられる。4章の公園利用者に対する調査では「特にない」の回答が多かったが(4章の3-5)、本章の調査では「特にない」の回答は少なく、多様な情報を求めていることが確認できた³⁾。

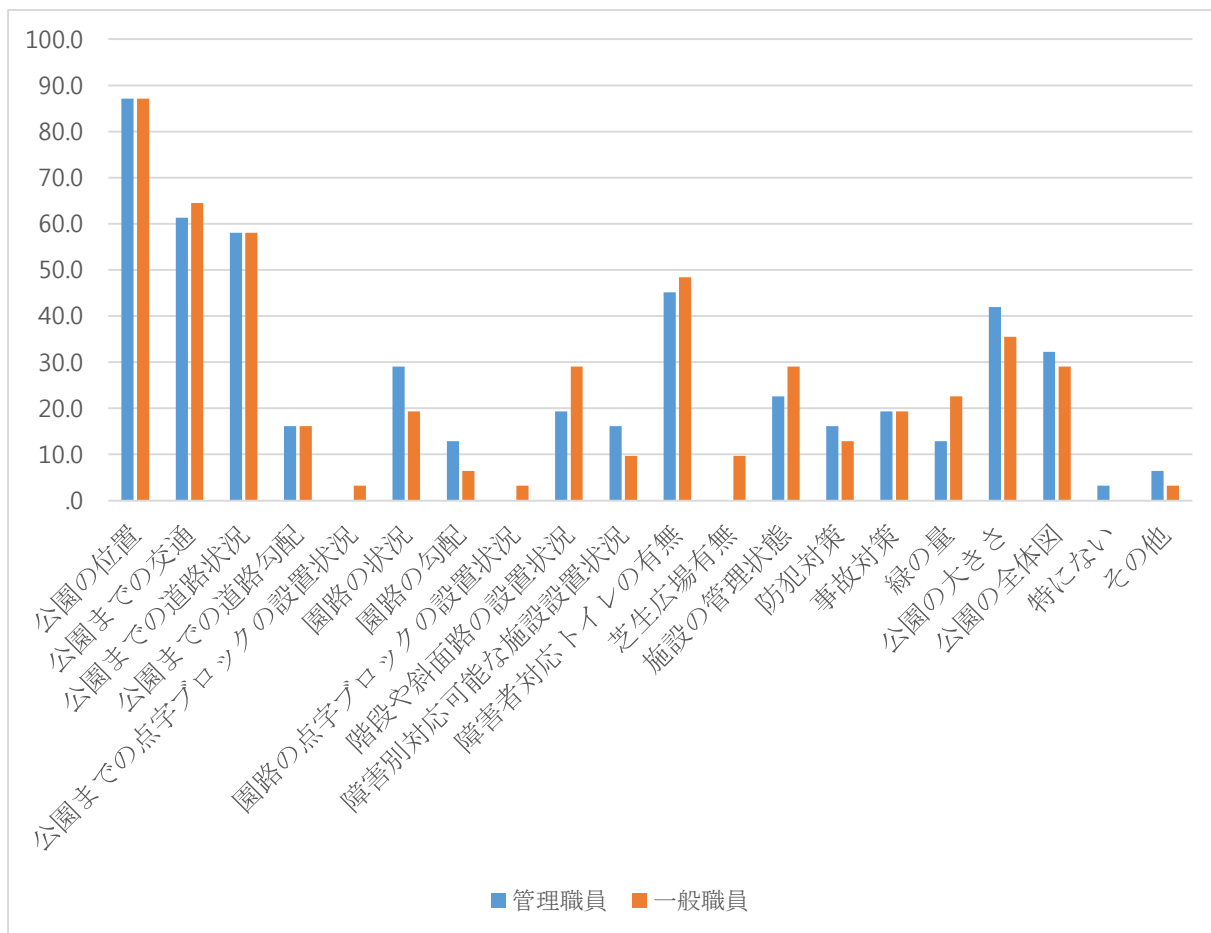


図 4-1. 公園利用のために必要な情報(単位: %)

4-2 効率的な情報入手のための手段

公園利用に関する情報を得やすい方法については管理職員と一般職員共に、「インターネット」、「施設に配られる役所のしおり等の行政資料」の順で回答が多かった。

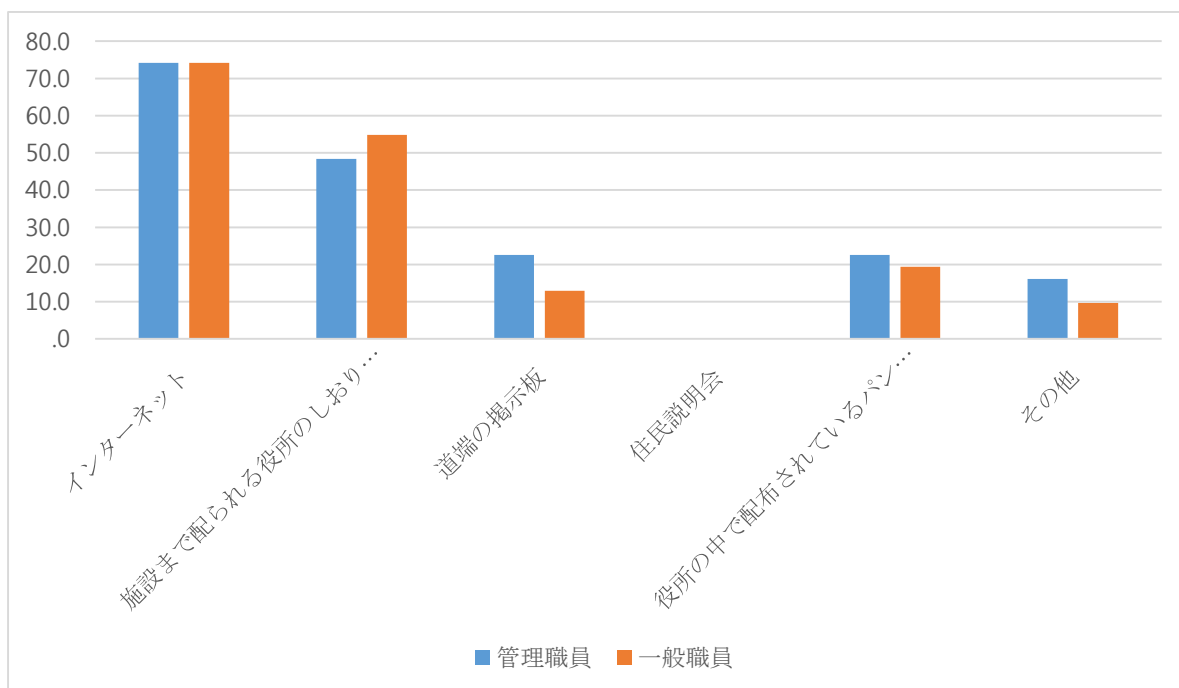


図 4-2. 情報を得やすい方法(単位：%)

第5節 本章の結論

障害者の公園利用度は高く、障害者施設の職員の意識が障害者の公園利用度に大きな影響を及ぼしており、職員の公園利用に対する認識の変化が障害者の公園利用を促すために最も重要であると考えられる。障害者が利用する公園を選定する基準として距離的要因が最も大きな影響を及ぼしていると考えられる。公園内のみならず公園の外側にも道路の状況や信号時間等のバリアが存在している。公園内のバリアとして取り上げられた要因の殆どはガイドラインの基準に従って整備すれば解決できると考えられる。しかし、施設の維持管理基準についてはガイドラインに新たに追加する必要があると考えられる。車椅子利用者はバリアを多く感じているが、知的障害者も身体障害者よりバリアを多く感じており、身体障害者のみならず、知的障害者のための基準を設けることも重要と考えられる。

障害者は公園利用の際、多様な情報を必要としており、その中でも公園までのアクセスと利用可能なトイレに関する情報を必要としていると考えられる。ガイドラインの情報提供の内容に関する基準は公園内の施設の整備状況や施設の位置等の情報、公園外の情報としては「公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望ましい」となっている。障害者が集まり、障害者の公園利用を支援することができる障害者施設

の障害者が普段公園を利用する際、近所の公園を徒歩で移動していること、多様な情報を必要としていること、中でも公園までのアクセスと利用可能なトイレに関する情報を必要としていること等を考慮すると、現行のガイドラインの基準に障害者施設の周辺の公園位置や道路の状況等の情報に関する基準を追加する必要があると考えられる。それらの情報を伝えるにはインターネットや施設に配られる行政資料が最も有効な手段だと考えられる。

参考文献

- 1) 永松 義博、岩渕 由生子、長澤 栄子、視覚障害者の公園利用実態と公園施設への要望、2001、ランドスケープ研究、Vol. 65 No. 5
- 2) 永松 義博、盲学校生徒の余暇活動に関する研究、1991、造園雑誌、Vol. 55 No. 5
- 3) 美濃 伸之、奥山 俊博、公園管理者と移動障害当事者がGPSカメラ画像から判読する公園バリアフリー情報、2008、Journal of The Japanese Institute of Landscape Architecture 71(5), 619-622

4章. 都市公園利用におけるバリアフリー

第1節 本章の目的と方法

- 1-1 本章の目的
- 1-2 研究方法

第2節 調査対象公園の整備状況

- 2-1 施設に関するガイドラインの基準と整備状況との比較
- 2-2 遊具安全指針基準と整備状況との比較

第3節 各々の公園のBF化された施設に関する利用者の評価

- 3-1 公園利用者の属性
 - 3-1-1 利用者のハンディキャップ
 - 3-1-2 利用者の性別と年齢
 - 3-1-3 公園利用者の来園距離
 - 3-1-4 公園利用の目的
 - 3-1-5 利用者の同伴者
 - 3-1-6 利用する公園の選定基準
- 3-2 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価と相関関係
 - 3-2-1 各公園の公園施設のバリアフリー化整備に対する利用者評価
 - 3-2-2 利便性及び満足度と項目との相関関係
- 3-3 各公園の公園施設別の利用者の評価の差
- 3-4 各公園の全体満足度と公園施設評価との相関関係
 - 3-4-1 各公園の全体満足度
 - 3-4-2 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係
- 3-5 利用者の公園施設への要望事項

第4節 本章の結論

参考文献

第6章 まとめと総合考察

第1節 各章のまとめ

第2節 総合考察及びガイドラインへの提案

第6章 まとめと総合考察

本章では高齢者や障害者の自立した公園利用を支援するため、現在進められている都市公園におけるBF化整備の状況や問題点を明らかにするため、公園利用の主体となる公園利用者による評価結果を現行ガイドラインの基準にフィードバックし、その改善の方向性について案を提案することを目的とした。

第1節 各章のまとめ

第1章は、日本におけるBF政策をとりまく社会的状況及び都市公園でのBF化整備方針の流れを文献や既往研究に基づきレビューし本研究の位置づけを明確にするとともに、本研究の背景及び目的、調査方法を提示した。現在日本では、新法の基準を示しているガイドラインにより、都市公園におけるBF化整備が進められている。既往研究として、高齢者や障害者の公園利用に関する研究やBF化整備の基準や整備状況、ユニバーサルデザインに関する研究は進まれているが、都市公園のBF化整備後にその効果や問題点を検証し、その結果をガイドラインや実際の整備にフィードバックするための研究はあまりされていない。本研究では、新法のガイドラインの基準を満たしている公園施設をBF化整備として定義づけ、高齢者や障害者のみならず、公園を利用するすべての利用者を対象としてBF化整備効果の検証を行った。さらに障害者施設での意識調査を通じてBFの主な対象である障害者の公園利用に関する意見を把握した。その結果に基づき、国の政策であるガイドラインによるBF化整備の効果や問題点を把握し、より利用者の利便性を向上させる改善案について考察した。

第2章は、BFに関連する政策の経緯を概観し、新法の制定の背景や特徴を把握し、論文全体の方向性を示す目的で調査を進めた。1970年代後半から始まった福祉のまちづくり運動を始めとし、ハートビル法と交通バリアフリー法をかけて新法の制定まで至った。都市公園におけるBF化整備は新法の基準を示しているガイドラインを参考として進められているといえる。BF化整備対象は都市公園法に定められている公園施設中、以下の特定公園施設として選定することが困難な施設を除き、特定12施設を定めた。1) 公園施設の目的や特性から、公園利用者の利用に直接関わらない公園施設であり、特定公園施設としてなじまないもの。2) 建築基準法に定められる建築物であって、建築物移動等円滑化基準によりBF化が定められる施設。3) 動植物園等、総合的・複合的な公園施設で、エリア内を構成する園路等の各公園施設のBF化により対応すべき公園施設。4) 公園施設の利用特性から、施設形態や利用形態が多様な施設であり、

多様な手法・運用により移動等円滑化を行うべき公園施設。ガイドラインの基準は高齢者や障害者の公園利用に関する既往研究、また障害者団体の人や障害者の専門家等のパブリックコメント等を反映し、UDの影響を受け、定めた。制定後にも障害者団体の人及び障害者専門家へのヒアリング調査を行い、2012年に改訂版を作成した。ガイドラインはUDの影響を受け、その対象者をすべての人としているが、整備基準を定める際や改訂のためのヒアリングも障害者のみを対象にしている等、一般の公園利用者の意見はあまり反映されていないと考えられる。

第3章は、現在進められている都市公園におけるBF化整備の効果や問題、改善案を把握するため、ガイドラインに則して整備された都市公園の施設に対する公園利用者の意識調査を行った。整備効果をより詳しく確認するため、健常者とハンディキャップを持っている人を区別して利用者の施設の評価や満足度との相関関係、不満要因と2つの利用者層の差を分析し、より効果的なBF化整備の方法を提案することを目的とした。その結果、施設に対する利用者の評価は高かったが、2つの利用者層の評価が相違する項目や多様な不満要因が存在していることが確認できた。法律的根拠や明確な基準を立てにくいUD概念を基礎とした整備はあまり行われていないのに対し、BF化整備は着々と整備されており、利用者の評価も高いことが確認できた。しかし、利用者属性による評価の差や多様な不満要因が存在していることから、ハンディキャップの有無によって評価が異なる基準や比較的评价が低かった項目、主な施設の不満要因であった自然環境に対する基準の追加等、ガイドラインの基準の見直しや施設を直接利用している公園利用者の意見を反映した基準の追加等、現在のガイドラインの基準を見直す必要があると考えられる。

第4章は、第3章の結論に加え、公園施設の整備状況、各公園の公園施設に対する利用者の評価、ガイドラインの基準と利便性との相関関係、全体満足度との相関関係や施設に対する要望と各公園間の評価の差を明らかにすることにより、公園の利便性を向上させる要因とバリアの究明、また、ガイドラインで規定されていないが、利用者の利便性を高められる要因を明らかにし、より利便性を向上させる公園の整備に役立つ提案を行うことを目的とした。対象公園の公園施設は一部を除いてガイドラインの基準を満たしていた。ガイドラインの具体的基準及び寸法等による公園施設のBF化整備は効果があるが、ガイドラインの基準についてはさらに明確なものにしていく必要があると考えられた。主に新設・改修の際に必要な内容が記述されたガイドラインに、維持管理においても必要な基準を付け加える必要があると考えられる。また、子供の安全な遊具利用に関してのみ記述されている指針に加えて、子供と一緒に遊具を利用している保護者・同伴者に対する配慮を含め、遊具をガイドラインの対象に含める必要があると考えられる。さらに、公園の計画・設計の際、植物の特性を考慮し、周辺の施設との関係に配慮

して配置する必要があると考えられる。施設の評価は利用者の属性及び利用形態、公園内部の特徴によって利用者評価や相関関係が異なったが、幅員や広さ等の要因は利便性と強い相関関係を持っていることが確認できた。幅員や広さ等の要因に優先順位において公園の特性や近隣住民の属性等、予想される利用者の利用形態にあわせて整備することが利用者の利便性向上に有効だと考えられる。公園施設のBF化整備が公園全体の満足度の向上に繋がるとは言えないが、公園の利便性は向上させていることから公園施設のBF化整備は必要と言える。

第5章は、第3章と第4章の調査の際、調査対象とした公園では障害者の利用度が低く、また回答率も低かったことから、より多くの障害者の意見を把握するため、障害者施設（施設を総括管理する職員と障害者の治療・訓練を行っている職員）に意識調査を実施し、障害者の公園利用の状況、利用の際のバリア、利用する／利用しない理由、必要とする情報等を明らかにすることを目的とした。その結果、障害者の公園利用度は決して低くはなく、障害者施設の職員の意識が障害者の公園利用度に大きな影響を及ぼすと考えられた。障害者を含め、すべての公園利用者が利用する公園を選定する際、距離的要因が最も大きな影響を及ぼしており、職員の公園利用に対する認識の変化が障害者の公園利用を促すために最も重要であると考えられた。つまり、公園内のみならず外側にもバリアは存在し、健常者にはバリアとならないが障害者にはバリアとなる新たな要因が確認できた。公園内のバリアとして取り上げられた要因を考慮すると、ガイドラインの整備基準に加え、ベンチに関する基準を設けて公園整備することが必要だと考えられる。障害者は公園までのアクセスや利用可能なトイレに関する情報を必要としており、それらの情報はインターネットや施設に配られる行政資料等を通じて手軽に提供されるべきだと考えられる。

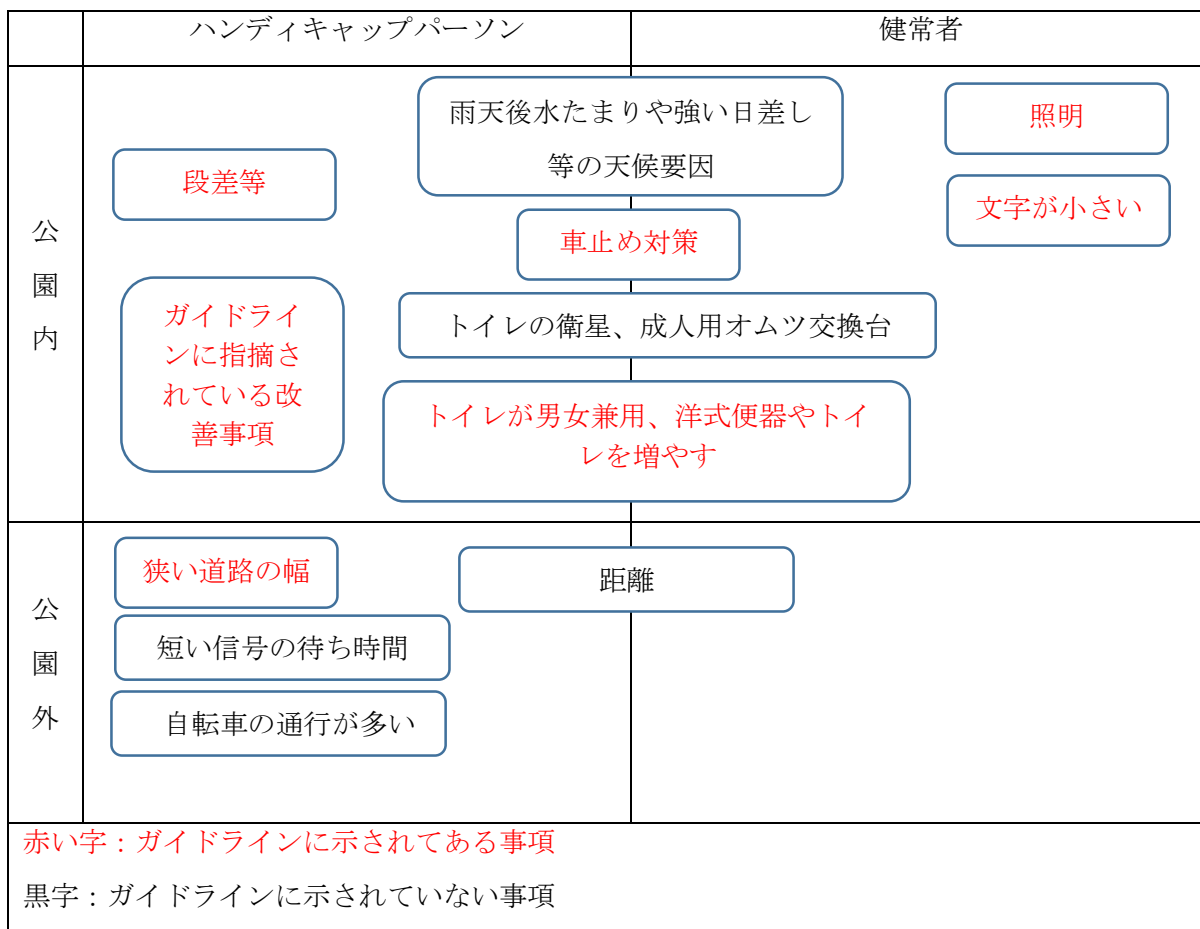


図 1-1. 公園利用におけるバリア

	ハンディキャップパーソン	健常者
出入口	雨天後水たまりや強い日差し等の天候要因 ベビーカーが通りづらい 不十分な車両進入対策	
園路	雨天後水たまりや強い日差し等の天候要因 休憩場所が少ない	
トイレ	衛生等の維持管理の問題 男女兼用 和式便器	
遊具	保護者のための休憩場所	
掲示板		夜は暗くて内容が見えない 文字が小さい

図 1-2. 一般公園利用者のバリア

表 1-1. 補完が必要な整備事項

	出入り口	園路	トイレ	遊具	掲示板
ガイドラインの基準			床面の滑りやすさ 男女分けて2つ以上設置	床面の安全性 (安全指針の基準)	
基準以外	日差し対策 ベビーカーが通りやすい幅と勾配	途中休める場所	清潔なトイレの管理 防犯対策	子供を見守りながら休める空間 清潔な管理	清潔な管理
4章の調査で利用者評価が3.0未満の項目あるいは施設に対する要望事項					

第2節 総合考察及びガイドラインへの提案

日本国内外の情勢の変化や市民の意識の変化等によりBF化が始まり、現在、社会全般でBF化は進められている。都市公園は都市の景観を構成する重要な要素であり、高齢者や障害者が好む空間でもある。このような都市公園におけるBF化整備は必然だといえる。既往の研究や検討を経て制定された新法はあらゆる施設のBF化に法的根拠を与え、都市公園も対象としてBF化整備が進められている。整備された公園を利用者の立場から評価し、その結果を政策や具体の基準にフィードバックしていくうえで、以下のことが言えよう。

1) 公園全体の満足度とガイドラインの対象項目との相関関係があまり見られないことと、公園選択基準としてBF要因が影響を及ぼしていないことから、公園施設のBF化整備は公園全体の満足度の向上に繋がるとは言えないが、利用者の高い評価を得、公園の利便性を向上させる要因として作用していると考えられ、公園施設におけるBF化整備は必要と言える。

2) 障害者を含め、すべての都市公園利用者が利用する公園を選択する際、距離的要因を最も重要視していると考えられる。その結果、調査対象とした公園では障害者の利用度が低かったと考えられる。すなわち公園内のバリアの解消は、公園外のバリアの軽減に影響するものではない。

3) 法的根拠を持たずまた明確化にそぐわないUD概念に依拠した政策枠組みを今から構成す

るという取り組みは一方であってもよいかもしれないが、バリアの除去や軽減という目的に立てば、既にバリアフリー新法とガイドラインの基準に従って整備されているBF化の政策枠組みの下で対応していくことが効果的であり、効率的でもあるだろう。

4) BF化整備に当たっては、公園そのものの整備と同様、幅員や広さ等の要因に優先順位において公園の特性や近隣住民の属性等、予想される利用者の利用形態にあわせて整備することが利用者の利便性向上に有効だと考えられる。

5) ガイドラインに具体的、数値的に基準が提示されていない公園施設に対する利用者の評価は比較的低く、遊具等のように公園利用者の利用頻度が高い公園施設に関する基準がガイドラインには含まれていない施設がある。また、調査対象がガイドラインの基準に則してBF化整備された公園施設であったにもかかわらず、多様な不満要因と要望が存在し、特に維持管理に関する意見が多かったことを踏まえ、可能な限り基準を明確化すること、遊具を整備対象に含めること、維持管理に関する基準を設けること等、現行ガイドラインの基準をより充実させる必要があると考えられる。

6) 植物を用いて公園の計画・設計を行う際、植物の特性を考慮し、成長が早く十分な木陰を提供できるような樹種を選定し、樹木が未成長の段階でも快適に利用できるように、屋根を設置したり、真昼の日差しを防ぐ場所に大きな造形物を設置したりしてとした周辺施設との位置関係や連携に配慮し、緑陰を補完する施設を設ける等の多様な工夫が必要と考えられる。

7) 障害者施設の職員、特に障害者施設のプログラムを作成する管理職員が障害者の公園利用に最も大きな影響を及ぼしていることから、管理職員の公園利用に対するポジティブな認識が障害者の公園利用を促すことにつながると考えられる。

8) 障害者にとってバリアは公園内外に存在し、障害者が感じている公園内のバリアはガイドラインの基準に従って整備すれば殆ど解決できると考えられる。公園利用者の全体の満足度への影響と利用する公園の選定基準でBF要因があまり影響を及ぼしていないこと、来園距離が公園利用に大きな影響を及ぼしていることを考慮すると、障害者が集まり、また障害者の公園利用を支援することができる障害者施設の周辺の公園を優先的にBF化整備することが政策効果を高めることにつながると考えられる。

9) 障害者は他の公園利用者より多様な情報を必要としており、特に公園までのアクセスや利用可能なトイレに関する情報を必要としている。必要とする情報をインターネットや障害者施設に配られる行政資料を用いて提供するのがより効果的だと考えられる。

以上を考察のうえ、ガイドラインをさらに充実させることで公園利用者の利便性向上に資する
と考える。

図表リスト

1章

表 1-1. 高齢化率の推移

図 1-1. 障害者人口

図 1. 2 バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

図 3-1. 論文の位置づけ

図 3-2. 論文の構成

2章

図 2-1. 特定公園施設及びガイドラインの対象の考え方。ガイドライン改訂版より

表 2-1. ガイドラインにおける園路及び広場の基準とその考え方

表 2-2. ガイドラインにおける屋根付広場の基準とその考え方

表 2-3. ガイドラインにおける休憩所・管理事務所の基準とその考え方

表 2-4. ガイドラインにおける野外劇場・野外音楽堂の基準とその考え方

表 2-5. ガイドラインにおける駐車場の基準とその考え方

表 2-6. ガイドラインにおける便所の基準とその考え方

表 2-7. ガイドラインにおける水飲場・手洗場の基準とその考え方

表 2-8. ガイドラインにおける掲示板・標識の基準とその考え方

表 2-9. ガイドラインにおけるベンチ、野外卓の基準とその考え方

表 2-10. ガイドラインにおける情報提供の基準とその考え方

表 2-11. ガイドラインにおける利用支援の基準とその考え方

3章

図 1-1. 西ヶ原みんなの公園の平面図と評価対象とした施設

図 1-2. 西新井さかえ公園の平面図と評価対象とした施設

図 1-3. 新田さくら公園の平面図と評価対象とした施設

図 1-4. 中目黒公園の平面図と評価対象とした施設

図 1-5. 井草森公園の平面図と評価対象とした施設

表 1-1. 各公園の回答数

- 図 3-1. ハンディキャップパーソンのハンディの種類とその割合
- 表 3-1. 出入口と項目の評価及び満足度
- 表 3-2. 園路と項目の評価及び満足度
- 表 3-3. トイレと項目の評価及び満足度
- 表 3-4. 遊具と項目の評価及び満足度
- 表 3-5. 掲示板と項目の評価及び満足度
- 表 3-6. 出入口と項目の相関関係
- 表 3-7. 園路と項目の相関関係
- 表 3-8. トイレと項目の相関関係
- 表 3-9. 遊具と項目の相関関係
- 表 3-10. 掲示板と項目の相関関係
- 表 3-11. 出入口の不満要因
- 表 3-12. 園路の不満要因
- 表 3-13. トイレの不満要因
- 表 3-14. 遊具の不満要因
- 表 3-15. 掲示板の不満要因

4章

- 図 1-1. 西ヶ原みんなの公園の平面図と評価対象とした施設
- 図 2-1. 西新井さかえ公園の平面図と評価対象とした施設
- 図 1-3. 新田さくら公園の平面図と評価対象とした施設
- 図 1-4. 中目黒公園の平面図と評価対象とした施設
- 表 1-1. 対象公園の回答数
- 表 2-1. ガイドラインの基準と整備状況の比較
- 表 2-2. 遊具の基準と整備状況の比較
- 表 3-1. 各公園のハンディキャップパーソンの人数
- 図 3-1. 利用者の性別と年齢
- 図 3-2. 来園距離
- 図 3-3. 公園利用の目的
- 図 3-4. 利用者の同伴者

- 図 3-5. 利用する公園の選定基準
- 表 3-1. 公園施設の評価と全体満足度
- 表 3-2. 利便性及び満足度と項目との相関関係
- 表 3-3. 出入口の利用者の評価の差
- 表 3-4. 園路の利用者の評価の差
- 表 3-5. トイレの利用者の評価の差
- 表 3-6. 遊具の利用者の評価の差
- 表 3-7. 掲示板の利用者の評価の差
- 表 3-8. 各公園の公園施設及び項目と公園全体の満足度との相関関係
- 図 3-6. 出入口に対する要望事項
- 図 3-7. 園路に対する要望事項
- 図 3-8. トイレに対する要望事項
- 図 3-9. 遊具に対する要望事項
- 図 3-10. 掲示板に対する要望事項
- 図 3-11. 情報内容に対する要望事項

5章

- 図 1-1. 4章で調査対象とした公園(足立区内)と障害者施設の位置
- 図 1-2. 4章で調査対象とした公園(北区内)と障害者施設の位置
- 図 1-3. 4章で調査対象とした公園(目黒区内)と障害者施設の位置
- 図 3-1. 障害者施設の公園利用状況
- 図 3-2. 公園を利用する理由
- 図 3-3. 利用する公園を選ぶ基準
- 図 3-4. 利用する公園までの移動時間
- 図 3-5. 利用する公園までの移動手段
- 図 3-6. 活動の内容
- 図 3-7. 公園利用の際、利用する施設
- 図 3-8. 公園を利用しない理由
- 表 3-1. 障害者の公園利用におけるバリア
- 表 3-2. 障害タイプ別にみた公園利用における公園内のバリア

図 4-1. 公園利用のために必要な情報

図 4-2. 情報を得やすい方法

6章

図 1-1. 公園利用におけるバリア

図 1-2. 一般公園利用者のバリア

表 1-1. 補完が必要な整備事項

アンケート

2章の国土交通省の公園緑地・景観課へのヒアリング

3章の公園利用者用のアンケート

4章の公園利用者用のアンケート

5章の管理職員用のアンケート

5章の一般職員用のアンケート

園路

1. 幅についてどう思いますか。 ①広い ②やや広い ③どちらでもない ④やや狭い ⑤狭い
2. 勾配についてどう思いますか。 ①ゆるい ②ややゆるい ③どちらでもない ④ややきつい ⑤きつい
3. 階段についてどう思いますか。
①通りやすい ②やや通りやすい ③どちらでもない ④やや通りづらい ⑤通りづらい
4. 傾斜路についてどう思いますか。
①通りやすい ②やや通りやすい ③どちらでもない ④やや通りづらい ⑤通りづらい
5. 利用の際、満足していますか。 ①満足 ②やや満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤不満
6. 利用の際、不満な点は何ですか。いくつかもお答えください
① 途中休める場所がない ② 段差がある ③ 滑りやすい表面 ④ 雨天後水たまりがある
⑤ 暗い素材 ⑥ 利用したい公園施設までの動線が不明確 ⑦ 案内板が少ない
⑧ 表面が歩きづらい素材 ⑨ 凸凹な園路 ⑩ 握りづらい階段・斜面路の手すり
⑪ 強い日差し ⑫ 案内板等、通行の邪魔になるものがある ⑬ 夜は利用できない不十分な照明
⑭ その他 ()

◇ だれでもトイレとは

ユニバーサルデザインの考えに基づき、健常者に加え、高齢者、車椅子利用者、子ども連れの人、オストメイトなど、できるだけ多くの人利用できるように設計されたトイレ。

だれでもトイレ

1. 出入り口についてどう思いますか。 ①広い ②やや広い ③どちらでもない ④やや狭い ⑤狭い
2. 広さについてどう思いますか。 ①広い ②やや広い ③どちらでもない ④やや狭い ⑤狭い
3. 扉についてどう思いますか。
①開閉しやすい ②やや開閉しやすい ③どちらでもない ④やや開閉しづらい ⑤開閉しづらい
4. 洗面台についてどう思いますか。
①使いやすい ②やや使いやすい ③どちらでもない ④やや使いづらい ⑤使いづらい
5. 便器についてどう思いますか。
①使いやすい ②やや使いやすい ③どちらでもない ④やや使いづらい ⑤使いづらい
6. 利用の際、満足していますか。 ①満足 ②やや満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤不満
7. 利用の際、不満な点は何ですか。いくつかもお答えください
① 段差がある ② 滑りやすい床面 ③ 紙巻器の位置が見つかりづらい ④ 便器付近の空間狭い
⑤ 水流しボタンが押しづらい ⑥ 洗面台の高さが不適切 ⑦ 洗面台の蛇口が使いづらい
⑧ 男女兼用 ⑨ その他 ()

遊具施設

1. 見通しについてどう思いますか。 ①良い ②まあ良い ③どちらでもない ④まあ悪い ⑤悪い
2. 遊具周辺に子供に付き添って遊ばせる空間についてどう思いますか。
①十分 ②やや十分 ③どちらでもない ④やや不十分 ⑤ 不十分
3. 遊具の床面の安全性についてどう思いますか。
①安全 ②やや安全 ③どちらでもない ④やや危険 ⑤危険
4. 遊具の素材の安全性についてどう思いますか。
①安全 ②やや安全 ③どちらでもない ④やや危険 ⑤危険
5. 利用の際、満足していますか。 ①満足 ②やや満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤不満
6. 利用の際、不満な点は何ですか。いくつかもお答えください
①遊具に絡まり・ひっかかる部分がある ②楽しい遊具がない ③さびが付いている ④遊具の安全性の不安 ⑤非衛生的 ⑥破損されている遊具が放置されている ⑦子供を見守りながら休める場所が少ない ⑧他の保護者と会話できる空間がない ⑨遊具施設まで行く動線が退屈 ⑩他の公園利用者から十分離れていない ⑪その他 ()

掲示板

1. 掲示板の高さについてどう思いますか。①良い ②まあ良い ③どちらでもない ④まあ悪い ⑤悪い
2. 情報の内容が分かりやすいと思いますか。
①十分 ②やや十分 ③どちらでもない ④やや不十分 ⑤ 不十分
3. 利用の際、満足していますか。 ①満足 ②やや満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤不満
4. 利用の際、不満な点は何ですか。いくつかもお答えください
①文字が小さい ②分かりづらい説明 ③夜は暗くて内容が見えない ④掲示板上に近づけない ⑤文字が読めない ⑥分かりづらいサイン ⑦日差しが強い ⑧掲示板上周辺の床面が滑りやすい ⑨掲示板上周辺の床面は固くしまっていない ⑩表面が汚れている ⑪利用の際、通行人の邪魔になる ⑫その他 ()

調査者記入	番号
公園名	新田さくら公園、 西新井さかえ公園、 井草森公園、 西ヶ原みんなの公園、 中目黒公園
時間	日 時 分

千葉大学園芸学部都市環境デザイン学研究室では、都市公園におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインについて調査しています。

この調査結果はすべて統計的に処理され、個人情報流出されることは一切ありません。

お手数をお掛けいたしますが、アンケートにご協力お願いいたします。

あなたに関する質問です。

1.公園利用の際、一時的なことを含め、ご自身に不便な部分(問2参照)がありますか。

- ①ある ②ない ③分からない

2.あると回答した方にお聞きします。その不便な部分は何ですか。いくつでもお答えください。

- ①車いす使用 ②杖使用 ③長時間の歩行が困難 ④全盲 ⑤弱視 ⑥色覚障害
⑦聴力が弱い ⑧義足・義手・人工関節 ⑨妊娠している ⑩ベビーカー使用
⑪乳幼児連れ(ベビーカーなし) ⑫一時的ケガで歩行不自由 ⑬一時的ケガで手元不自由
⑭重い荷物 ⑮その他()

3.あなたはこの公園の施設がバリアフリー化されていることをご存知ですか。

- ①知っている ②言葉の意味はわかるがそれは知らなかった ③その言葉の意味がわからない

4.交通手段についてお聞きします。この公園には何でこられますか。

- ①徒歩 ②自転車 ③電車 ④バス ⑤自動車 ⑥その他()

5.所要時間についてお聞きします。来園する時、どのぐらいかかりますか。

- ①10分以内 ②10～30分 ③30分～1時間 ④1時間以上

6.公園利用頻度についてお聞きします。どれほど来園しますか。

- ①ほぼ毎日 ②週2～3回ぐらい ③月2～3回ぐらい ④半年1回ぐらい ⑤あまり利用しない
⑥初めて ⑦その他()

7.利用時間についてお聞きします。どれほど滞在しますか。

- ①10分以内 ②10～30分 ③30分～1時間 ④1時間～2時間 ⑤2時間以上

8.同伴者についてお聞きします。普段、誰と一緒に来ますか。

- ①一人で ②家族 ③夫婦のみ ④子供連れ ⑤ペット連れ ⑥友人・知人
⑦その他()

9.公園利用の目的についてお聞きします。来園の主な目的は何ですか。いくつでもお答えください。

- ①緑観賞 ②散歩 ③子供と遊ぶため ④運動 ⑤休憩 ⑥ペットの散歩 ⑦友人・知人との会
話や趣味 ⑧催しへの参加 ⑨待ち合わせ ⑩その他()

10.来園の理由についてお聞きします。この公園に来る理由は何ですか。いくつでもお答えください。

- ①家から近い ②緑豊か ③比較的新しい公園 ④ペット同伴が可能 ⑤友人・知人と会える
⑥園路が歩きやすい ⑦施設がいつもきれいに管理されている ⑧安心してトイレが使える
⑨安心して遊具が使える ⑩駐車場が利用しやすい ⑪駐輪場が利用しやすい
⑫全体的勾配がゆるい ⑬掲示板が見やすい ⑭行きたい施設までの動線がわかりやすい
⑮広々な空間 ⑯芝生広場が利用できる ⑰公園施設の種類が多い
⑱その他()

11.あなたの年齢についてお聞きします。おいくつですか。

- ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代以上

12.あなたの性別についてお聞きします。性別は何ですか。

- ①男性 ②女性

- ◇ 公園でのバリアフリーとは「高齢者や障害者が公園利用の際、障害物(バリア)となるものをなくすこと」を意味します。
- ◇ バリアフリー新法とは「平成18年度にバリアフリーを法として義務付けるために制定した法」です。公園施設に関する質問です。

出入口についての質問です。

1)出入口の利用しやすさについてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

2)幅についてどう思いますか。 ①狭い ②やや狭い ③どちらでもない ④やや広い ⑤広い

3)勾配についてどう思いますか。 ①きつい ②ややきつい ③どちらでもない ④ややゆるい ⑤ゆるい

4)路面についてどう思いますか。 ①凸凹 ②やや凸凹 ③どちらでもない ④やや平坦 ⑤平坦

5)車・バイク等の進入対策についてどう思いますか。

- ①不十分 ②やや不十分 ③どちらでもない ④やや十分 ⑤十分

6)出入口に関して要望がありますか。いくつかもお答えください。

- ①日差し対策 ②ゴミ箱 ③車いすが簡単に通れる幅 ④車いすが簡単に通れる勾配
⑤ベビーカーが簡単に通れる幅 ⑥ベビーカーが簡単に通れる勾配 ⑦夜でも利用できる十分な照明
⑧雨天後のみずたまり対策 ⑨外から目立つような標識 ⑩通行のじゃまにならない車進入対策
⑪出入りするとき状況がわかるような見渡し確保 ⑫見やすくわかりやすい案内板 ⑬特にない
⑭その他 ()

園内の通路についての質問です。

1)園路の利用しやすさについてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

2)幅についてどう思いますか。 ①狭い ②やや狭い ③どちらでもない ④やや広い ⑤広い

3)勾配についてどう思いますか。 ①きつい ②ややきつい ③どちらでもない ④ややゆるい ⑤ゆるい

4)路面についてどう思いますか。 ①凸凹 ②やや凸凹 ③どちらでもない ④やや平坦 ⑤平坦

5)路面についてどう思いますか。

- ①滑りやすい ②やや滑りやすい ③どちらでもない ④やや滑りにくい ⑤滑りにくい

6)路面の素材についてどう思いますか。

- ①柔らかい ②やや柔らかい ③どちらでもない ④やや固い ⑤固い

7)路面の明るさについてどう思いますか。

- ①暗い ②やや暗い ③どちらでもない ④やや明るい ⑤明るい


8)園路とその周辺に関して要望がありますか。いくつかもお答えください。

- ①日差し対策 ②園路沿いに植木 ③園路沿いに花壇 ④行動のジャマにならない排水施設
⑤ゴミ箱 ⑥施設や催し等が載っている掲示板 ⑦みずたまり対策 ⑧ベンチ等の途中
休める場所の増設 ⑨夜でも利用できる十分な照明 ⑩わかりやすい動線 ⑪特にない
⑫その他 ()

だれでもトイレについての質問です。

だれでもトイレとは



普段、車いすマーク()がついてあるトイレですが、障害者だけではなく、高齢者、子ども連れの
人、一般の人、いわゆる全ての人が使えるトイレです。

1)トイレの利用しやすさについてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

2)出入り口の幅についてどう思いますか。 ①狭い ②やや狭い ③どちらでもない ④やや広い ⑤広い

3)扉のノブの位置についてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

4)扉の開閉方式についてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

5)扉の重さについてどう思いますか。 ①重い ②やや重い ③どちらでもない ④やや軽い ⑤軽い

6)扉についてどう思いますか。 ①不満 ②やや不満 ③どちらでもない ④やや満足 ⑤満足

7)トイレの広さについてどう思いますか。 ①狭い ②やや狭い ③どちらでもない ④やや広い ⑤広い

8)洗面台の高さについてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

9)洗面台の蛇口についてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

10)便器の高さについてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

11)トイレトーパーパの取り付けの位置についてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

12)水洗ボタンの位置についてどう思いますか。 ①良い ②まあ良い ③どちらでもない ④まあ悪い ⑤悪い

13)水洗しボタンの押す方法についてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

14)床面についてどう思いますか。

- ①滑りやすい ②やや滑りやすい ③どちらでもない ④やや滑りづらい ⑤滑りづらい

15)床面の材質についてどう思いますか。

- ①歩きづらい ②やや歩きづらい ③どちらでもない ④やや歩きやすい ⑤歩きやすい

16)便器の手すりの位置についてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

17)便器の手すりのにぎりやすさについてどう思いますか。

- ①悪い ②やや悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

18)トイレに関して要望がありますか。いくつでもお答えください。

- ①男女分けて 2ヶ所以上設置 ②洗面台にせっけんがほしい ③大人用のオムツ換え台
④清潔な便器 ⑤清潔な洗面台 ⑥清潔なオムツ換え台 ⑦見やすいところに掃除点検表
⑧押しやすい呼び出しボタン ⑨安心して座らせられる子供用イス ⑩点字案内板 ⑪不審者
等の防犯対策 ⑫わかりやすい施設説明板 ⑬わかりやすい場所に設置 ⑭アクセス
しやすい場所に設置 ⑮特にない ⑯その他 ()

遊具施設についての質問です。

1)遊具について満足していますか。 ①不満 ②やや不満 ③どちらでもない ④やや満足 ⑤満足

2)見渡しについてどう思いますか。 ①悪い ②まあ悪い ③どちらでもない ④まあ良い ⑤良い

3)遊具と遊具の間、十分離れていると思いますか。

- ①不十分 ②やや不十分 ③どちらでもない ④やや十分 ⑤十分

4) 子供に付き添って遊ばせる空間が十分だと思いますか。

- ① 不十分 ② やや不十分 ③ どちらでもない ④ やや十分 ⑤ 十分

5) 遊具の下の床面の安全性についてどう思いますか。

- ① 危険 ② やや危険 ③ どちらでもない ④ やや安全 ⑤ 安全

6) 遊具の材質の安全性についてどう思いますか。

- ① 危険 ② やや危険 ③ どちらでもない ④ やや安全 ⑤ 安全

7) 遊具の種類についてどう思いますか。

- ① 少ない ② やや少ない ③ どちらでもない ④ やや多い ⑤ 多い

8) さび等、遊具の管理状態についてどう思いますか。

- ① 悪い ② やや悪い ③ どちらでもない ④ まま良い ⑤ 良い

9) 遊具施設に関して要望がありますか。いくつでもお答えください。

- ① 種類を増やす ② 多少危険でも楽しい遊具 ③ しっかりした安全対策(例：)
④ 子供を見守りながら休める場所 ⑤ 清潔な管理 ⑥ 足が引っかからないような平坦な床面
⑦ 他の保護者と会話できる空間 ⑧ 夜でも利用できる十分な照明 ⑨ 近くにオムツ換え場所
⑩ 近くにトイレ ⑪ 近くに飲料水台 ⑫ 他の公園施設利用者と分けられる対策 ⑬ 特にない
⑭ その他 ()

掲示板についての質問です。

1) 掲示板の利用しやすさについてどう思いますか。

- ① 悪い ② やや悪い ③ どちらでもない ④ まま良い ⑤ 良い

2) 掲示板の高さについてどう思いますか。 ① 悪い ② まま悪い ③ どちらでもない ④ まま良い ⑤ 良い

3) 掲示板の大きさについてどう思いますか。 ① 悪い ② まま悪い ③ どちらでもない ④ まま良い ⑤ 良い

4) 文字の大きさについてどう思いますか。 ① 悪い ② まま悪い ③ どちらでもない ④ まま良い ⑤ 良い

5) 説明がわかりやすいですか。

- ① わかりづらい ② ややわかりづらい ③ どちらでもない ④ ややわかりやすい ⑤ わかりやすい

6) 必要な情報が載っていますか。

- ① 載っていない ② あまり載っていない ③ どちらでもない ④ やや載っている ⑤ 載っている

7) 掲示板に関して要望がありますか。いくつでもお答えください。

- ① 夜でも利用できる十分な照明 ② 日差し対策 ③ 清潔な管理 ④ まぶしくない表面
⑤ 点字版 ⑥ 色あせ対策 ⑦ 特にない ⑧ その他 ()

8) 公園利用のため、掲示板に載せて欲しい情報は何か。いくつでもお答えください。

- ① 全体図 ② 階段の回り道(スロープなど)案内 ③ 障害者及び高齢者対応のトイレ情報
④ オムツ換え場所 ⑤ バリアフリーマップ(アクセス性の程度を表す図) ⑥ 施設利用方法
⑦ 催しもの ⑧ ボランティア活動 ⑨ 安全事故の対策 ⑩ 特にない
⑪ その他 ()

最後に公園全体の満足度に関する質問です。この公園に満足していますか。

- ① 不満 ② やや不満 ③ どちらでもない ④ やや満足 ⑤ 満足

御協力ありがとうございました。

調査者記入	番号
公園名	新田さくら公園、 西新井さかえ公園、 井草森公園、 西ヶ原みんなの公園、 中目黒公園、
時間	日 時 分

8. 公園利用を企画する時、活動の内容は何ですか。(複数回答可)

- ①障害者との散歩 ②障害者との軽い運動 ③障害者との休憩 ④広い空間で障害者と遊ぶ
⑤ボランティアと遊ぶ ⑥遊具施設の利用 ⑦障害者との自由時間 ⑧緑観賞
⑨その他()

★13番にお進みください

●5番の質問で「ない」と回答された方にお聞きします。

9. 利用しない理由は何ですか。(複数回答可)

- ①利用可能な公園に関する情報不足 ②近所に利用可能な公園がない ③障害者が公園利用を望まない
④人手不足 ⑤公園利用する必要がない
⑥その他()

10. 今は公園利用を取り入れていないが、活動計画に入れる意向はありますか。

- ①ある ②ない ③わからない

11. 10番の質問で「ある」と回答された方にお聞きします。公園で何がしたいですか。(複数回答可)

- ①障害者との散歩 ②障害者との軽い運動 ③障害者との休憩 ④広い空間で障害者と遊ぶ
⑤遊具施設の利用 ⑥障害者との自由時間 ⑦緑観賞
⑧その他()

12. 10番の質問で「ない」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答可)

- ①公園利用が必要ではない ②仕事が増える(人手が不足) ③事故などの心配
④事件・迷惑などに巻き込まれる恐れ ⑤身体的に困難
⑥その他()

★13番にお進みください

10. 公園利用の際、利用する施設とその施設の利用しやすさの評価を教えてください。評価は5点満点で5点から1点までつけてください。（複数回答可）

- ①ベンチ（ ） ②運動施設（ ） ③芝生広場（ ） ④噴水（ ）
⑤トイレ（ ） ⑥掲示板（ ）
⑦その他（ ）

11. 利用していた時、「不便な点」や「改善してほしい点」はありますか。

★貴施設から公園まで：

★公園施設の内

- i. 出入口：
- ii. 園路：
- iii. ベンチ：
- iv. 運動施設：
- v. 芝生広場：
- vi. 噴水：
- vii. トイレ：
- viii. 掲示板：
- ix. その他

12. 利用している公園を満足していますか。

- ① 満足 ②やや満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤不満

★17番にお進みください

●しないと回答された方にお聞きします。

1 3. 利用しない理由は何ですか。(複数回答可)

- ①施設のプログラムに含まれていない ②利用可能な公園に関する情報不足 ③近所に利用可能な公園がない ④障害者が公園利用を望まない ⑤人手不足 ⑥公園利用する必要がない ⑥その他()

1 4. 今は公園利用をしないが、障害者と公園利用をする希望はありますか。

- ①ある ②ない ③わからない

1 5. 13番の質問で「ある」と回答された方にお聞きします。公園で何がしたいですか。(複数回答可)

- ①障害者との散歩 ②障害者との軽い運動 ③障害者との休憩 ④広い空間で障害者と遊ぶ ⑤ボランティアと遊ぶ ⑥具施設の利用 ⑦障害者との自由時間 ⑧緑観賞
⑨その他()

1 6. 13番の質問で「ない」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答可)

- ①公園利用が必要ではない ②仕事が増える(人手が不足) ③事故などの心配
④事件・迷惑などに巻き込まれる恐れ ⑤身体的に困難
⑥その他()

★17番にお進みください

★公園利用有無にかかわらず、お答えください。障害者と公園を利用するために必要な情報に関する質問です。

1 7. 公園利用や利用公園を決める時、必要な情報は何か。(複数回答可)

- ①公園の位置 ②公園までの交通 ③公園までの道路状況 ④公園までの道路勾配
⑤公園までの点字ブロックの設置状況 ⑥園路の状況 ⑦園路の勾配 ⑧園路の点字ブロックの設置状況 ⑨階段や斜面路の設置状況 ⑩障害別対応可能な施設設置状況
⑪障害者対応トイレの有無 ⑬芝生広場有無 ⑭施設の管理状態 ⑮防犯対策
⑯事故対策 ⑰緑の量 ⑱公園の大きさ ⑲公園の全体図 ⑳特にない
㉑その他()

1 8. 公園利用のために必要な情報の提供手段としてお聞きします。公園利用に関する情報を手に入れやすい方法は何か。(複数回答可)

- ①インターネット ②施設まで配られる役所のしおり等の行政資料 ③道端の掲示板
④住民説明会 ⑤役所の中で配布されているパンフレット
⑥その他()

★貴施設の名称: _____

平成25年12月3日

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 御中

千葉大学大学院園芸学研究科 博士後期課程3年次 李志雄

千葉大学大学院園芸学研究科 准教授 木下剛（指導教員）

都市公園におけるバリアフリー対応に関する聞き取り調査のお願い

謹啓 私は千葉大学大学院園芸学研究科博士課程にて博士研究「利用者評価に基づく都市公園のバリアフリー整備のあり方に関する研究（仮題）」を進めている李志雄（指導教員：木下剛）と申します。この研究は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー新法）とそれにもとづく「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（以下、ガイドライン）に依拠して進められている都市公園におけるバリアフリー化整備の実際の効果について、利用者の視点から評価を行い、現行ガイドラインの課題等を明らかにするとともに、現行ガイドラインが高齢者・障害者を含むすべての利用者に対してバリアフリー化が必要と指摘しながらも、実際には高齢者・障害者のみを対象とした基準化に止まっている現状に対して、健常者に対しても基準化が望まれる事項を具体的に提示することを意図するものです。この研究を進めていく中で、以下の諸点について国土交通省担当課様にお聞きいたしたくお願い申し上げます。

謹白

1. バリアフリー新法において都市公園も対象となった経緯についてお聞かせください。
2. ガイドラインでは、高齢者や障害者だけでなく本来すべての利用者を対象としてバリアフリー化を進めるべきであるとする、いわばユニバーサルデザインの考え方に通ずる基本認識が示されていますが、どのような議論を経てこのような認識に至ったのでしょうか。
3. バリアフリー新法で、都市公園においてバリアフリー対応が必要とされた12施設について、それらが選定された経緯や理由、また、特に遊具とベンチが対象外になった理由についてお聞かせください。
4. ガイドラインに明記されている、上記12施設のバリアフリー化のための基準や寸法（数値）はどのような客観的根拠にもとづき設定されたのでしょうか。
5. 現行ガイドラインの実効性や課題について認識されていることがあればお聞かせください。もし現時点で見直しや変更を考えておられるようでしたら、その方向性等についてもお聞かせください。
6. 現行のバリアフリー新法の都市公園関連規定およびガイドラインの規定を考えるにあたり、海外の類似制度を参考にされましたか。参考にされた場合、どのような制度のどのような点を参考にされたのでしょうか。

連絡先 千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授 木下 剛

Phone. 047-308-8877 E-mail. tkinoshita@faculty.chiba-u.jp

Summary

As Japan is becoming a super-aged society, many point out that various considerations are needed to facilitate social engagement of people with through changes in the public perception about disability. Following such a social trend, the barrier-free concept, which ensures the environment without physical barriers for self-initiated social participation of the elderly and the disabled, is becoming more widespread. In Japan, the barrier-free movement in various parts of the society including urban parks has been accelerated since the legislation of the barrier-free new law in 2006.

The purpose of this paper is to examine the impact of current barrier free efforts in urban parks from the user perspective and figure out existing issues and possible improvement measures. In order to do so, a user attitude survey is conducted in regard with selected sample urban parks renovated based on the 'Urban park Renovation Guidelines for better mobility' which suggests direction and standard for park facility renovation and maintenance.

The survey results showed a considerable difference between people with a handicap and without in their evaluation of the renovated park facilities. The results also indicate the importance of including play equipments in the guidelines for park users with children along with the arrangement of facilities in regard with usability improvement.

Moreover, interviews were carried out at facilities for the handicapped to find out the actual park use by the disabled. The interview results suggest that the disabled use park facilities frequently, and managing staffs' perception on park use considerable affect the disabled' s park use. Also the result revealed the significance of external barriers such as park location and access and, thus, the need to provide the disabled with detailed access information. Based on these findings, this paper suggests that putting priority on parks which are more likely to be visited by the handicapped is effective in facilitating park use by the wider public and improving usability.